

仙台市国民保護避難実施要領
作成マニュアル

令和5年3月
仙 台 市

目 次

第1章 総論	1
1 本マニュアルの位置づけ	1
2 「避難実施要領」及び「避難実施要領の作成例」の作成の趣旨等	1
第2章 国民の保護に関する措置の仕組み	3
第1節 危機発生時の対応の流れ	3
1 本市の対応の流れ	3
2 政府の武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針の決定等	5
3 国民保護措置における国・県・市の間の業務フロー	6
第2節 警報及び避難の指示等	8
1 警報の伝達等	8
2 住民への避難指示に至るまでの流れ	11
3 避難の形態	12
第3章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	14
第1節 初動対応	14
1 初動対応の流れ	14
2 危機管理レベル	17
3 事態認定の有無に応じた本市の対応の体制	18
第2節 その他の危機の発生を覚知した場合の対応	18
1 対応体制の確立	18
2 各部局等の役割等	26
3 市対策本部設置前の避難に関する市長の権限	26
第3節 情報収集等及び広報	27
1 情報収集等	27
2 広報活動	32
第4節 弾道ミサイル攻撃における体制と初動措置	37
1 弾道ミサイル発射情報の伝達（政府～関係自治体）	37
2 Jアラートの発令状況に応じた本市の体制	38
3 Jアラート発令時の対応	43
4 体制の移行	43
5 被害情報の収集	43
6 仙台市以外に落下した情報を受信した場合	44

第4章	市対策本部の設置等	45
1	市対策本部の設置	45
2	通信の確保	48
第5章	避難の検討における留意事項	49
1	避難の検討に当たっての基本的な流れ等	49
2	対象となる事態の態様及び特に留意すべき事態	51
3	避難対象者の把握及び避難者数の算定	54
4	避難施設及び一時集合場所	54
5	避難者の輸送	55
6	避難経路	55
7	避難誘導	56
8	特異な状況に関する留意事項	63
9	情報の伝達・提供に関する留意事項	67
10	動物の保護等に関する配慮	67
第6章	避難のパターンの考え方とその特徴	68
1	避難のパターンの考え方	68
2	各避難のパターンの特徴と避難上の留意点	70
第7章	避難実施要領の作成における基本事項	73
第1節	避難実施要領の構成等	73
1	避難実施要領の構成	73
2	避難実施要領の様式	74
3	避難実施要領の作成の流れ	80
第2節	避難実施要領への記載要領	81
1	宮城県からの避難の指示の内容	81
2	事態の状況、関係機関の措置	81
3	事態の特性で留意すべき事項	82
4	避難者数	82
5	避難施設	83
6	避難手段等	84
7	避難経路	84
8	避難誘導方法	85
9	避難時の留意事項（主に住民）	87
10	誘導に際しての留意事項（職員）	87
11	情報伝達	87
12	緊急時の連絡先	88

第8章 避難実施要領の作成例	89
1 避難実施要領の作成例1：弾道ミサイル攻撃（着弾前）【屋内避難】	90
2 避難実施要領の作成例2：交通機関等を用いた攻撃【屋内避難】	95
3 避難実施要領の作成例3：弾道ミサイル攻撃（着弾後）【域内避難】	100
4 避難実施要領の作成例4：危険物内在施設等への攻撃①【屋内避難】	111
5 避難実施要領の作成例5：危険物内在施設等への攻撃②【域内避難】	116
6 避難実施要領の作成例6：ゲリラや特殊部隊による攻撃①【屋内避難】	126
7 避難実施要領の作成例7：ゲリラや特殊部隊による攻撃②【域内避難】	130
8 避難実施要領の作成例8：着上陸侵攻【域外避難】	138

読み替え一覧表

読み替え前	読み替え後	初回ページ
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	国民保護法	1
仙台市国民保護計画	市国民保護計画	1
宮城県国民保護計画	県国民保護計画	1
国民の保護に関する基本指針	基本指針	2
仙台市危機管理指針	市危機管理指針	3
国民の保護に関する措置	国民保護措置	3
武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律	事態対処法	5
武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針	対処基本方針	5
事態対策本部	政府対策本部	8
仙台市ホームページ	市ホームページ	9
仙台市消防局	市消防局	12
市域内の避難	域内避難	12
市域外への避難	域外避難	12
仙台市国民保護対策本部又は仙台市緊急対処事態対策本部	市対策本部	14
人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物	危険動物	18
危機対策本部又は危機警戒本部	危機対策本部等	18
情報連絡員	リエゾン	25
放射能、生物剤、化学剤等	NBC剤	32
核攻撃又は生物攻撃若しくは化学攻撃	NBC攻撃	32

※ 上記に示すほか、仙台市国民保護計画に示す読み替えを行う。

第1章 総論

1 本マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づき策定した仙台市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）において作成が定められている避難実施要領のパターンについて、その内容を本マニュアルで具体的に定めることにより、武力攻撃等の事態が生じた際の迅速な避難実施要領の作成及び円滑な市民の避難の実施を図るものである。

※ なお、市国民保護計画等に記載の「避難実施要領のパターン」は、本マニュアルにおいては「避難実施要領の作成例」と称することを基本とする。（但し、関係資料からの引用部分を除く。）

2 「避難実施要領」及び「避難実施要領の作成例」の作成の趣旨等

(1) 避難実施要領

国民保護法に基づく避難の指示が都道府県知事から通知された際、市町村長は避難実施要領を定めることとされている。

市国民保護計画第3編第4章第2節「2 避難実施要領の策定」において、「市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、宮城県、宮城県警察、宮城海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。」とされている。

避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に実施できるよう策定するものであり、宮城県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）や市国民保護計画に規定されている留意事項等を踏まえ作成することが基本となるが、緊急の場合であって、時間的な余裕がない場合には、事態の状況等を踏まえて、国民保護法第61条第2項に定める法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることもあり得る。

(2) 避難実施要領の作成例

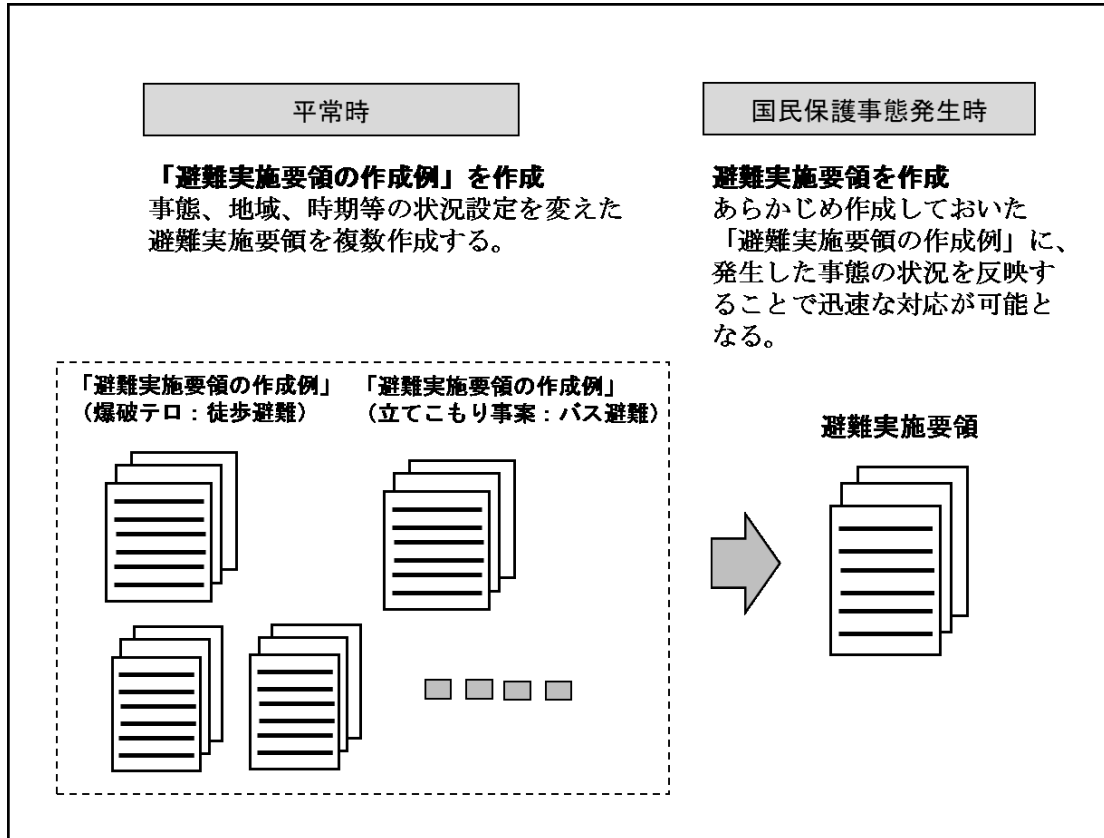
市国民保護計画第2編第2章「2 避難実施要領のパターンの作成」において、「市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、宮城県、宮城県警察、宮城海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。」とされている。

国民保護事案の態様は、事案の規模や方法、発生場所、発生時間等により様々であるが、避難実施要領の作成例を日頃から作成しておくことによって、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定のイメージやノウハウを培うことが可能となる。

本市においては、避難実施要領の作成例の検討等を通じ、対応能力の向上を図るとともに、作成後であっても、訓練などを通じて得られる新たな知見をもとに更新を図ることや、異なる想定に基づく新たな「避難実施要領の作成例」を追加作成するなど、不断の改善を図って

いくことも重要である。

【「避難実施要領」及び「避難実施要領の作成例」の関係のイメージ】



(3) 本マニュアル作成の趣旨

これらのことを踏まえ、万一、対象としている事態が発生した際に、宮城県からの避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定して、住民等を速やかに避難させることができるように備えるべく、本マニュアルを作成した。なお、作成に当たっては、国民保護法、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）、消防庁作成のマニュアル（「避難実施要領のパターン」作成の手引き（平成23年10月）及び避難実施要領のパターン事例集（令和3年6月））、県国民保護計画及び市国民保護計画における避難実施要領に係る規定を踏まえるとともに、令和3年9月に仙台市国民保護協議会部会の下に設置した作業部会で検討を行った。

第2章 国民の保護に関する措置の仕組み

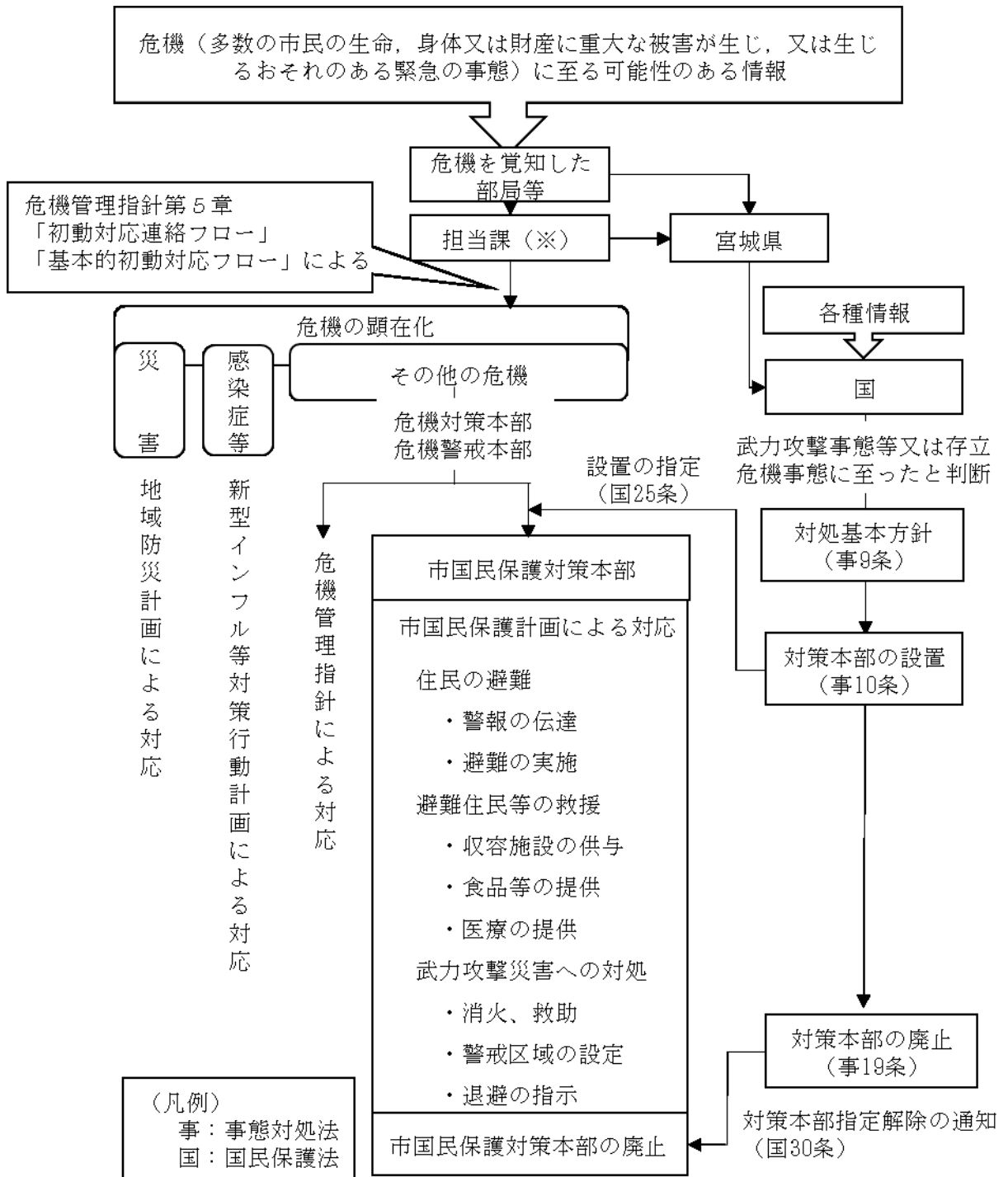
第1節 危機発生時の対応の流れ

1 本市の対応の流れ

本市は、危機（多数の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態）が発生した場合には、危機の態様に応じてあらかじめ仙台市危機管理指針（以下「市危機管理指針」という。）で定める区分に従い対応する。

危機が国民保護にかかるものである場合は、国の方針の下、基本的人権の尊重、国民の権利利益の迅速な救済、国民に対する情報提供、関係機関相互の連携協力の確保、国民の協力の獲得、高齢者等への配慮及び国際人道法の的確な実施、指定公共機関等の自主性の尊重、国民の保護に関する措置（以下「国民保護措置」という。）に従事する者等の安全の確保等に留意しつつ、政府の実施する国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

【危機発生時の対応フロー（国民保護を中心に記載）】



※ 担当課とは発生した危機の内容に係る事務を所掌する課を指す。

※ 県及び国に対する報告要領は仙台市地域防災計画共通附属資料4-16参照。

2 政府の武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針の決定等

(1) 対処基本方針案の作成

内閣総理大臣は、武力攻撃事態等又は存立危機事態に至ったときは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第9条第6項に基づき、武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）案を作成し閣議の決定を求めるとされている。

対処基本方針で定める事項は以下のとおり。

- 1 対処すべき事態に関する次に掲げる事項
 - (1) 事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は存立危機事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
 - (2) 事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であると認定する場合にあっては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由
- 2 当該武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する全般的な方針
- 3 対処措置に関する重要事項

なお、上記1(1)項の「事態が武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は存立危機事態であることの認定」を指して、いわゆる「事態認定」と称される。また、緊急対処事態（※）の場合については、武力攻撃事態に準じた対応となる。

※ 「緊急対処事態」とは、武力攻撃事態と並び国民保護法が対象としている事態である。具体的には第5章2を参照。

(2) 対処基本方針の案作成後の手続き等

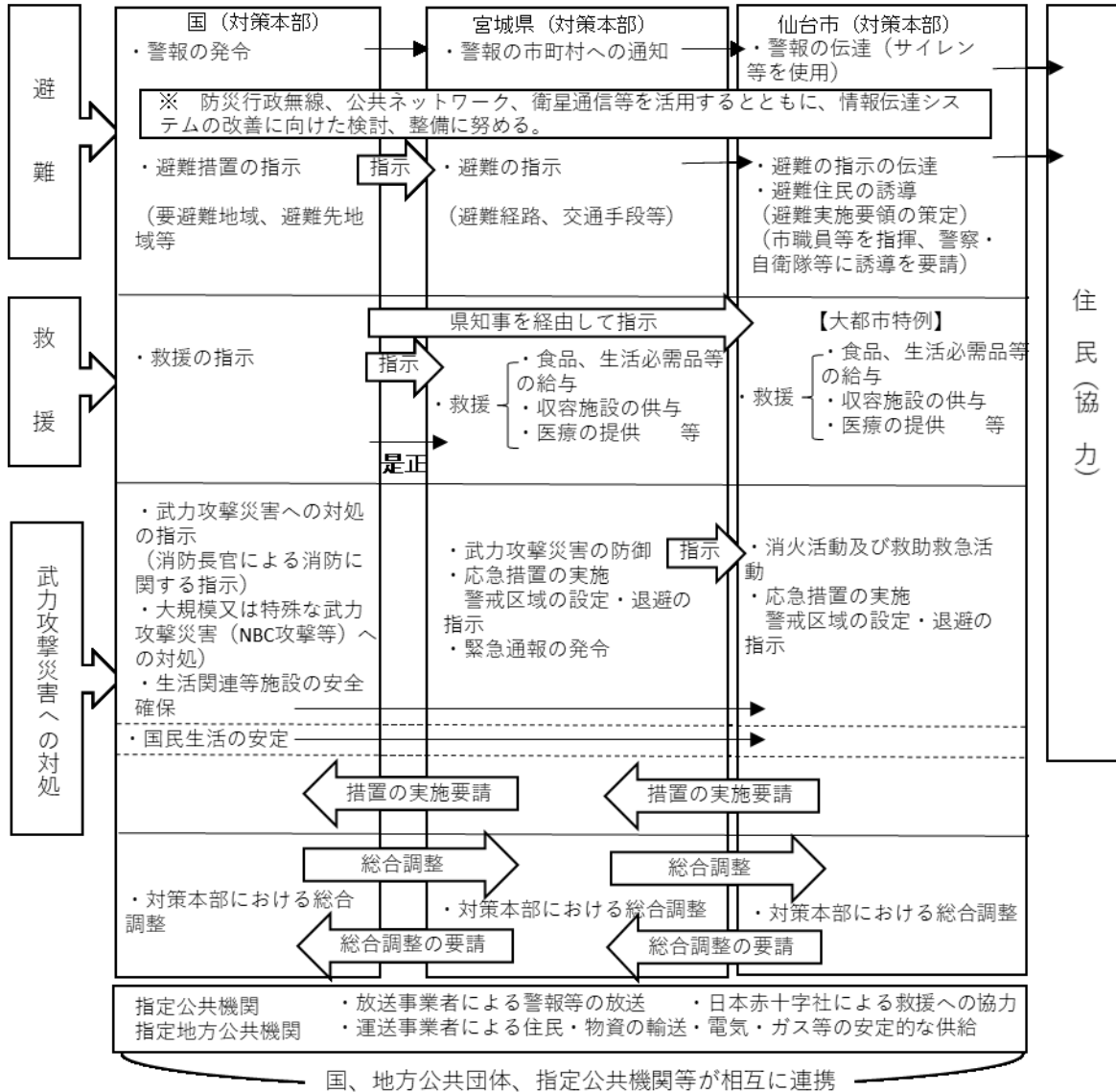
内閣総理大臣は、作成した対処基本方針の案について閣議の決定があったときは、直ちに、国会の承認を求めるとともに、閣議の決定及び国会の承認があったときは、直ちに公示しなければならないとされている。（事態対処法第9条第7～9項）

3 国民保護措置における国・県・市の業務フロー

(1) 国・県・市の業務フロー

国民保護措置は、「避難」、「救援」、「対処」により構成される。国民保護措置における国・県・市の指示等の流れは下記のとおり。

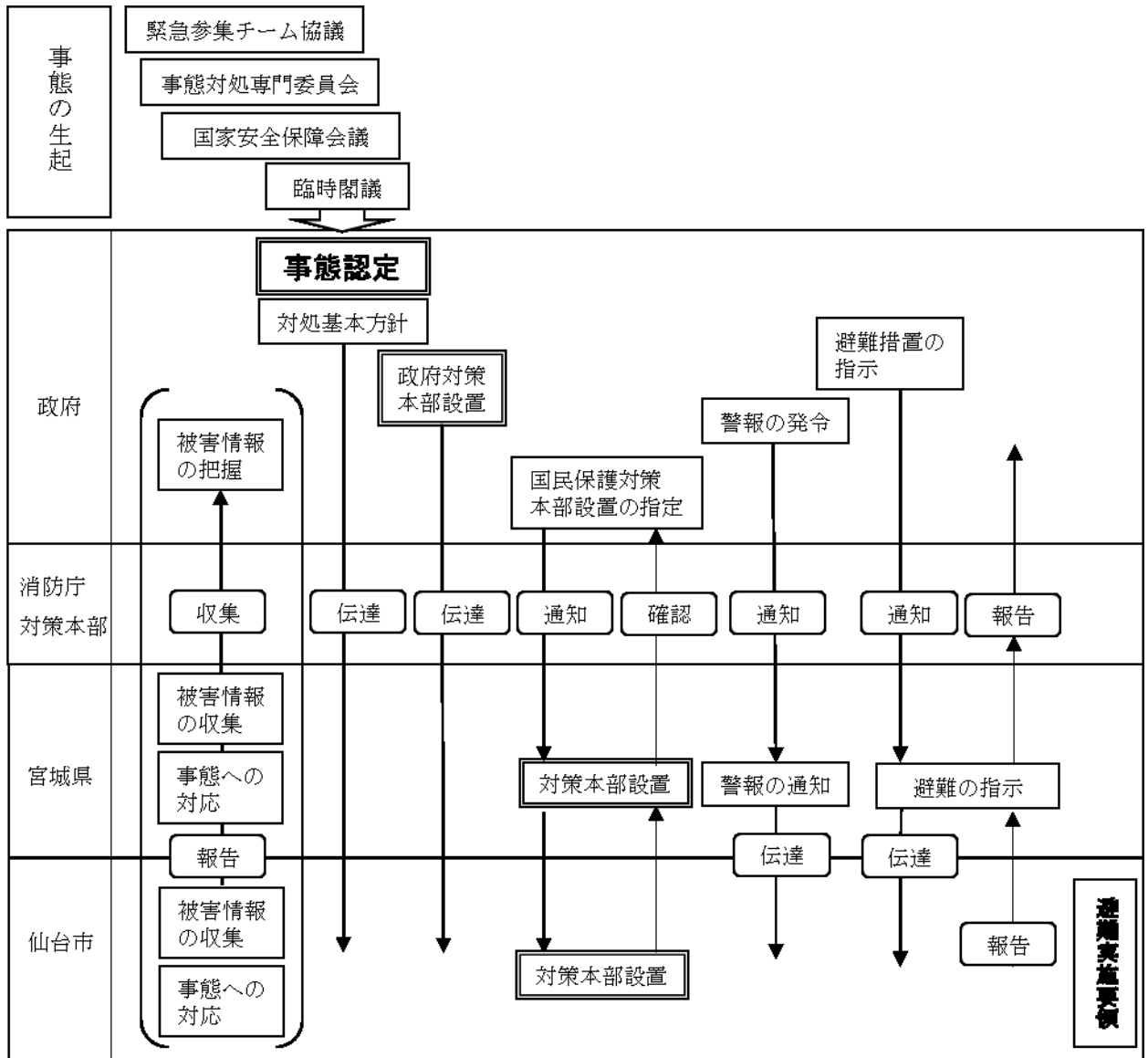
【国民保護措置（避難・救援・対処）の内容別に見た国・県・市の業務フロー】



(2) 避難の事態生起後の初動対応

国民保護措置のうち、事態生起から避難までの初動部分における国・県・市の間の業務フローは下記のとおり。

【事態生起後の国・県・市の間の指示等の流れ】



第2節 警報及び避難の指示等

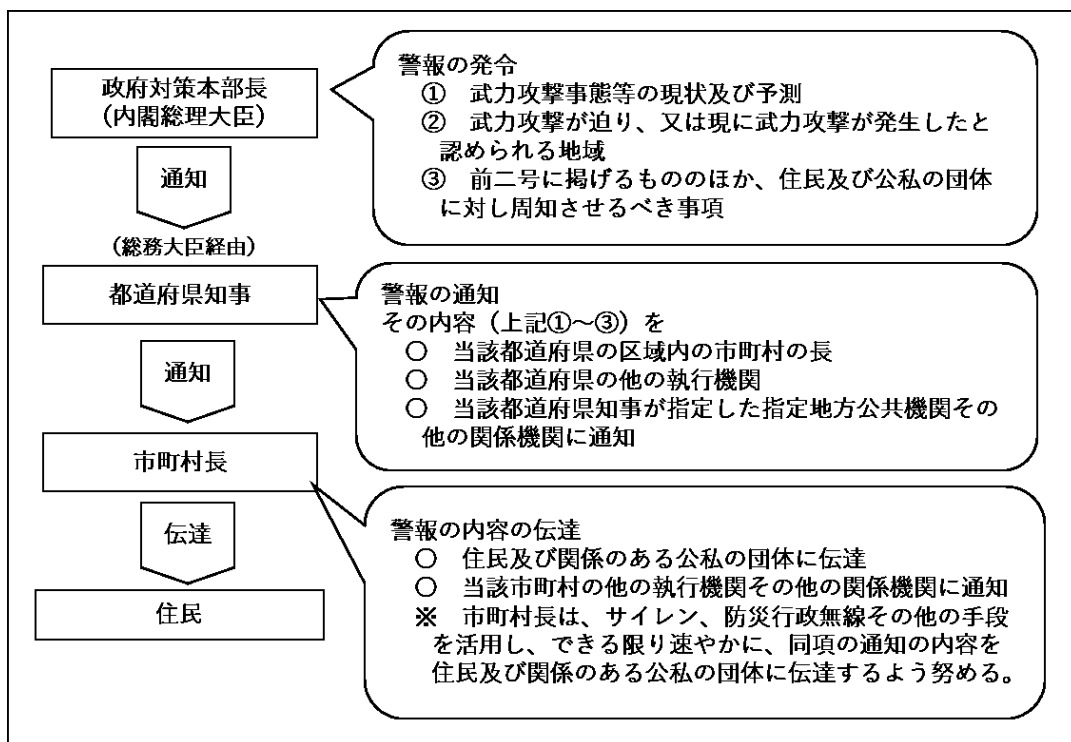
内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、臨時に内閣に事態対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置するものとされている。（事態対処法第10条）

また、国民保護法の規定に基づき、政府対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、財産等を保護するため緊急の必要があると認めるときは警報を発令し、都道府県知事に対して避難措置の指示等を行うこととされている。避難措置の指示を受けた都道府県知事は、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、避難すべき旨を指示しなければならないこととされている。詳細は下記のとおり。

1 警報の伝達等

政府対策本部長から市町村長までの警報の伝達等の流れは、下記のとおり。

【警報の伝達等の流れ】



(1) 政府対策本部長による警報の発令

政府対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、警報を発令しなければならないとされている。（国民保護法第44条第1項）

また、政府対策本部長は、警報を発令したときは、直ちに、その内容を指定行政機関の長（総務大臣等）に通知するとともに、この通知を受けた総務大臣は、直ちに、その内容を都道府県知事に通知しなければならないとされている。（国民保護法第45条第1項、同条第3項）

(2) 都道府県知事による警報の通知

都道府県知事は、総務大臣から警報の通知を受けたときは、県国民保護計画で定めるところにより、関係市町村の長等に直ちに通知しなければならないとされている。(国民保護法第46条第1項)

(3) 警報の通知を受けた後の市長の措置 (市国民保護計画第3編第4章第1節1参照)

① 警報の内容の伝達

市長は、宮城県知事から警報の内容の通知を受けた場合には、市国民保護計画で定めるところにより、直ちに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達するとともに、本市の他の執行機関その他の関係機関に通知しなければならない。(国民保護法第47条第1項)

② 警報の内容の通知先

ア 本市の他の執行機関

- ・ 教育委員会
- ・ 選挙管理委員会
- ・ 人事委員会
- ・ 監査委員
- ・ 農業委員会

イ その他の関係機関 (基準)

- ・ 宮城県警察 (警備部警備課)
- ・ 宮城海上保安部 (管理課)
- ・ 自衛隊 (第22即応機動連隊第3科)
- ・ 日本赤十字社宮城県支部 (事業推進課)

※ 各連絡先はP29に記載のとおり。

(4) 警報の内容の伝達方法等 (市国民保護計画第3編第4章第1節2参照)

① 警報の内容の伝達方法

警報の内容の伝達は、市が保有する伝達手段を基本としつつ、併せて放送事業者、町内会等組織、自主防災組織、事業者団体等の協力も得ながら、原則として次の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合

仙台市ホームページ (以下「市ホームページ」という。)、緊急速報メール、ツイッター等の情報伝達手段を使用するとともに、原則として、広報車により国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

この際、屋外で広報車等を運用することが危険な場合は、職員の安全を確保することを最優先に行う。

また、航空機による広報は、緊急時の情報伝達手段として有効であるため、必要に応

じ航空機を使用した広報について検討する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、市ホームページ等への掲載をはじめとする手段により周知を図る。ただし、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

ウ 錯誤の防止

警報の発令は1回限りではなく、例えば弾道ミサイルが複数回にわたって発射される場合などは、警報も複数回発令される可能性がある。複数回警報が発令された場合は、前後の情報が混同される可能性があり、警報の伝達要領や表現には特に留意する。

② 宮城県警察との連携

市は、警察官による拡声器や標識を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、宮城県警察と緊密な連携を図る。

③ 高齢者、障害者、外国人等への配慮の基本的な考え方

避難情報等が確実に災害時要援護者に伝達されるよう、防災行政無線、携帯電話、FAX等できるだけ多くの手段を活用する。また、緊急時には電話回線の輻そうや電力の寸断等により、通信機器等を使用した情報伝達が機能しなくなることも考えられることから、人的手段の併用にも留意する。

④ 警報解除の伝達

警報解除の伝達については、新たな警報の発令と誤認される可能性があることから、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則としてサイレンは使用せず、広報車、Lアラート等を使用して伝達することとする。

(4) 緊急通報の伝達及び通知等（市国民保護計画第3編第4章第1節3参照）

① 緊急通報の発令

都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、県国民保護計画で定めるところにより、武力攻撃災害緊急通報を発令しなければならないとされている。（国民保護法第99条第1項）

なお、県国民保護計画（第3編第4章第1－3）によれば、特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行うとされている。

② 緊急通報の内容

県国民保護計画（第3編第4章第1－3）によれば、緊急通報の内容は、危急の被害を

避ける観点から、次の事項についての必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとしてとされている。

- ア 武力攻撃災害発生等の日時及び場所
- イ 当該災害発生等の事態に係る情報
- ウ 現在の対処状況
- エ 住民等への(具体的な)指示又は勧告
- オ 連絡先又は問い合わせ先

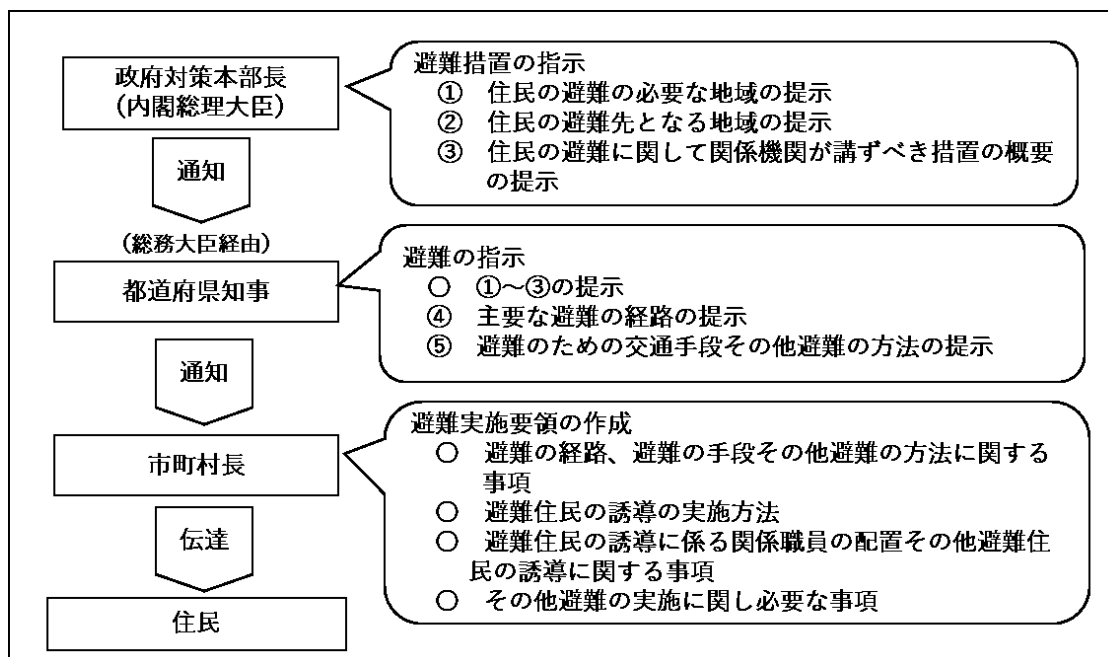
③ 緊急通報の伝達及び通知

市長が、宮城県知事から緊急通報の内容の通知を受けた場合には、国民保護法第 46 条第 1 項に基づき宮城県知事から警報の通知を受けた場合と同様に、直ちに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達するとともに、本市の他の執行機関その他の関係機関に通知しなければならない。(国民保護法第 100 条第 2 項)

2 住民への避難指示に至るまでの流れ

政府対策本部長から市町村長までの住民避難に至る指示の流れは、下記のとおり。

【住民避難に至る指示の流れ】



(1) 政府対策本部長による避難措置の指示

政府対策本部において様々な情報を集約し、警報の発令と併せて、武力攻撃事態の現状や今後の予測、武力攻撃が予測される地域の地理的特性、当該地域の運送手段の確保の状況等を総合的に勘案し、特定の地域の住民を避難させることが必要であると判断した場合、政府対策本部長は、総務大臣を経由して、関係都道府県知事に対し、直ちに住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示するものとされている。(国民保護法第 52 条第 1 項)

実際のオペレーションでは、国が避難措置の指示を出す以前に市町村から「避難に関する事項」の報告を求め、当該報告に基づき避難措置の指示の内容等について国・都道府県・市町村間の調整が行われる。

(2) 都道府県知事による避難の指示

- ① 都道府県知事は、避難措置の指示を受けたときは、県国民保護計画で定めるところにより、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、避難すべき旨を指示しなければならないとされている。

この場合において、当該都道府県知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、当該要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる（国民保護法第54条第1項）

- ② なお、基本指針（第4章第1節3（1））によれば、都道府県知事は、避難の指示をする場合には、当該都道府県の区域における地理的特性等を踏まえ、要避難地域、避難先地域のほか、使用が想定される国道や県道等主要な避難経路、運送を行うこととなる電車やバスの確保状況等避難のための交通手段等について示すとされている。
- ③ 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、直ちに、その内容を避難先地域を管轄する市町村長（当該都道府県の区域内の市町村長に限る。）に通知しなければならないとされている。（国民保護法第54条第5項）

(3) 市長の避難実施要領の作成及び伝達

- ① 市長は、本市の住民に対して避難の指示があったときは、市国民保護計画（第3編第4章第2節2（1））で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。（国民保護法第61条第1項）
- ② 市長は、避難実施要領を定めたときは、市国民保護計画（第3編第4章第2節2（3））で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、本市の他の執行機関、仙台市消防局（以下「市消防局」という。）長、市の区域を管轄する警察署長、宮城海上保安部長及び自衛隊宮城地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。（国民保護法第61条第3項）

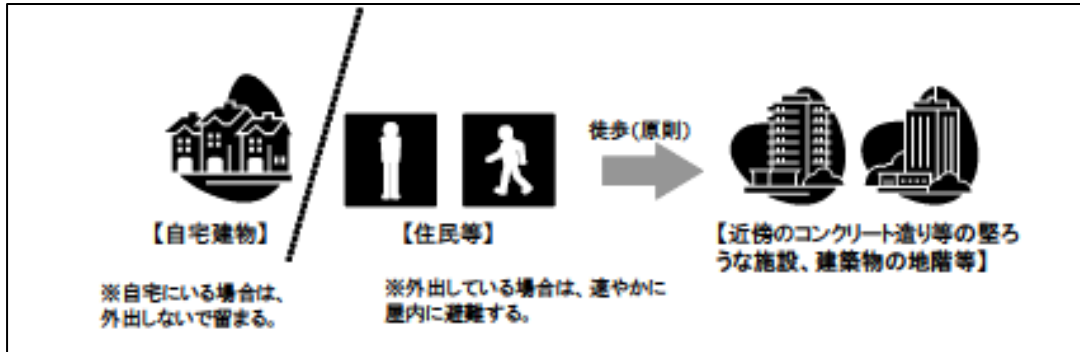
3 避難の形態

国民保護事案が発生した場合又は発生の予兆が見られる場合、市は国や宮城県からの指示のもと、住民を避難誘導することとなる。避難を実施するにあたり考えておくべき避難の形態を大きく分類すると、(1)屋内避難（自宅に留まる場合を含む。）、(2)市域内の避難（以下「城内避難」という。）、(3)市域外への避難（宮城県外への避難を含む。以下「域外避難」という。）の3形態が考えられる。

また、一時的に屋内避難を行い、その後、城内避難や域外避難を行う場合も考えられる。更には、同じ事案の中で、一部地域に屋内避難を、別の地域には城内避難を求めるような場合もあり得る。

(1) 屋内避難

外を移動するよりも、屋内にとどまることが安全と判断される場合に、屋内に避難する方法であり、特に、時間的な余裕がない場合や一時的な避難の場合等に用いる避難の形態である。



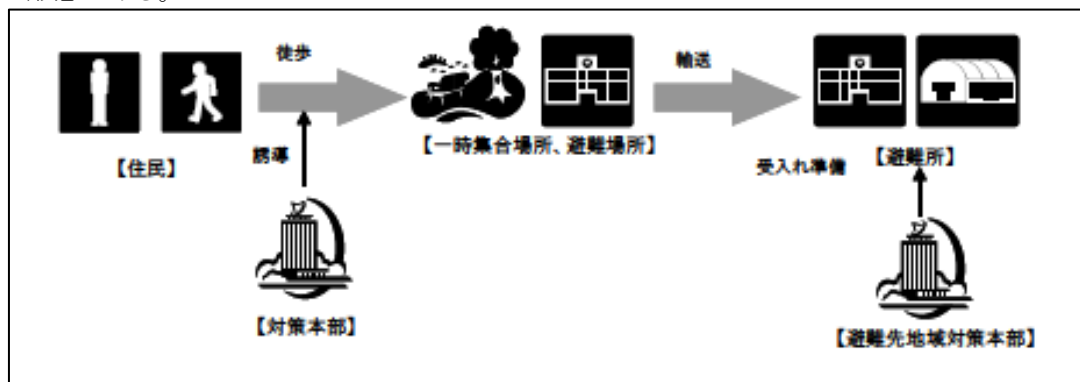
(2) 域内避難

危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法であり、その場所に留まっていた場合は危険な場合等に用いる避難の形態である。



(3) 域外避難

危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法のうち、要避難地域が市域を越える場合に用いる避難の方法であり、危険が予測される地域が広範囲に及ぶ場合等に用いる避難の形態である。



第3章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

第1節 初動対応

大規模な爆発や破壊により多くの死傷者が生じるような事態が発生した場合でも、直ちに事態認定が行われるとは限らない。

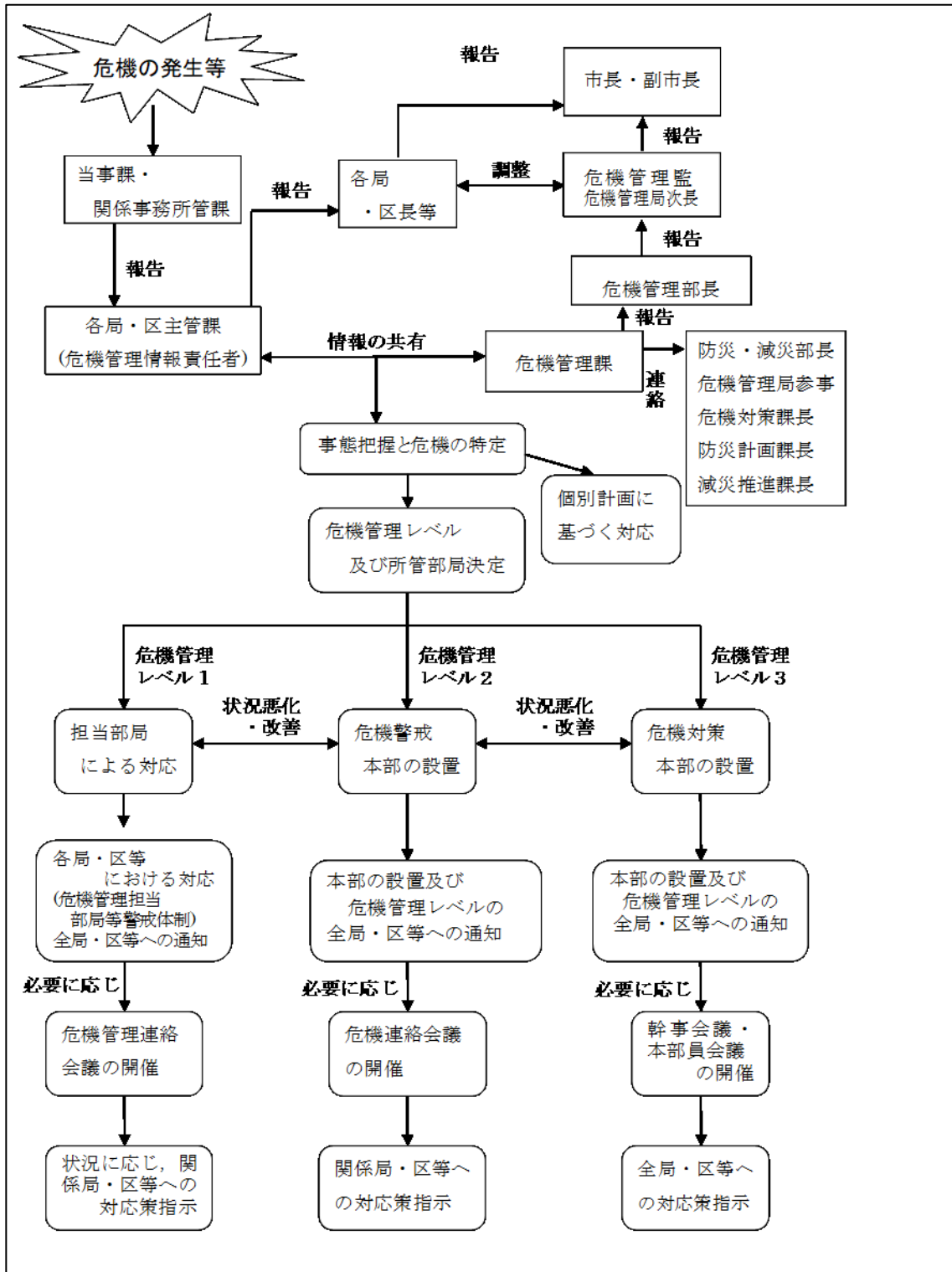
市は、事態認定前あるいは仙台市国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部（以下「市対策本部」という。）設置の指定を受ける前でも、住民の安全を確保するため、事態の態様に応じて迅速に初動体制を確立し、被害の未然防止に努めるとともに、被害が発生した場合はその拡大を防止する。

1 初動対応の流れ

危機が発生した場合、危機の当事課は各局・区主管課に報告し、右図に示すフローに従って情報の共有、調整、連絡等を行い事態を把握する。把握した事態の状況を踏まえ、危機管理レベルを決定し、レベルに応じた対応を行う。

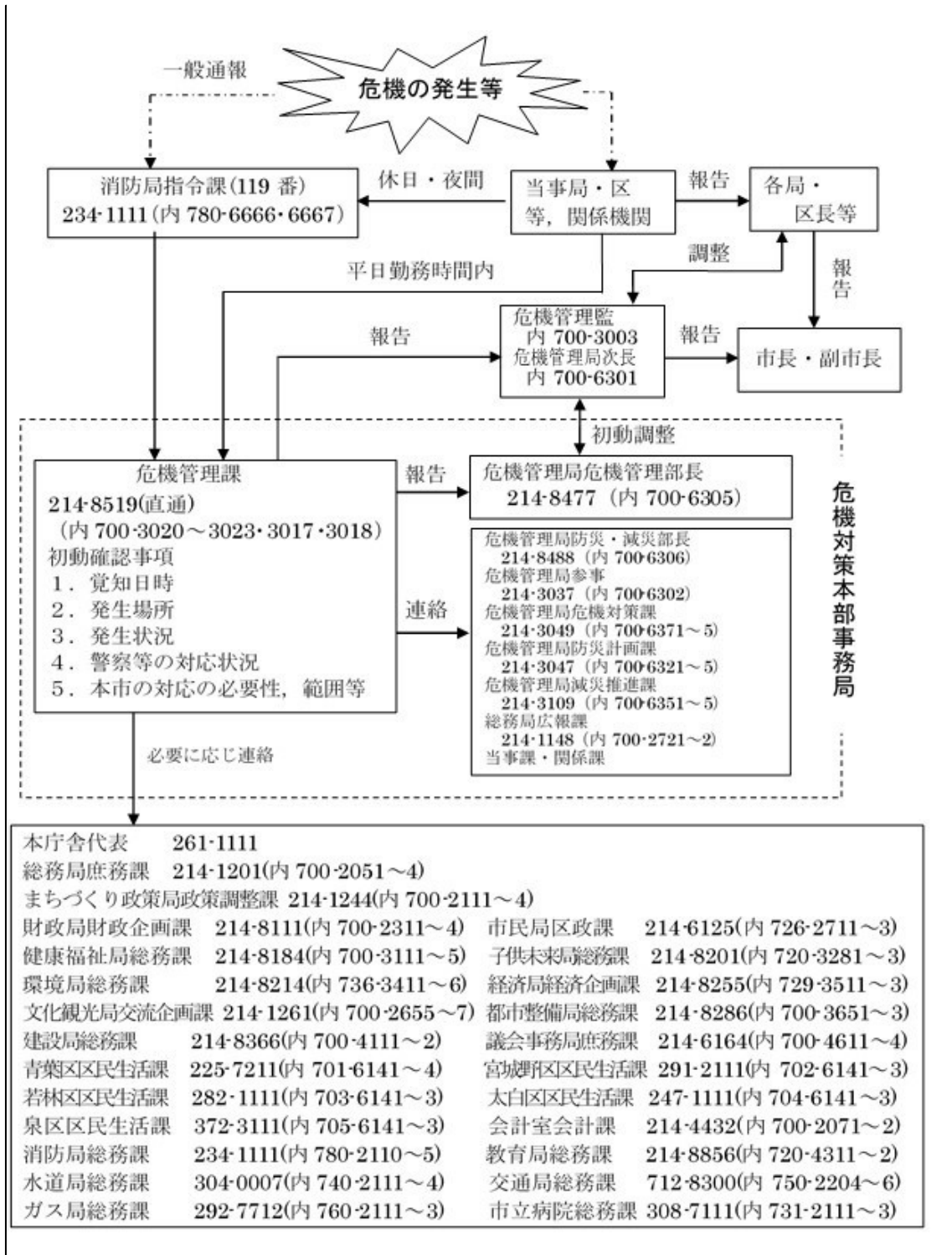
【危機発生後の対応の流れ】

(市危機管理指針 表5-3を転載)



【初動対応時の連絡先】

(市危機管理指針 表5-2を転載)



2 危機管理レベル

市危機管理指針では、危機管理レベルを、危機の切迫度、規模等に応じてレベル0からレベル3までの4段階を設定している。

危機管理レベルの設定は、危機管理監が関係局・区長等と協議して決定し、危機管理レベルが2又は3になった場合には、レベルが変化する都度、危機対策本部等事務局から全庁に通知する。

【危機管理レベルとその対応等】

(市危機管理指針 表2-4を転載)

危機管理レベル	状態	基本的対応体制
レベル0	○ 特に対応を要すべき危機が発生していない状態又は危機が発生するおそれが少ない状態	各局・区等における対応 (危機対策本部等の所管外)
レベル1	○ 危機が発生し、又は発生するおそれがあるが、事態が急激に悪化するおそれは少なく、通常の所管部局において対応できる状態 ○ 危機が発生し、又は発生するおそれがあり、事態が急激に悪化するおそれは少ないが、所管が不明確又は複数にまたがっている等平常時の事務分掌では対処が困難な場合 ○ レベル2の危機が収束しつつある状態	各局・区等における対応 状況により、危機管理担当部局及び関係局等による警戒体制等
レベル2	○ 危機が発生し、又は発生するおそれがあるが、想定される被害が限定的である状態 ○ 激甚な被害が発生するおそれのある危機が発生しているが、事態が急激に悪化するおそれが少なく、危機警戒本部において対応できる状態 ○ レベル3の危機が収束しつつある状態	危機警戒本部の設置
レベル3	○ 激甚な被害が発生するおそれのある危機が発生し、又は、至近に発生するおそれが大きい状態	危機対策本部の設置

3 事態認定の有無に応じた本市の対応の体制

事態認定の有無等、市町村国民保護対策本部を設置すべき市の指定の有無等に応じて以下の体制をもって対処する。

【事態認定の有無等に応じた本市の対処体制】

事態認定	状 況		危機管理 レベル	基本的対処体制
我が国のい ずれの地域 においても 事態認定さ れていない	情報収集・分析等の対応が必要な場合（全庁的な 対応の必要はなし）等		レベル1	情報連絡体制の 強化
	全庁的な情報の収集・分析、対応策の検討、総合 調整が必要な場合等		レベル2	危機警戒本部
	国民保護に準じた措置を実施する必要がある場 合等		レベル3	危機対策本部
我が国のい ずれかの地 域を対象と して事態認 定が行われ ている。	市対策本部設置指 定通知なし	情報収集・分析等対応が必 要な場合（全庁的な対応の 必要はなし）等	レベル1	情報連絡体制の 強化
		全庁的な情報の収集・分 析、対応策の検討、総合調 整が必要な場合等	レベル 2又は3	危機警戒本部又 は危機対策本部
	市対策本部設置指 定通知あり	市対策本部を設置し、国民 保護措置を実施	国民保護対策本部体制 緊急対処事態対策本部体制	

※ 事態の状況に関する情報が少ない場合等、明確な対応方針の確立が難しい場合には、危機対策本部等体制ではなく、災害対策（警戒）本部体制により対応する場合もある。

第2節 その他の危機の発生を覚知した場合の対応

※ 本節でいう、「その他の危機」とは、小規模なテロリズム、病原性の高い感染症、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）の徘徊等、「災害」及び「武力攻撃災害等」、「新型インフルエンザ等の発生」以外の緊急な事態又は当該事態が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

1 対応体制の確立（市危機管理指針第4章第2節、第3節をもとに加筆）

(1) 危機警戒本部又は危機対策本部の設置

① 市長は、仙台市危機管理に関する要綱に定める「その他の危機」の発生を覚知した場合は、速やかに、県及び宮城県警察に通報するとともに、危機警戒本部又は危機対策本部（以下「危機対策本部等」という。）を設置する。

② 危機対策本部等は、関係機関等を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機対策本部等を設置した旨、県に連絡する。

また、危機対策本部等は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場で活動している関係機関等と連携できる態勢を確保する。

(2) 危機対策本部等事務局の対応

危機対策本部等事務局は、各局・区等からの報告、関係各課、機関等の意見等の各種情報を分析し、その後の状況の予測を行うとともに、全庁に対し、全体的な対応方針及び具体的な対応を指示する。

(3) 各局・区等の対応

各局・区等は、本計画及び各局・区等の対応マニュアル等並びに危機対策本部等事務局からの指示に基づき対策を実施する。

また、危機対策本部等事務局から伝達される情報、各局・区等において収集される情報等を分析し、事態の收拾及び被害軽減のため、各局・区等において可能な対応について検討し、積極的に実施する。

(4) 本部員会議への報告

重要な案件で、本部員の協議を必要とする場合には、本部員会議を開催して協議を行う。なお、危機対策本部等設置時には、協議事項の有無に関わらず、速やかに第1回本部員会議を招集し、危機の概要、現在の対応状況及び今後の対応方針の報告を行う。

(5) 住民の安全確保等

危機発生現場周辺において、市民の生命、身体又は財産に被害が生じ又は生じるおそれがある場合には、市民に対し、状況と避難場所等必要な情報を周知するとともに、市民の安全確保のため最善の措置を講じるものとする。

(6) 関係機関との連携の確保

関係機関と情報交換を行い、連携の確保に努めるとともに、必要に応じて関係機関に職員の派遣依頼を行うか、又は本市職員の派遣を行うものとする。

(7) 初動措置の確保

危機対策本部等は、各種の連絡調整に当たるとともに、状況を踏まえ、必要に応じて災害対策基本法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、国、県等から入手した情報を関係機関等へ提供する。

また、市長は、政府からの市対策本部設置の通知がない場合においても、必要と認める場合は、国民保護法第26条第2項に基づき、宮城県知事を経由して、内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市として指定するよう要請することができる。

① 初動時において行うべき対応

ア 状況の確認及び情報収集

○ 発生した事態の概要の把握

- ・ 覚知日時
- ・ 発生場所
- ・ 発生状況
- ・ 被害（人的・物的）の概要
- ・ 現地における警察等の活動状況

- ・ 消防隊の活動状況
- ・ 自衛隊派遣の有無
- 攻撃等の実行者について判明している事項
- 情報が共有されている範囲の確認
 - ・ 第一覚知課の確認
 - ・ 第一覚知課が通報した範囲の確認
- イ 危機管理関係課（次表の「対応の種別」、「初動」に●のついた課）による危機管理レベル及び初動対応方針等の判断
 - 宮城県警察との対応調整
 - 危機対策本部等及び現地危機対策本部（※）等設置の必要性、対応内容の確認
 - ※ 現地危機対策本部及び現地危機警戒本部は、市対策本部が設置される前の段階で設置する現地機関である。
 - ・ 付近住民の避難、立入禁止区域の設定等周辺地域の安全の確保
 - ・ 周辺住民等への状況説明
 - ・ 被害の拡大防止対策
 - ・ 救急医療体制の確保
 - ・ 医療機関への連絡、連携体制の確認
 - 対策を指示する初動対応課の範囲の確認
 - 市民及びマスコミへの情報提供の時期、内容、手段の確認
- ウ 初動対応課（次表の対応の種別、「初動」に○のついた課）への対応指示及び市外関係機関への情報提供
- エ 避難所開設準備

避難所を開設する必要があると判断した場合は、施設管理者、教育局、避難所担当課、当該地区を管轄する区、当該地区町内会等と情報を共有し、調整の上、避難所開設に向け迅速な対応を図る。（事案発生当初段階では、指定避難所、補助避難所の活用を想定して対応する。）
- オ 二次対応課（次表の「対応の種別」、「二次」に○のついた課）への対応指示

【各局・区等における所管業務】

(市危機管理指針 表5-9を転載)

	部署・機関名		所管事務	対応の種別		備考
				初動	二次	
仙 台 市	危機管理局	危機管理課	危機管理に係る総合調整	●		
		危機対策課	危機対策本部事務局	●		
		防災計画課 減災推進課	危機対策本部事務局	●		
	総務局	秘書課	市長、副市長との連絡調整	○		
		広報課	マスコミ対応及び広報に係る総合的情報管理	●		
		庶務課	庁内における連絡調整	○		
	市民局	市民生活課	市警察部及び防犯関係団体との連絡調整		○	
	健康福祉局	感染症対策室	天然痘等感染症対策の総括	●	○	
		衛生研究所 微生物課	病原微生物(細菌・ウイルス等)に関する 検査及び調査研究	○		
		衛生研究所 理化学課	食品、環境等の調査分析	○		
	環境局	環境対策課	水質汚濁、悪臭の調査指導	○		
	区	区民部・まちづくり推進部	防犯関係団体との連絡調整 現場広報	●		
		保健福祉センター	健康相談対応 医療機関からの検体採取及び患者対応 防疫対策 避難所開設に係る調整	●	○	
	市消防局	警防課	事件、事故発生現場での消防活動の調整	○		
		救急課	救急活動の調整	○		
		指令課	救急搬送状況の確認及び指令	○		
消防署		事件、事故発生現場での消防活動、負傷者の救急救助	○			
各局	局主管課	局情報管理の総括	○			
	施設管理所管課	所管施設等の安全管理	○			
関係機関	総務省消防庁	テロ等に係る情報の報告	○			
	厚生労働省	健康危機管理の総括	○			
	宮城県危機対策課	危機対応情報の報告	○			
	宮城県原子力安全対策課	放射性物質を有する施設の事故等に関する報告	○			
	宮城県警察本部警備課	テロ等に係る犯罪行為の通知	○			
	仙台市医師会	健康被害発生状況の情報提供		○		

② 初動対応終了後の対応

ア 危機対策本部員会議等の開催

初動対応に係る活動体制の確立後、その報告及びその後の対策の検討のため、その時の体制に応じた庁内検討会議を開催する。

イ 関係機関との情報共有

協議、調整が必要な関係機関について、連絡先（担当者、電話番号）リストの作成、協議、調整の内容等に関する検討を行い、必要に応じ、関係機関に対し情報を共有し、連携確保並びに情報共有に努める。

ウ 関係機関からの情報収集

必要に応じて、関係機関と連絡をとり、情報収集に努める。

(8) 関係機関への支援の要請

市長は、発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、宮城県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(9) 活動体制確立後の対応

危機対策本部等が、その初動対応にかかわらず、危機が継続又は拡大の様相にあると判断する場合は、本部員会議において新たな対応策を決定するとともに、対応体制の強化を図るものとする。

① 新たな対応方針

被害の拡大防止のための新たな対応策は、以下の場合に本部員会議において決定する。

ア 初動対応によって危機が収拾せず、その継続が見込まれる場合

イ 危機が拡大の傾向にある場合

ウ 二次被害の発生等によって、事態が大幅に悪化した場合

② 体制の強化

危機対策本部等及び関係局・区等の体制の強化は、対応職員の増員、現地危機対策本部の設置、関係機関からの協力又は支援によって行う。

③ 市国民保護対策本部又は市緊急事態対策本部への移行に要する調整

危機対策本部等を設置した後に政府において事態認定が行われ、本市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、危機対策本部等を廃止する。

(10) 現地危機対策本部の設置

危機対策本部長は、被害発生現場等における指揮及び調整が必要な場合は、現地危機対策本部を設置して対策を実施する。

① 現地危機対策本部の設置基準

以下のような場合には、現地危機対策本部を設置して対応する。

- ア 設置場所の安全が確保されている場合
- イ 被害が甚大であり、現場での指揮が必要と認められる場合
- ウ 現場の事態変化が激しく、かつ長期にわたる可能性がある場合
- エ 現場での対応に迅速性が要求される場合
- オ 危機の対応に関し、関係機関との現場調整が必要な場合
- カ その他、本部長が必要と認める場合

② 現地危機対策本部設置の効果等

現地危機対策本部は、その勤務員が現場の状況を直接確認し、また、現地で活動している関係機関と現場調整を行うことができるため、事態に迅速に対応できる一方、現地危機対策本部を設置するためには設置場所の選定、人員の配置が必要となる。加えて、設置場所として選定した場所に机・椅子、照明、テレビ、パソコン、モニター、通信機器等の整備を要する場合には、市有物品を搬入又は業者から調達することが必要となる。

③ 現地危機対策本部の構成

現地危機対策本部は、現地危機対策本部長と現地危機対策本部員で構成する。

現地危機対策本部長は、危機対策本部長が本部員会議構成員のうちから指名し、現地危機対策本部員は、現地危機対策本部長が所属する部又は区本部の職員のうちから現地危機対策本部員が指名する。

現地危機対策本部の庶務は、現地危機対策本部長が所属する部又は区本部で行う。

④ 現地危機対策本部の設置のための準備及び実施事項

ア 設置場所の選定

現地対策本部を設置するに当たっては、以下の事項を考慮する。

- ・ ゲリラ等の脅威を受けない場所であること。
- ・ 電波伝搬が良好な場所であること。
- ・ 現地指揮が容易な場所であること。
- ・ 関係機関との連携が容易な場所であること。

イ 現地対策本部に配置する職員等の選定

ウ 通信連絡手段等、現地調整所における活動に必要な資器材の準備

エ 現地対策本部までの移動要領、開設完了日時

オ 関係機関に対する開設場所・時刻、編成、設置後の連携・調整要領等の連絡

(11) 現地危機警戒本部の設置

危機対策本部等の設置に至らない危機等への対応に当たって設置される危機警戒本部は、被害発生現場等における指揮及び調整の対応が必要な場合は、現地危機警戒本部を設置して対策を実施する。

① 現地危機警戒本部の設置基準

以下のような場合には、現地危機警戒本部を設置して対応する。

- ア 設置場所の安全が確保されている場合
- イ 被害が甚大であり、現場での指揮が必要と認められる場合

- ウ 現場の事態変化が激しく、かつ長期にわたる可能性がある場合
- エ 現場での対応に迅速性が要求される場合
- オ 危機の対応に関し、関係機関との現場調整が必要な場合
- カ その他、本部長が必要と認める場合

② 現地危機警戒本部の構成

現地危機警戒本部は、現地危機警戒本部長と現地危機警戒本部員で構成する。

現地危機警戒本部長は、警戒本部長が関係局・区の部長職のうちから指名し、現地危機警戒本部員は、現地危機警戒本部長が所属する部又は区本部の職員のうちから現地危機警戒本部長が指名する。

現地危機警戒本部の庶務は、現地危機警戒本部長が所属する部又は区本部で行う。

(12) 現地調整所の設置等

市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（宮城県、宮城県警察、宮城海上保安部、自衛隊、市消防局、関係医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整等を行う。すでに他機関等により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣する。

① 現地調整所の位置づけ

現地調整所は、国民保護対策本部の事務の一部を行う行政機関ではなく、関係機関の円滑な連携を図るために設けられる、関係機関の間における情報共有の促進等を行う場である。

② 現地調整所に参加する機関等

現地で活動する関係機関が参加する。通常考えられるのは、宮城県、宮城県警察、宮城海上保安部、自衛隊、市消防局、関係医療機関の他、調整等を行うために参加することが望ましい関係事業者等に参加を依頼することも考えられる。

③ 現地調整所設置の手順等

ア 現地危機対策本部設置の場合と同様の要件に合致した場所を選定する。この際、設置する場所は、必ずしも施設内に選定する必要はない。特に初動時においては、場所（屋外を含む。）のみを指定して参集を促し、その後、順次設備を整える要領も考えられる。

イ 関係機関に対する現地調整所設置（設置の目的、開設時刻・場所）の連絡及び参集の依頼

ウ 市対策本部との通信連絡手段の確保

エ 現地調整所に派遣する職員（差出部局）及び人数

オ 現地調整所での活動に必要な資器材の準備

カ 現地調整所までの移動手段の確保

キ 現地調整所における勤務要領の決定

④ 現地調整所における調整事項等

現地調整所における確認及び調整を行う活動の例は、以下のとおり。

- ア 避難住民の誘導に関する調整
- イ 消火・救助活動に関する調整
- ウ 被災者の救助（医療の提供、被災者の捜索及び救出等）に関する調整
- エ 汚染原因物質の除去又は除染に関する調整
- オ 警戒区域の設定、交通の規制に関する調整
- カ 応急の復旧に関する調整
- キ 広報に関する調整

⑤ 情報共有

現地で活動する関係機関は、相互に情報提供を行う。特に、住民及び関係職員の安全に関する情報については、迅速に共有する。現地調整所において共有する情報は以下のとおり。

- ア 発生した事案に関する情報
 - ・ 攻撃等の態様、攻撃の狙い、火災等の状況等
 - ・ 二次災害に関する事項
 - ・ 有毒物質の漏洩、拡散の有無
- イ 被災現場周辺住民に関する情報
 - ・ 人的被害の程度・数、負傷者に対する処置の状況
 - ・ 施設又は物的被害の状況
 - ・ 被災現場周辺住民の自主避難の状況（数・避難先等）
 - ・ 被災現場周辺住民の安否に関する情報
- ウ 現地関係機関の活動に関する情報
 - ・ 現地関係機関の部隊等の編成状況（人員数等）
 - ・ 現地関係機関の活動状況、進捗、見通し等
- エ 活動の安全確保に関する情報
 - ・ 周辺の警備状況
 - ・ グリラ等の脅威の程度
 - ・ 交通規制等の有無
 - ・ 交通機関への影響に関する情報（道路、線路、橋等の破損状況、交通規制の状況等）

(13) 情報連絡員

関係機関との連携を強化し、情報の早期入手を図るため、必要に応じ関係機関等に対して情報連絡員（以下「リエゾン」という。）を派遣する。また、必要に応じて、関係機関に対して市対策本部へのリエゾンの派遣の検討を依頼する。

① 関係機関への市リエゾンの派遣

政府現地対策本部等が市内に設置された場合には、市の職員をリエゾンとして派遣して、早期の情報入手を図るとともに、避難実施要領を作成する上での必要な調整等を行う。

② 関係機関等に対する市対策本部等へのリエゾン派遣の依頼

市対策本部等が設置された場合は、事態の態様に応じて関係する機関等からのリエゾンの派遣を依頼する。依頼先としては以下の機関が考えられる。

- ア 宮城県（復興・危機管理部 復興・危機管理総務課）
- イ 宮城県警察（警備部警備課）
- ウ 宮城海上保安部（管理課）
- エ 自衛隊（第22即応機動連隊第3科）
- オ 日本赤十字社宮城県支部（事業推進課）
- カ その他市対策本部長が必要と認める機関

(14) 職員の現地派遣

現場の状況を直接把握するとともに、現地における関係機関との連携、情報入手を図るため、必要に応じ職員を現地に派遣して情報の収集等を行うことも検討する。

① 職員の現地派遣の判断における留意事項

- ア 派遣現場周辺の安全性。現場周辺における被害拡大の可能性（火災の拡大、有害物漏洩の拡散）やテロリストの存在が周辺に予想される場合等は、安全が確認されるまで派遣しない。
- イ 派遣する職員、移動手段が確保できること。

② 現地派遣の職員に明示する事項

- ア 派遣職員の役割又は期待する事項を明示する。一例として、「救急救助の活動状況、現場周辺の住民の状況、報道機関の取材の状況を確認すること。」「被害拡大の可能性を現場で活動する関係機関の意見も含めて確認すること。」等の示し方が考えられる。
- イ 市対策本部との連絡手段を示す。公用携帯を貸与することが考えられるが、この際、予備バッテリーの携行等充電の処置に留意する。
- ウ 特に初動対応の段階では、現地は混乱し関係機関も多忙を極めていることが考えられる。このような状況のなかで、現地で関係機関と連携するには、あらかじめ関係機関ごとに「場所」、「到着時刻」、「現地担当者の職・氏名」を確認するとともに、関係機関に対して「派遣する本市職員の役職・氏名」「現地派遣の目的」等を連絡しておく等の準備が必要である。
- エ 現地までの移動手段・経路、派遣期間（時間）のほか、要すれば食事、交代等に関する事項を示す。活動時間が概ね8時間を超える場合は、交代を検討する。

2 各部局等の役割等

危機対策本部等又は市対策本部が設置された場合の、各部局の役割については、仙台市災害対策本部運営要綱別表3「部事務分掌表」に準ずるものとする。

3 市対策本部設置前の避難に関する市長の権限

市長は、市対策本部設置前において必要と認めるときは、被害の態様が災害対策基本法上の災害に該当する場合は、災害対策基本法に基づき、避難の指示、警戒区域設定、物件の除去を行うことができる。

なお、災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第3節 情報収集等及び広報

1 情報収集等（市危機管理指針第4章第1節をもとに加筆）

危機発生時に迅速かつ確な危機対応を行うためには、速やかに危機の概要を把握し、必要な対応の内容を決定することが重要であることから、危機の発生を覚知した場合には、危機情報の収集に全力を挙げる。

また、危機対応時には、当初の対応方針に関わらず、状況の変化に応じ、臨機応変な対応が必要な場合があることから、危機情報の共有化を確実にを行う。

(1) 情報収集

情報の収集に当たっては、「5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）」を基本に収集する。

なお、危機の内容、その時点での状況により、収集すべき情報は、変化することも想定されるが、危機発生直後に収集すべき情報には以下のものが考えられる。

【危機発生直後における情報収集例】

情報の区分	主な情報内容
人命に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 死者、負傷者（特に重症者）の発生状況、負傷等の原因。ただし、事案発生直後は、死者、負傷者の有無及び数を優先して収集する。
被害拡大の危険性に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生状況（特に延焼拡大危険のあるもの） 二次災害の発生、又はその可能性に関する情報 危険物の漏洩、ガス漏れ情報 不特定多数者がいる鉄道、イベント会場等施設被害
応急対策活動上必要な情報	<ul style="list-style-type: none"> 市役所等災害活動拠点の被害状況 重要な道路・橋梁等の被害（使用可能な道路） その他重要な施設の被害と使用可能性（防災拠点施設、ヘリポート適地等）
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 現場周辺における警察、消防の活動状況（特に警戒区域の設定、交通規制、警備の状況） 医療機関の活動状況 群衆等、現場周囲に集合している人々の状況

(2) 情報収集要領

効率的にかつ漏れなく情報を収集するため、右表に示す情報収集状況一覧表を活用し、情報収集を管理する。

情報収集状況一覧表は、横軸に事案に関連している対象（行政、機関、事業者等）を記載し、縦軸に収集すべき項目を使用目的別に列挙している。縦横のマトリックスでどのような情報をどの機関から入手できるかを総括的に把握することができる。

【情報収集状況一覧表】

情報の使用目的	収集すべき項目	○：情報入手先									
		国・宮城県	宮城県警察	宮城海上保安部	自衛隊	日本赤十字社宮城県支部	市消防局	報道機関	他市町村	指定機関	事業者
救助・救命	死傷者の有無及び数		○	○		○	○	○			
	負傷の程度		○	○		○	○	○			
	死傷の原因		○	○		○	○	○			
	負傷者の搬送状況		○	○	○	○	○	○			
	現場トリアージの有無		○	○		○	○	○			
	死傷者増加の可能性		○	○			○	○			
被害拡大防止	火災の発生の有無		○	○			○			○	
	延焼の状況（危険性）		○	○			○			○	
	危険物等の漏洩の有無		○	○	○	○	○			○	
	渋滞の有無		○		○	○	○				
	人流の状況		○	○	○	○	○				
	群衆の状況		○	○		○		○			
応急対策活動	現場までの進入の可否		○	○	○	○	○			○	
	橋梁の被害の有無	○	○		○	○	○		○	○	○
	周辺道路の使用の可否		○		○		○	○		○	○
	災害活動拠点の被害	○	○	○	○	○	○				
	周辺のヘリポート適地		○	○	○		○				
	被害を受けた施設の数		○	○	○		○	○		○	○
	被害の程度		○	○	○		○	○		○	○
	倒壊・崩落等発生		○	○	○		○	○		○	○
	市への支援要請等	○							○	○	○
	警戒区域の設定状況		○				○				
その他	交通規制の有無		○					○		○	○
	宮城県警察の活動状況		○								
	宮城海上保安部の活動状況			○							
	自衛隊の活動状況				○					○	
	市消防局の活動状況						○			○	
	医療機関の活動状況					○					
報道機関の活動状況							○				

※ 宮城海上保安部が行う情報収集について、人命に関しては、船舶又は臨海部で発生の場合のみ、その他の災害状況については、航空機からの情報又は臨海部の道路の情報に限る。

	機関等	備考
政府対策本部	—	連絡・調整等は、原則として県を通じて行う。
宮城県	復興・危機管理部 復興・危機管理総務課 022-211-2375	
宮城県警察	警備部警備課 022-211-7171 (内線 5742～5744)	
宮城海上保安部	管理課 022-363-0114(内線 3733)	
自衛隊	第22 即応機動連隊第3科 022-365-2121 (内線 237、603)	連絡・調整等は、原則として県を通じて行う。
日本赤十字社 宮城県支部	事業推進課 022-271-2253	
市消防局(※)	警防課 022-234-1111(内線 2310)	

※ 市消防局は、市危機管理指針に倣い、原則として、関係機関等の「等」に含めるが、市消防局の活動を強調する場合は、「等」に含めず、「市消防局」と明記する。

(3) 情報の整理

① 情報を整理する際の留意事項

- ア 内容（危機の状況、本市の対応状況）
- イ 情報源（内部情報、関係機関情報、市民情報、マスコミ情報）
- ウ 収集時間
- エ 報告の要・不要の区分、報告先等
- オ 対応状況
- カ 情報取扱者

② 情報カードの活用

市対策本部には様々な入手経路を経て、広範多岐にわたる情報が伝達されるが、情報を入力した際には、その内容はもちろん、入手先や入手日時等を的確に記録する必要がある。このため、記録しておくべき要素を含めた記録用紙（情報カード）を準備し、得られた情報を1件1葉として記録することで、入手した情報を整理する。情報カードに含む項目及び情報カードの様式は下記のとおり。

【情報カードの様式】

		カード番号	
		関連情報カード番号	
		作成日時	日 時 分
		作成者	
件 名			
内 容			
情報源	収集日時		
	入手先		
	提供者名		
	入手方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 報道 <input type="checkbox"/> リエゾン <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> その他 ()	
処 置	報告	市長 副市長 局長 次長 部長 所属課長	
	提供	宮城県 宮城県警察 宮城海上保安部 自衛隊 日本赤十字社宮城県支部 市消防局 交通事業者	
	対応の要否		

③ 情報カードの記入要領

ア カード番号

作成日時順ではなく、カード作成順に連番を記入する。

イ 関連情報カード番号

作成した情報に関連するカードがあれば、参考に記入する。主として、カードを整理する時に使用する。

ウ 作成日時

作成した日時を記入する。

エ 作成者

原則として、情報入手した者がカードを作成する。

オ 件名

内容を類推できる簡潔な表現で記入する。

カ 内容

入手した情報の内容を記入する。なお、全文を読まなくても理解できるように、要点を箇条書きでまとめる等、簡潔に記入することに留意する。

キ 情報源

それぞれの項目を記入する。

ク 処置

報告先、提供先を記入するとともに、当該情報について処置すべきことがあればその内容を記入する。

(4) 情報の伝達及び報告

① 一般的事項

報告事項等重要な情報の伝達は、文書をもって行うことを原則とするが、緊急時には、口頭によって行い、その後、文書化する。

情報の伝達を行う文書には、内容に加え、下記の事項を必ず明記する。

ア 発信元（発信部局）

イ 発信者（役職、担当者名）

ウ 収集時刻（通報時刻）

エ 情報の収集先（通報先）及び取得手段（覚知手段）

② 局主管課への報告

「仙台市危機管理に関する要綱」では、会計室は会計課長を、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局はその主管課長を、その他の局等は次長又は副区長（次長又は副区長が2人以上ある場合においては、これらの者のうちからあらかじめ局等の長が指名する者及び次長がいない局等はあらかじめ局等の長が指名する者）を、各局・区等における危機管理情報責任者に指定している。

各所属長は、危機が発生した場合、又は、危機が発生する可能性が高い場合には、その内容を直ちに各局・区等の危機管理情報責任者に報告する。

なお、報告は、文書をもって行うことを原則とするが、緊急時には、口頭で報告し、その後、文書化する。

③ 危機管理局への報告

各局・区等の危機管理情報責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに、その内容を危機管理局に連絡する。

報告は、文書をもって行うことを原則とするが、緊急時には、口頭で報告し、その後、文書化する。

④ 市長、副市長への報告

各局・区等から報告された情報は、必要に応じ、各局・区長と危機管理監が協議の上、市長、副市長に報告する。

(5) 情報の集約

① 各局・区等における情報の集約

「仙台市危機管理に関する要綱」では、会計室は会計課長を、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局はその主管課長を、その他の局等は次長又は副区長（次長又は副区長が2人以上ある場合においては、これらの者のうちからあらかじめ局等の長が指名する者及び次長がいない局等はあらかじめ局等の長が指名する者）を、各局・区等における危機管理情報責任者に指定している。

各局・区等においては、危機管理情報責任者を中心に、主管課において、危機対策本部等事務局又は各課等から報告される自局・区等に関する危機管理情報を集約し、適切に管理する。

② 危機対策本部等における情報の集約

危機対策本部等事務局では、各局・区等から報告される危機管理情報を集約し、適切に管理する。

(6) 情報の共有

報告された危機管理情報は、危機管理局において管理し、関係局・区等に伝達する。また、危機対策本部等の設置後は、必要に応じ、幹事会等を招集し、情報の共有化を図る。

2 広報活動

(1) 一般的留意事項

- ① 武力攻撃やテロについては、自然災害以上に希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性がある。このような住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報を適時に提供することが必要である。その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、政府及び宮城県の実施している措置の概要、活動内容、事態推移の見込み等についても、可能な限り提供する。状況に変化がない場合においても、定期的な情報提供に努める。
- ② 情報の内容、速達の必要性等に応じて、放送事業者の有する情報伝達の即時機能を活用する。
- ③ 災害時災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供を併せて行う。
- ④ 放射能、生物剤、化学剤等（以下「NBC剤」という。）による核攻撃又は生物攻撃若しくは化学攻撃（以下「NBC攻撃」という。）のように、汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが認識しづらいことから、早期の注意喚起が重要になる。
- ⑤ 国民保護事態では、自然災害と異なり、市民に危害を加えようとするゲリラ、テロリスト等が、市等が発信した情報を更なる攻撃に利用する可能性があるため、情報を発信する場合は、その内容及び発信要領について関係機関等と調整し、市民等に提供した情報がゲリラ等の行動に利することを防止する。

(2) 広報の実施

- ① 危機管理レベル1以下の危機についての広報は、各担当部署が総務局広報課及び関係部署と調整し行う。危機管理レベル2及び3の危機についての広報は、危機対策本部等事務局が、関係部署と調整して行う。
- ② 当該地区の巡回広報は以下のとおりとする。なお、職員の安全が確保できない場合には巡回広報は行わないものとする。
 - ア 住民の避難が行われる場合
当該地区を管轄する区等の職員は、危機対策本部等及び現地危機対策本部等と調整の上、自身の安全を確保した上で、住民避難を要する地区を巡回し、避難広報を実施する。
巡回ルートについては、宮城県警察等現場を指揮する機関の指示に従う（原則として警戒区域外を巡回する。）。

イ 住民の避難を行わない場合

当該地区を管轄する区等の職員は、宮城県警察と調整の上、安全を確保した上で、現場の状況等から注意喚起等の広報が必要と判断した場合は、巡回広報を実施する。

巡回ルートについては、関係機関と協議の上、決定する（原則として警戒区域外を巡回する。）。

(3) 広報の内容

危機発生時には、状況の変化、進展に伴い、市民等の必要とする情報が短時間で大きく変化することが考えられるほか、デマや正確な情報に基づかない予測等が氾濫し、市民に正確な情報が伝わりにくい。一般的に考えられる広報すべき事項は以下のとおり。

- ① 危機の状況、被害状況等の概要
- ② 二次災害の有無、又はその可能性の有無
- ③ 本市の対応状況
- ④ 市民への要請、又は市民がとるべき対応
 - ア 避難の必要性
 - イ 二次災害防止に関する情報
- ⑤ 当該危機についての市民対応窓口
- ⑥ 関係者の安否情報
- ⑦ ボランティアの受け入れ情報
- ⑧ ライフラインの被害状況と復旧見込

(4) 広報に係る情報処理の注意点

広報の素材となる情報の処理は、以下の点に注意して行う。

- ① 情報を集める
 - ア 情報ルートの多様化
 - イ 5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）の原則
 - ウ 発信者の確認
- ② 情報をまとめる
 - ア 緊急性で分類
 - イ 生活形態（一人暮らし、家族世帯、留学生等）で分類
 - ウ 地域・世代で分類
- ③ 情報を知らせる
 - ア 対象（誰に・どこに）
 - イ 内容が的確で簡潔
 - ウ 手段（どう届けるか）
- ④ 反応を窺う
 - ア 到達確認（届いたか）
 - イ 次の情報ニーズ収集

ウ 情報の経過を記録

⑤ 情報を蓄積する

- ア 資料を保存する
- イ 写真・映像を保存する
- ウ 蓄積情報を探しやすくする

(5) 広報の方法

① 報道機関との連携による広報

ア テレビ・ラジオの活用

危機発生直後は、迅速かつ広範に情報を伝えることができる媒体であるテレビ・ラジオ局と連携し、市民への広報に努める。「災害時における放送要請に関する協定」等に基づき、日本放送協会仙台放送局及び民間放送各社（コミュニティFM局を含む）に対して放送を依頼する。

テレビを媒体としたLアラートは、多くの市民に情報伝達が可能である。また、ラジオは、電池を使用することで、停電時でも連続長時間の使用が可能な媒体であり、停電が発生している場合には、重要な広報手段となる。

イ 報道機関に対する情報提供

情報提供の方法としては、記者会見、記者説明、資料提供等が考えられる。また、危機発生時の初動期には、報道対応に混乱を来さないよう、仙台市政記者クラブ加盟社の協力を得て、円滑な情報提供に努める。

ウ 情報の管理

集約、確認が済んでいない断片的な情報が報道されると、デマや誤った予測の原因となり、また、本市の広報そのものに対する市民の不信にもつながる。こういった事態を避けるため、危機対策本部事務局、区危機対策本部事務局及び情報連絡室等へは、部外者が安易に出入りできないよう十分に管理するとともに、取り扱う情報の管理にも十分に注意する。

エ 関係報道機関

仙台市地域防災計画共通附属資料4-18を参照

② 広報車又は巡回説明員（携帯電話等含む）による広報

各局・区は、危機が局地的であるなど災害の状況によっては、必要地域へ広報車を出動させ、広報を実施することも必要となる。また、生物テロが疑われるような感染症の発生など、詳細な説明を要する場合など、広報車による広報が不適当な場合には、関係する各部及び区本部において職員を派遣し、広報を行うことも必要である。

③ 航空機を利用した広報

危機の状況から航空機による広報が有効と認められる場合は、「災害時における航空機の出動協力に関する協定」に基づき、民間航空機等を借り上げて広報を実施する。

④ 周知チラシ等による広報

複雑な情報をわかりやすく、的確に市民に伝えるためには、文字情報として伝達するこ

とも検討する必要がある。周知チラシ等による情報提供は詳しい情報を提供したり、市民が読み返しできるなどの長所があることから、このような媒体の特性を生かしながら、的確な広報に努める必要がある。

⑤ 市ホームページ及び SNS による広報

市ホームページや SNS による情報伝達は、年齢層により利用率に大幅な差があり、市民からのアクセスが必要となるなどの制限はあるものの、テレビ・ラジオ等の利点である迅速な情報の伝達と、周知チラシ等の利点である正確かつ詳細な情報の伝達の双方を兼ね備えていることから、可能な限りその利用を図り、市民への広報を補完することが必要である。

⑥ 防災行政無線による広報

防災行政無線による広報は、プッシュ型の情報配信により、確達性が高い広報手段であるが、音声が届く範囲が野外拡声器の設置場所周辺に限られるため、広報対象地域が防災行政無線を活用して行える範囲であれば、その活用を検討する。

⑦ 説明会等の開催による広報

説明会等の開催による広報は、情報の伝達量が多く、双方向の意志疎通が可能である。また、一度に多数の対象者に対して広報を行うことができる。その一方、説明会の開催に要する準備には、一定期間が必要であり、広報の時機を失すおそれもある。このため、広報の内容及び広報すべき時期を勘案して、その実施を検討する。

【事態ごとの情報伝達手段の一例 (※)】

◎：主たる情報伝達手段 ○：補助的な情報伝達手段 △：状況により使用

広報手段	着上陸 侵攻	弾道ミサ イル攻撃等	ゲリラ 攻撃等	危険物 漏洩等	化学テロ 等	航空機 テロ等
テレビ・ラジオ	◎	◎	◎	◎	◎	◎
広報車	○		△	△	△	
巡回説明員・携帯 電話等	○	○	△	○	○	○
航空機			○	○	○	
周知チラシ	◎		○			
市ホームページ	◎	○	◎	◎	◎	○
SNS	○	◎	◎	◎	◎	◎
防災行政無線	○	◎	◎	◎	◎	◎
説明会	◎					

※ 同一の事態でも、事態のどの場面についての情報伝達を対象とするかによって、最適の情報伝達手段は異なるため、上記の区分がすべての場面において当てはまるものではない。

【本市の保有する情報伝達手段】

情報伝達手段		備 考
テレビ	Lアラート	
ラジオ		
広報車		
固定電話	せんだい避難情報電話サービス	事前登録が必要
航空機		
周知チラシ		
パソコンやスマートフォン等を媒体とした手段	市ホームページ	
	SNS（フェイスブック、ライン等）	
	緊急速報メール	200 文字以内
	仙台市危機管理局 Twitter	140 文字以内
	仙台市危機管理局 Twitter【多言語版】	140 文字以内
	杜の都防災メール・杜の都防災 Web	
	仙台市避難情報ウェブサイト	500 文字以内
防災行政無線		

※ 市有の他、活用に向けた調整が可能な手段を含む。

(6) 災害時要援護者及び外国人への広報

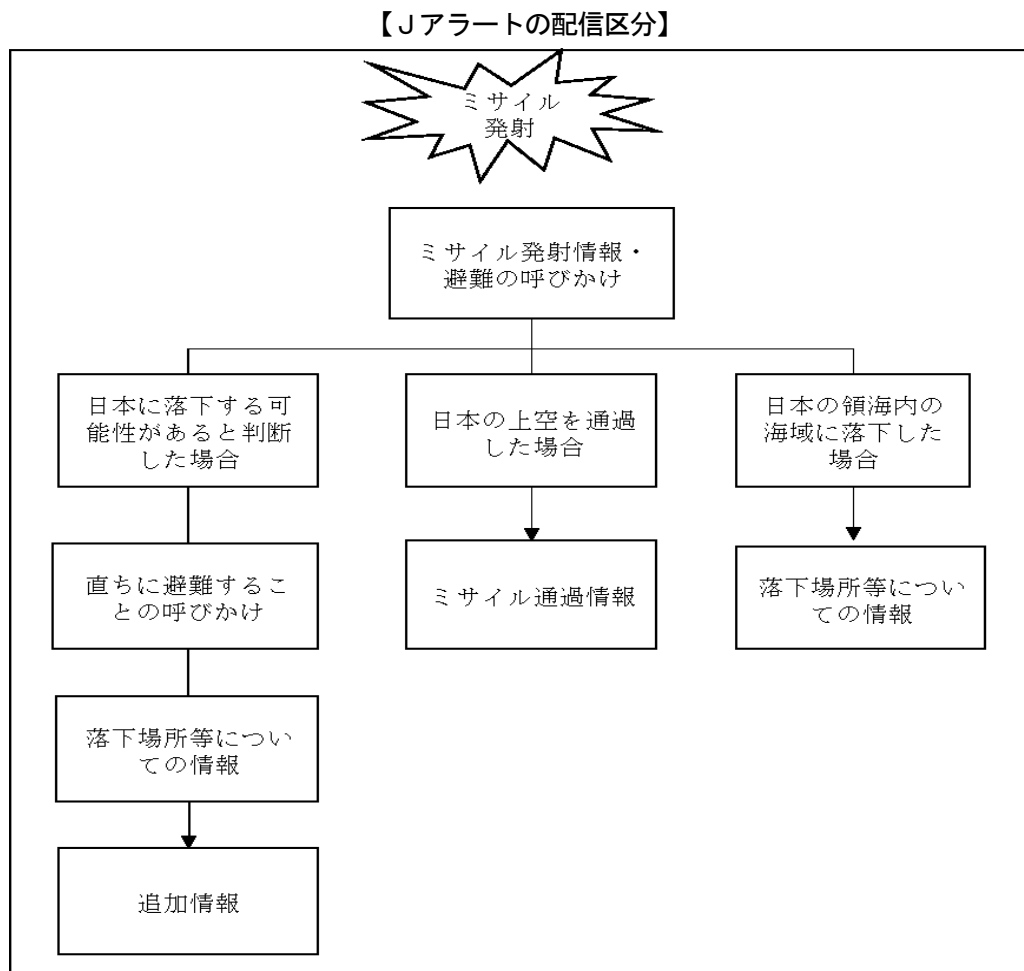
災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者、障害者及び日本語の理解が十分でない外国人等に対する広報については、文字情報の点字化・多言語化、手話通訳によるテレビ放送等を可能な限り実施するとともに、各種ボランティア団体等との連携を図り、広報を行うことが必要になる。また、高齢者はパソコン、スマートフォン等を通じた広報（情報）が届きにくいいため、近隣者等の協力を得るなど、地元の組織力を活用することに努める。

第4節 弾道ミサイル攻撃における体制と初動措置

弾道ミサイル攻撃は、発射の覚知から着弾までの時間が短く、かつ着弾地域の推定も困難である。このため、迅速な対応が求められるとともに、どこに着弾したかによって、本市がとるべき体制も異なる。

1 弾道ミサイル発射情報の伝達（政府～関係自治体）

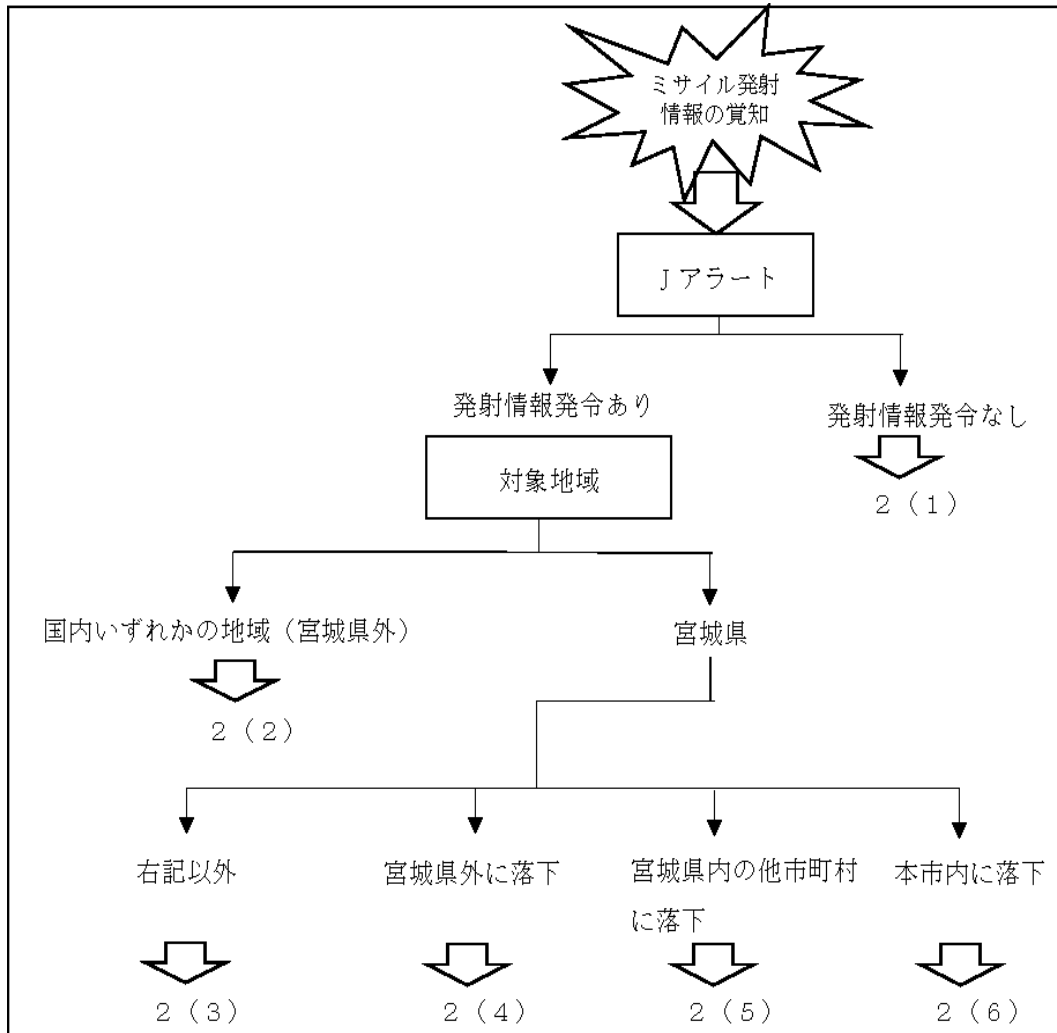
弾道ミサイルの発射が覚知された場合は、Jアラート及びびエムネット（Em-Net：緊急情報ネットワークシステム）により、緊急情報が関係地域の自治体等に配信される。



2 Jアラートの発令状況に応じた本市の体制

弾道ミサイルが発射された場合の本市の対応体制は、Jアラート発令の有無、発令の対象地域、着弾地域等により6通りに場合分けしている。

【Jアラートの発令区分等に応じた本市の体制】



(1) 弾道ミサイルが発射されたが、国内いずれの地域にもJアラートが発令されない場合

- ① 職員の参集なし（危機管理レベル0）
- ② 宮城県を經由して危機管理局に送信される消防庁からの FAX（勤務時間外は公用携帯へのメール）を秘書課長・広報課長・庶務課長に展開
※ 秘書課長から市長、副市長へ報告
- ③ 危機管理局において継続的に情報を収集

(2) 国内いずれかの地域（宮城県外）にJアラートが発令された場合

- ① 危機管理課長、危機管理係長及び危機管理係担当が参集（危機管理レベル0）
- ② 危機管理課長から秘書課長・広報課長・庶務課長に連絡
※ 秘書課長から市長、副市長へ報告
- ③ 宮城県を經由して危機管理局に送信される消防庁からの FAX（勤務時間外は公用携帯へのメール）を秘書課長・広報課長・庶務課長に展開
※ 秘書課長から市長、副市長へ報告
- ④ Jアラートとの自動連携により市ホームページに掲載された情報を確認・修正・更新
- ⑤ 市消防局指令課が対象地域から収集した被害情報等を入手・共有
- ⑥ 国や宮城県、様々なメディア等から情報を収集し、必要に応じ市長、副市長へ報告・庁内に展開
- ⑦ 危機管理局ツイッターや市ホームページにより、避難行動等について改めて市民へ周知

(3) 宮城県にJアラートが発令された場合（下記(4)～(6)以外の場合）

- ① 危機管理局部長職以上、危機管理課長、危機対策課長、危機対策調整担当課長、危機管理係長、危機対策係長、危機管理係担当が参集。局内当番員も自動参集する。
- ② 危機管理レベルをレベル1とし、情報連絡体制の強化を発令。災害情報センターは開設せず、危機管理局において情報収集等を行う。
- ③ 開庁時間内においては、庁内放送により来庁者への避難行動を呼び掛け
- ④ Jアラートとの自動連携による危機管理局ツイッター、津波情報伝達システム、せんだい避難情報電話サービス等の発信状況を確認
- ⑤ 宮城県や関係機関に被害状況等を確認し、随時、市長、副市長へ報告・庁内に展開
- ⑥ 消防庁からの依頼に基づき消防局指令課が行う被害状況報告の情報を入手・共有
※ 上記(2)②～⑦についても同様に対応

(4) 宮城県にJアラートが発令され、県外の領土・領海へのミサイル落下情報を覚知した場合

- ① 危機管理局全員・総務局広報課・市消防局指令課が参集
- ② 危機管理レベルをレベル2とし、危機警戒本部を設置。災害情報センターを開設するが、警戒本部事務局（危機管理局、総務局広報課、市消防局指令課）のみの参集による対応とする。
※ 上記(2)②～⑦及び(3)③～⑥についても同様に対応
※ 区危機警戒本部の設置は不要

(5) 宮城県にJアラートが発令され、県内各市町村へのミサイル落下情報を覚知した場合

① 警戒配備（全ての局区等を警戒対象部局とする）により参集

※ 勤務時間外は職員非常呼出システムにより危機管理局から対象部局に連絡（手動発信）

② 危機管理レベルをレベル2とし、危機警戒本部を設置（災害情報センターを開設）

※ 上記(2)②～⑦及び(3)③～⑥についても同様に対応

※ 区危機警戒本部についても設置

(6) 宮城県にJアラートが発令され、本市内へのミサイル落下情報を覚知した場合

① 非常1号配備に準じて参集（市長、副市長も含む。）

※ 被害状況等に応じて非常3号配備まで拡大

※ 勤務時間外は職員非常呼出システムにより危機管理局から対象部局に連絡（手動発信）

② 危機管理レベルをレベル3とし、危機対策本部を設置（災害情報センターを開設）

③ 直ちに被害等の情報を収集・集約するとともに、危機対策本部員会議を開催し、情報共有と対応方針の決定を行う。各局区に対してはリエゾンの派遣を指示する。

④ 市国民保護計画第3編第1章「初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置」に基づき、必要に応じ以下の対応を行う。

- ・ 危機対策本部の設置について宮城県に連絡
- ・ 災害対策基本法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置
- ・ 国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部の設置要請等の措置など

⑤ 宮城県を通じ、第22即応機動連隊と連携

※ 上記(2)②～⑦及び(3)③～⑥についても同様に対応

【Jアラートの発令状況に応じた体制・対応一覧表】

Jアラートの発令状況		2(1)	2(2)	2(3)	2(4)	2(5)	2(6)	
		発令なし	発令あり 宮城県 対象外	宮城県にJアラートの発令あり				
				右記 以外	県外 に落下	県内他 市町村 に落下	市内 に落下	
危機管理レベル		レベル0	レベル0	レベル1	レベル2	レベル2	レベル3	
対応体制		—	—	情報連絡体制 の強化	危機警戒本部 本部事務局のみ	危機警戒本部	危機対策本部	
参集人員		—	危機管理課長以下	危機管理局内(幹部職員ほか)	危機管理局 全員・広報課・消防局 指令課	警戒配備 (全ての局区等)	非常1号配備 (状況により非常3号 配備も)	
対 応 事 項 (危 機 管 理 局)	危機管理課長から秘書課長、広報課長、庶務課長に連絡(勤務時間外は携帯メールによる) ※秘書課長から二役に報告		○	○	○	○	○	
	消防庁からのFAXを秘書課長、広報課長、庶務課長に展開(勤務時間外は携帯メールによる) ※秘書課長から二役に報告	○	○	○	○	○	○	
	Jアラートとの自動連携により市ホームページに掲載された情報を確認・修正・更新		○	○	○	○	○	
	消防局指令課が対象地域から収集した被害情報等入手・共有		○	○	○	○	○	
	国や県、様々なメディア等から情報を収集し、必要に応じ二役へ報告・庁内に展開		○	○	○	○	○	
	危機管理局ツイッターや市ホームページにより、避難行動等について改めて市民へ周知		○	○	○	○	○	
	開庁時間内においては、庁内放送により来庁者への避難行動を呼び掛け				○	○	○	○
	Jアラートとの自動連携による危機管理局ツイッター、津波情報伝達システム、せんだい避難情報電話サービス等の発信状況を確認				○	○	○	○
	県や関係機関に被害状況等を確認し、随時、二役へ報告・庁内に展開				○	○	○	○
	消防庁からの依頼に基づき消防局指令課が行う被害状況報告の情報を入手・共有				○	○	○	○
	災害情報センターを開設					○	○	○
	職員非常呼出システムにより対象部局に連絡(勤務時間外)						○	○
	直ちに被害等の情報を収集・集約し、危機対策本部員会議を開催、情報共有と対応方針の決定を行う							○
仙台市国民保護計画第3編第1章に基づき、県への危機対策本部設置の連絡や、災害対策基本法・国民保護法に基づく措置等を行う							○	
宮城県を通じ、第22即応機動連隊(陸上自衛隊多賀城駐屯地)と連携							○	

【本市の各情報伝達ツールとの自動連携】

緊急速報メールが鳴動するほか、Jアラートとの自動連携により、下記の情報伝達ツールから市民へ伝達する。

情報伝達ツール	自動連携状況	国から直接配信	本市から配信
仙台市避難情報ウェブサイト		—	—
危機管理局ツイッター		—	○
市ホームページ		—	○
Lアラート		○	—
緊急速報メール		○	—
せんだい避難情報電話サービス		—	○
津波情報伝達システム		○	—
杜の都防災 Web・メール		—	—

3 Jアラート発令時の対応

Jアラートが発令された際には、まずは身の安全の確保を最優先とし、続報等により安全が確認されてから、上記2(3)以降の対応を開始する。

(1) ミサイル発射情報受信直後からミサイル落下まで

① 基本的対応

職員自らの安全確保を最優先として対応しつつ、関係機関等との連絡等について、職員間で確認する。また、Jアラート等発令に伴い、自動的に配信される関係システムの作動状況を確認する。

② 来庁者等の安全確保

職員は自らの身体防護を図りつつ、来庁者に対しては、窓からできるだけ離れるよう各職員が声を掛けることや、地下（階下）への誘導を行う。

③ 庁内放送

自らの身体防護、窓・扉・カーテンの閉鎖、空調の停止、エレベータの使用禁止、火災発生の予防等の安全確保措置について、来庁者や職員に対して速やかに情報を伝達する。

(2) ミサイル落下直後から被害確認まで

① 基本的な考え方

初動体制を早期に確立し、住民に迅速かつ確実な情報の伝達を行うとともに、迅速な情報収集を行う。この際、被害の有無に関する情報の収集を最優先に行う。

② 職員の参集の確認

弾道ミサイルの発射は五感による体感が得られず、地震や風水害とは異なり危機の発生を覚知しにくいいため、職員の参集の状況を確認する必要がある。この際、市長、副市長及び重要な役職者の参集等の可否を優先して確認する。

4 体制の移行

(1) 上記2(1)～(6)のいずれのケースであっても、国・宮城県等からの情報や市内の被害状況・対応状況等を勘案し、より適切な危機管理レベルの設定や、これに応じた体制への移行を柔軟に行う。

(2) 事態対処法に基づく政府による事態認定が行われ、本市に対して国民保護法第25条に基づく国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、市国民保護計画等に基づき、直ちに新たな体制に移行する。

5 被害情報の収集

(1) 当初の段階は、被害の有無に焦点を絞り、関係機関への聞き取りを中心に、テレビ等の報道やSNS等も活用して広く情報を収集する。また、把握した情報は、県及び関係機関と共有する。この際、「被害がない」という情報も重要であることから、いわゆる「否定情報」も収集する。

(2) 被害の全体像を把握するため、下記の区分に応じた情報を収集する。

- ① 安全・危険に関する情報（要救助者の有無、火災・延焼、危険物質の存在・拡散、二次災害の発生の可能性等）
- ② 応援要請の要否に関する情報
- ③ 否定情報（被害が確認されていないという情報）

6 仙台市以外に落下した情報を受信した場合

仙台市以外の地域に落下した場合は、2(4)、2(5)に準じて対応する。しかし、ミサイルからの落下物又は着弾の影響により、市域内に被害がおよぶおそれもあるため、状況に応じて2(6)による対応も考慮する。

第4章 市対策本部（※）の設置等

※ 仙台市国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部（再掲）

市長は本市が、国民保護法第25条に基づき、市対策本部を設置すべき地方公共団体として指定された場合は、直ちに市対策本部を設置する。既に危機対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替え、危機対策本部等は廃止する。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

内閣総理大臣は、総務大臣及び県知事を通じて市長に対し、市対策本部を設置すべき通知を発する。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。事前に危機対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、職員非常呼出システム等を活用し参集について連絡をする。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、青葉区役所4階会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。この際、関係機関との通信状況（電話、FAX、電子メール等）を確認する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会にその旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食糧、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 市対策本部の代替施設

市は、市対策本部の機能発揮に制限を受ける場合は、「大規模災害時における施設利用の協力に関する協定」に基づき仙台国際センター（仙台市青葉区青葉山無番地）内の会議棟（3階中会議室白櫃）に市対策本部を開設する。

また、域外避難を行う場合で、市内に市対策本部を設置することができない場合には、市対策本部の設置場所について県知事と協議を行う。

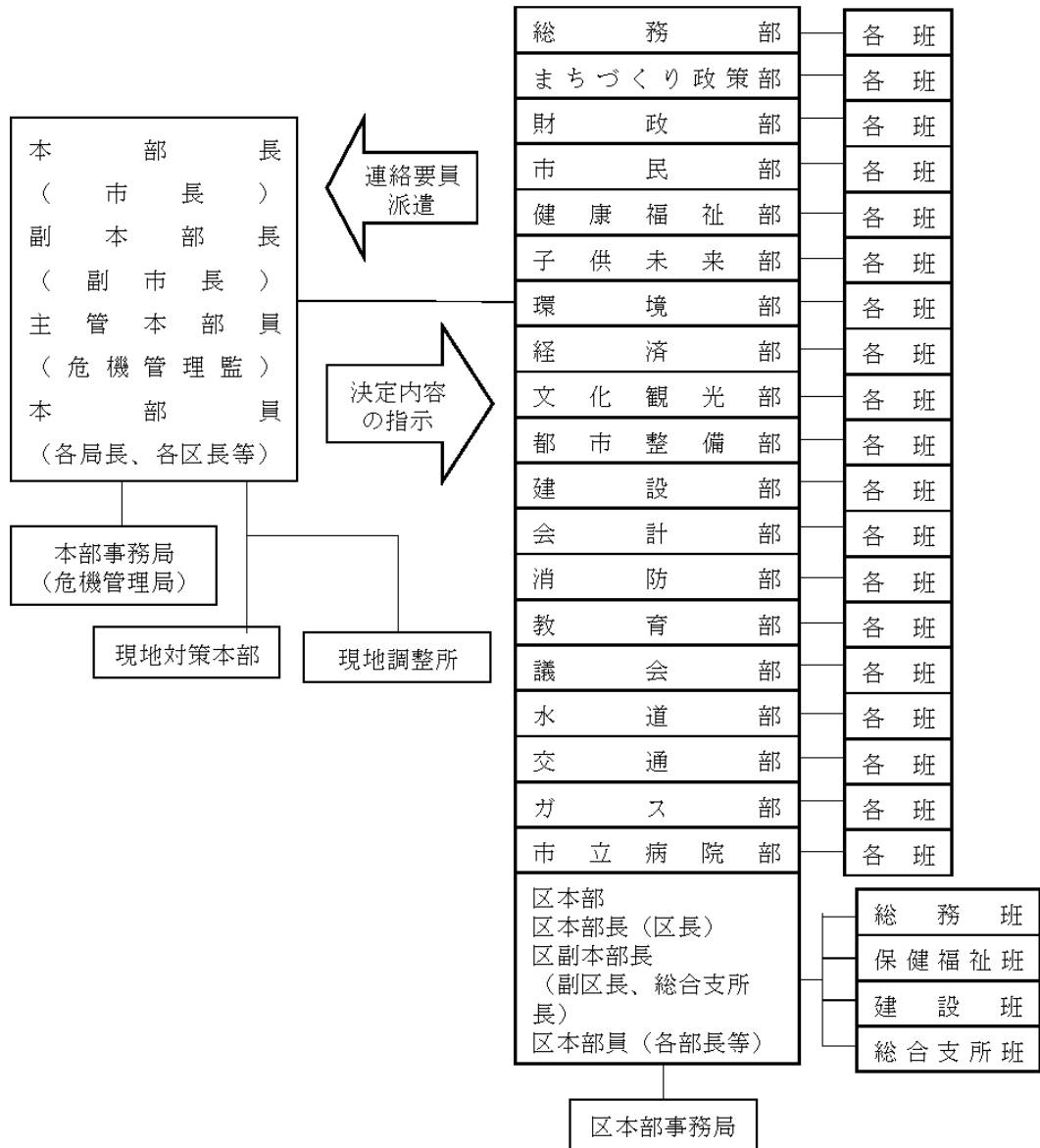
(2) 市対策本部を設置すべき自治体の指定の要請等

市長は、本市が市町村対策本部を設置すべき市に指定されていない場合で、国民保護措置を推進するために必要があると認める場合には、県知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定について要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は次のとおりとする。

【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施する（市対策本部には、各部・区本部からリエゾンを派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

(4) 市対策本部長の権限 (市国民保護計画第3編第2章1(7)参照)

市対策本部長は、本市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、以下の権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 本市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、本市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

② 宮城県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、宮城県対策本部長に対して、宮城県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

また、市対策本部長は、宮城県対策本部長に対して、政府対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにして行う。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、宮城県対策本部長に対し、本市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の提出の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、本市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、本市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(5) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣及び宮城県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

市対策本部を廃止した場合、必要に応じて危機対策本部等を設置して対応を継続する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話（衛星含む。）、仙台市防災行政用無線（地域防災系、全市移動系、固定系）、庁内LANシステム、各企業局業務用無線、宮城県防災行政無線ネットワーク及び地域衛星通信ネットワークの利用により、国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生ずる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第5章 避難の検討における留意事項

国民保護事態等が発生した場合の避難の要領は、事態の態様、避難のための時間的余裕、昼夜間の別、要避難地域の広狭等により異なるものとなる。

避難の実施に向けた検討に当たっては、関係機関と連携しつつ、事態の態様、避難対象者、避難施設等について、下記に記載の事項を考慮する一方、実際の避難に当たっては形式的になることなく常に事態に即した避難の実現を図ることも必要である。

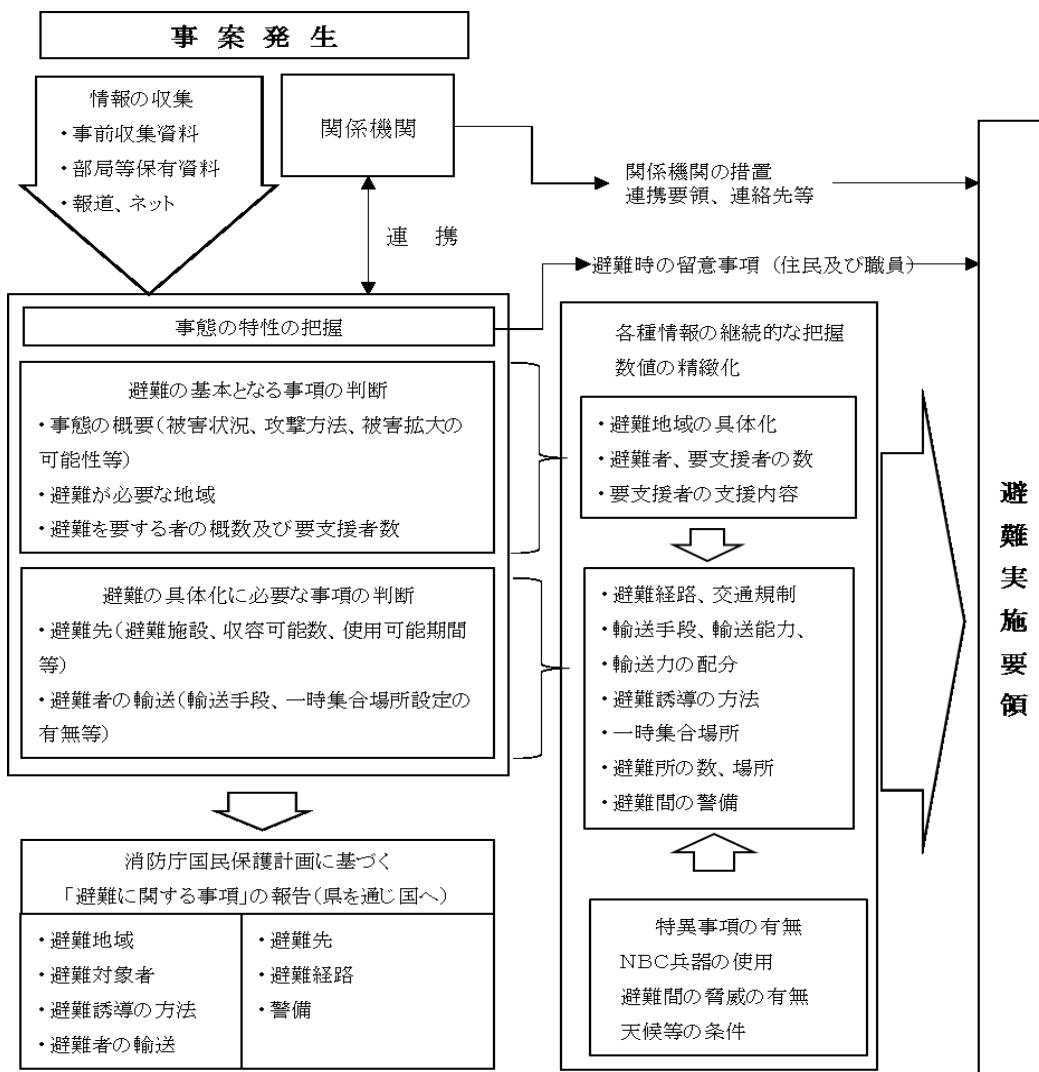
1 避難の検討に当たっての基本的な流れ等

(1) 避難の検討に当たっての基本的な流れ

事案が発生した場合は、国は情報収集を行い、関係県市の状況について「避難に関する事項」等を通じて把握し、避難措置の指示を発令する。避難措置の指示は、県を通じて通知され、通知を受けた市は、直ちに避難実施要領を作成し避難の伝達を行うことになる。

事案発生後、避難の検討に当たっての基本的な流れは下記のとおり。

【避難の検討に当たっての基本的な流れ】



(2) 連携先となる主な関係機関

武力攻撃事態等において連携が必要となる関係機関は、事態の態様により異なるが、通常、連携することが必要になると考えられる機関は以下のとおり。それぞれの連絡先は、P29 に示すとおり。

- ① 宮城県
- ② 宮城県警察
- ③ 宮城海上保安部
- ④ 自衛隊
- ⑤ 日本赤十字社宮城県支部
- ⑥ 市消防局 (※)

※ 市消防局は、市危機管理指針に倣い、原則として、関係機関等の「等」に含めるが、市消防局の活動を強調する場合は、「等」に含めず、「市消防局」と明記する。(再掲)

2 対象とする事態の類型及び特に留意すべき事態

(1) 対象とする事態の類型

対象とする事態に関しては、市国民保護計画第1編第5章において、基本指針第2章第1節及び第5章第1節を踏まえ下記の8類型（武力攻撃事態4類型、緊急対処事態4類型）を規定している。

【対象とする事態の類型等】

対象とする事態の類型		事 態 例
武力攻撃事態	① 着上陸侵攻	・ 宮城県沖からの軍隊の侵攻による市全域の戦場化
	② 弾道ミサイル攻撃	・ 弾道ミサイル攻撃 ・ 巡航ミサイル攻撃
	③ ゲリラや特殊部隊による攻撃	・ ゲリラ等における爆破テロ ・ 特殊部隊等の潜伏・立てこもり
	④ 航空攻撃	・ 攻撃機による市内の目標への攻撃
緊急対処事態	⑤ 危険物内在施設等への攻撃	・ 原子力発電所に対する攻撃 ・ 石油コンビナート等に対する攻撃 ・ 危険物積載船への攻撃
	⑥ 大規模集客施設等への攻撃	・ 大規模集客施設等での爆破 ・ 列車等の爆破
	⑦ 大量殺傷兵器等を使用した攻撃	・ 炭疽菌等の散布 ・ 病原体等の水源等への混入 ・ 化学剤等の大量散布 ・ ダーティボム（※）の使用
	⑧ 交通機関等を用いた攻撃	・ 航空機等による自爆テロ ・ トラックによる群衆への突入

※ 放射性物質を爆薬の爆発力で散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

(2) 特に緊急性が求められる事態

武力攻撃事態等のうち、突発的に生起する可能性がある弾道ミサイル攻撃、ゲリラ又は特殊部隊等による攻撃については、攻撃の予兆を事前に覚知することが困難であり、事案発生から避難までの対応の時間が特に短いことから、日頃からの準備及び周知が一層重要となる。

① 弾道ミサイル攻撃事態に係る留意事項

ア 弾道ミサイル攻撃における避難実施要領の基本

弾道ミサイルの発射を事前に覚知することは通常、困難である。このため、弾道ミサイル攻撃における避難実施要領の内容については、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個人が迅速に定められた対応ができるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。

イ 初動体制及び情報の収集

第3章に示す要領により、対応の体制を決定し、情報を収集する。

ウ 体制の移行

危機対策本部等に対応している間に、政府対策本部から宮城県を通じて、市対策本部を設置すべき自治体に指定された場合は、直ちに、市対策本部体制に移行する。

② ゲリラ等による突発的な攻撃に係る留意事項

ア ゲリラ等による突発的な攻撃における避難実施要領の基本

ゲリラ等による突発的な攻撃を事前に覚知することは通常、困難である。このため、ゲリラ等による突発的な攻撃における避難実施要領の内容については、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際にゲリラ等による突発的な攻撃が行われたときに個人が迅速に定められた対応ができるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。

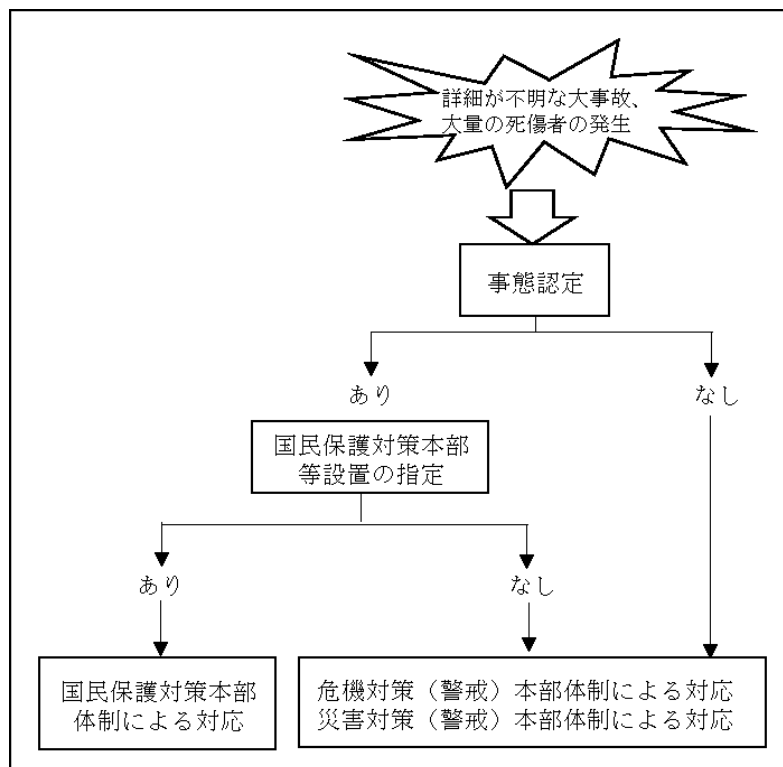
イ ゲリラ等による突発的な攻撃における情報の収集

第3章第3節に示す要領に基づき、情報を収集する。

ウ ゲリラ等による突発的な攻撃が疑われる事態発生時における体制・対応

多くの死傷者を伴う正体不明の爆発、鉄道等交通機関の走行中の爆発、市中における大量同時の傷病者等が発生した場合は、事態認定の有無、市対策本部設置指定の有無、避難指示の措置等の有無に基づき必要な体制を確立する。

【ゲリラ等による突発的な攻撃が疑われる事態発生時における体制確立フロー】



エ 体制の移行

危機対策本部等に対応している間に、政府対策本部から宮城県を通じて、市対策本部を設置すべき自治体に指定された場合は、直ちに、市対策本部体制に移行する。

(3) 避難間にゲリラ等の脅威が考えられる場合の留意事項

ゲリラや特殊部隊は、市民に紛れて市中での情報収集やテロ・攻撃の準備を行うことが考えられる。また、テロ・攻撃を行った後に市中に逃亡し、潜伏していることも考えられる。このため、避難間（避難者の輸送間のみならず、避難を指示してから解除されるまでの間を指す。）にゲリラ等の潜在的な脅威が考えられる場合は、屋内避難を継続することを基本とするが、専門機関からの情報や助言をもとに、より安全な地域に避難することが適切であると判断される場合は、避難間の警備体制を整えた上で城内避難を行う。

① 警備の要否の判断

警備情報、捜査情報等の機微な情報を関係機関から直接入手し、警備の要否を市対策本部で判断することは、困難であるため、警備の要否は関係機関の助言に基づいて判断することになると考えられる。

② 避難者に対する警備の要否

広範な地域（例えば、仙台市全域）にゲリラ等の存在が予測される場合は、当該地域に所在するすべての人に対して脅威を受けることとなるため、避難者のみを対象として警備を行う必要性は低い。

避難者を警備する場合として考えられるのは、ゲリラ等が避難者を標的として二次攻撃を行う可能性のある場合である。一度目の攻撃で「避難者」という集団を作り出し、二度目の攻撃でその集団を狙うのは、国際テロ組織等がしばしば用いる手法である。

③ 警備に関する調整

避難者の警備が必要であると判断される場合は、予想される脅威の種類（爆破、銃撃、化学物質散布等）、攻撃が実行される蓋然性、避難する環境（昼夜の別、避難の範囲、避難者数等）に応じて関係機関と警備要領について調整する。

④ 警備の要領

警備の要領は、脅威の対象等に応じて事態ごとに決定され、一定の型はないが、大別すれば、以下の警備要領が考えられる。また、警備を行っている姿を示すことは、攻撃の抑止効果を期待できる。

ア 要所に警備能力を保有する関係機関の職員等を配置する要領

イ 避難者に警備能力を保有する関係機関の職員等を同行させる要領（輸送間含む）

ウ 警備能力を保有する関係機関の職員等を待機させておき、必要に応じて現場に駆けつける要領

⑤ 避難施設出入者の本人確認

ゲリラ等が、避難所の襲撃、情報の収集、人質の獲得等の目的をもって、避難者（市民等）に偽装して避難施設内に侵入することを防止するため、避難者又は職員等が避難施設に出入りする際は、身分証明証等による本人確認を行う。

⑥ 不安感の軽減

市長は、関係機関が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、関係機関と協力し住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の

軽減を図る。

3 避難対象者の把握及び避難者数の算定

避難実施要領の作成（避難の計画）に当たり、「避難者」という要素はもともと基本となる要素である。緊急時又は混乱時に要避難地域の避難者数を短時間に把握するためには、日頃から町丁目ごとの住民数・世帯数、避難行動要支援者の避難施設、飛行場外離着陸場の適地等の基本的な資料を収集しておくとともに、避難情報提供システムなどを活用する。また、これらの資料を活用するに当たっては、資料が作成された時期からの経年変化について考慮しなければならない。

4 避難施設及び一時集合場所

本項の避難施設については、域内避難として市内に避難施設を開設する場合を想定している。なお、域外避難を行う場合の避難施設は、政府対策本部が避難先自治体及び避難施設を指定するものと考えられる。

(1) 避難施設

① 避難施設の選定

避難施設は、以下の要件に合致した施設のうち、要避難地域からの距離、移動経路、避難期間等を考慮して選定する。避難施設を選定する際は、できる限り災害時指定避難所を活用する。

② 避難施設の基準（国民保護法施行令第35条）

ア 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。

イ 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。

ウ 速やかに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。

エ 火災その他の災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

オ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

③ 一般の避難者を対象とした避難施設

仙台市地域防災計画指定している指定避難所を避難施設として指定することは、避難所開設の手順が確立されているため業務の効率化を図ることができるが、避難が長期化する場合は当該施設本来の使用目的との競合が発生することや、元来、生活場所としての施設ではないことから、長期間の避難には適していない。このため、避難の長期化が想定される場合には、民間宿泊施設の活用なども検討する必要がある。

避難所の避難所運営に必要な書類の様式は、「仙台市避難所運営マニュアル」に準じて準備するとともに、避難所の運営について関係者の協力を求める。

④ 災害時要援護者の避難施設

災害時要援護者が避難する施設は、バリアフリー等、災害時要援護者の特性に応じた設備が必要となる。福祉避難所については、当初の避難所に避難後に、二次避難所として開

設を検討する。二次避難所への避難に当たっては、保健師等が、本人の状況や要介護認定の有無などを確認し、その必要性を判断する。

(2) 一時集合場所

避難者をバス等により避難所まで輸送する場合等は、原則としてバス乗車場所近傍に一時集合場所を設定し、バスに乗車する前に避難者の把握を行う。ただし、直ちに現場から離隔することが必要な場合は、避難の迅速性を優先し所要の把握・手続き等を避難施設到着後に行うことも考えられる。

一時集合場所を設ける場合は、要避難地域からの距離、バス等駐車スペースの広狭、周辺の交通量、ゲリラ等からの脅威の有無等を考慮して選定する。一時集合場所で避難に関する手続きを行う場合には、所定の業務（避難者の受付、名簿確認等）を円滑に行うため、一時集合場所と同一地域内又は近傍に利用できる屋内施設を有することが望ましい。

5 避難者の輸送

(1) 市有の輸送手段

本市が使用可能な交通手段は、車両（借上げ・委託含む。）及び地下鉄である。

鉄道（JR）、航空機、船舶を使用する場合は、宮城県等を通じて政府対策本部と調整することが考えられる。

(2) 運送事業者等との連携

市長は、避難住民を誘導するため、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関（宮城県知事が指定した指定地方公共機関に限る。）に対し、避難住民等の運送を求めることができる。また、この求めを受けた指定公共機関及び指定地方公共機関は、正当な理由がない限り、この求めに応じなければならないとされている。（国民保護法第71条）

6 避難経路

(1) 避難経路の要否

避難経路は必ず指定するものではないが、以下の事由に該当する場合は避難経路を指定することにより、避難間の安全を確保し、また迅速な避難に資することができる。このため、関係機関から以下の事項に関する情報を得るとともに、避難経路指定の必要性について意見を求め、避難経路を指定することが避難実施上必要な場合は、避難経路を指定する。

- ① 輸送（移動）間の警備上の必要性がある場合
- ② 通行禁止区域に誤って立入ることを防止する場合
- ③ 特定の経路に避難者が集中することによる、渋滞や混雑の発生を防止する場合
- ④ 警察・自衛隊等、事案に対応する車両と使用経路が競合することを防止する場合
- ⑤ その他市長が必要と認めた場合

(2) 経路指定の要領

一般的には指定する道路の始点・終点を示して指定するが、その他にも、例えば、「広瀬川沿い」といったように、一般的な方向を指定する要領や、要所ごとに「通過点」を設けて通過点を結ぶことで経路を示す要領が考えられる。どのような要領で示すかは、上記6(1)の経路を指定した目的に即して、最も適切な要領を選択する。

(3) 通行禁止措置の周知

市が管理している道路について、通行禁止等の措置を行ったときは、宮城県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図る。

7 避難誘導

(1) 基本的な対応

避難誘導に当たっては、政府対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容、又はそれらを受けた宮城県知事による避難の指示に基づく避難実施要領に基づき実施することとなるが、突発的に事態が発生した場合や、宮城県知事からの避難の指示を待つ余裕がないと判断される場合においては、市長は国民保護法第112条に基づき、住民に退避（屋内への退避を含む。）をすべき旨を指示することを基本とする。

① 退避の指示（域外退避）の例

「〇町△丁目地区の住民は、□地区の一時避難場所へ退避すること。」

② 退避の指示（屋内への退避）の例

「〇町△丁目地区の住民は、屋外での移動に危険が生じるため、近隣の地下施設や堅牢な建物など屋内に一時退避すること。」

※ 弾道ミサイル攻撃においては、屋内に避難することが基本である。

※ 市長は、退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも屋内に留まる方が危険性が少ないと判断されるときには、「屋内への退避」を指示する。

弾道ミサイルの着弾時期・場所は予測できないため、避難施設に移動している間に着弾する可能性があることを考えれば、屋内避難を行うことが原則となる。

(2) 市長による避難住民の誘導（市国民保護計画第3編第4章第2節3（1）参照）

市長は、避難実施要領で定めるところにより、本市職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導することとなる。この際、避難実施要領の内容に従って、町内会、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員は、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう防災服、腕章、旗、特殊標章（※）等を携行させる。なお、職員の配置等の検討に当たっての留意事項は下記のとおり。

- ① 一時集合場所、避難経路及び避難施設の別に、避難誘導、避難者対応（質問対応、安全管理等）、各種事務（避難者の把握、受付等）、避難所運営、輸送間の同行等、必要となる役割に応じた職員の配置場所と配置人数、部局毎の分担等を決定する。
- ② 職員の避難経路上への配置に当たっては、あらかじめ消防機関及び関係機関と調整を行う。
- ③ 一時避難所からバス等で移動する場合においては、原則として、乗車前に一時避難所において住民の乗車等の調整を行うことを前提に、職員の配置を検討する。

※ 特殊標章とは、国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）であり、国民保護措置に係る職

務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所を識別対象とするもの。

市国民保護計画第3編第11章において、市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付し、及び使用させることとしている。

- ・ 市の職員（消防局長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 消防機関の活動（市国民保護計画第3編第4章第2節3(2)参照）

消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局又は消防署と連携し、あわせて市職員と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(4) 避難誘導を行う関係機関との連携（市国民保護計画第3編第4章第2節3(3)参照）

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、本市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、宮城海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(5) 自主防災組織等に対する協力の要請（市国民保護計画第3編第4章第2節3(4)参照）

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 食品の給与等の実施や情報の提供（市国民保護計画第3編第4章第2節3(5)参照）

避難間（自宅等を出てから避難所に到着するまで）に食事の提供が必要となる時間帯に避難を計画することは避けることが望ましいが、交通事情や天候の状況等により、避難が遅延した場合には、食事の提供が必要となることも考えられる。

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。市長は、避難住民等の誘導に際して食糧、飲料水等が不足する場合には、宮城県知事に対して必要な支援の要請を行う。

また、市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提

供する。その際、避難住民の不安の軽減のため、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 高齢者、障害者、外国人等への配慮（市国民保護計画第3編第4章第2節3(6)参照）

- ① 市長は、高齢者、障害者、外国人等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員等と協力して、災害時要援護者への対応計画等により災害時要援護者への連絡、運送手段の確保等を的確に行うものとする。
- ② 災害時要援護者の避難行動時の特性は、個人差も大きく千差万別であるため、周囲にいる方の支援や、町内会等の協力も得ながら、組織力を活用した避難誘導に心がける。なお、災害時要援護者の避難における主な留意事項は下記のとおり。
 - ア 避難経路は、危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避けるなど、可能な限り安全な経路を選定する。
 - イ 危険な場所には、標示、なわ張り等を可能な限り行うほか、状況により誘導員を配置する。
 - ウ 避難誘導は、可能な限り町内会又は自主防災組織等の単位で集団的に行う。

(8) 残留者への対応（市国民保護計画第3編第4章第2節3(7)参照）

「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高いが、要避難地域が広い場合は、市職員のみでは対応が困難な場合も考えられる。

残留者への対応は、政府対策本部から示される方針等に沿って行うことになると考えられるが、残留者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努め、避難を促すことを基本とする。この際、必要に応じ災害時要援護者の数、残留者確認に使用できる時間、考えられる脅威（残留することの危険度）等を勘案した現場の意見を宮城県を通じて政府対策本部に提出する。

① 残留者の確認実施者

残留者の確認を戸別訪問で行う場合は、周辺地域の安全性、確認すべき地域の範囲、避難者数、確認のために使用できる時間等を考慮し、市職員のみで行うことが困難な場合は、関係機関等からの支援を要請する。また、職員の安全が確保できない場合は、対応能力を保有する警察又は自衛隊等に残留者確認を依頼する。

② 残留者の確認の方法

残留者の確認の方法は、確認完了の目標時間に応じて戸別訪問、広報車等での呼びかけ等が考えられる。残留者の確認を行うに当たっては、当該地区を熟知している町内会組織と積極的に連携を図り、住民に関する必要な情報を入手するとともに、必要な協力を得る。

③ 避難指示に従わない者への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、以下の観点から説得に努める。

- ア 自然災害とは異なり、ゲリラ等の行動は予測がつかず、不意に遭遇した場合は危害を加えられる可能性があること。
- イ 当該地域に残留することは本人のみならず、当該地域でゲリラ等の排除を行う警察や自衛隊等の行動の支障にもなること。

(9) 学校や事業所における対応

学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考える。例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が自宅以外の場所にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする。

(10) 避難誘導時の安全確保のポイント

緊急時の避難は、日常において使い慣れている経路を使用する場合でも事故等が起こる可能性がある。避難経路上で避難者の誘導に当たる職員等は、緊急時という特性を考慮し、避難間の事故の未然防止に努める。安全確保の一般的なポイントは下記のとおり。

- ① 交通量の多い避難経路を使用する場合は、交通弱者の安全確保に注意する。
- ② 高齢者、障害者等の転倒による怪我、体調不良者の発生に注意する。
- ③ 指定された経路を外れて行動する者、避難先がわからず徘徊する者に注意する。

(11) 職員の心構え等

① リーダーシップの発揮

避難誘導においては、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるため、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つことに心がける。パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。

② 誘導員としての立場、役割の明確化

誘導員は、防災服等や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めるとともに、武力攻撃事態が認定されている場合は、特殊標章を装着する。

(12) 避難の検討に当たっての基礎資料

避難実施要領を迅速に作成するため、日頃から避難実施要領作成時に必要となる基礎的な資料を収集しておくとともに、関係連絡先を把握しておくことが必要である。主な資料は下記のとおり。

【避難の検討に当たっての基礎資料】

※ 表内の読み替えは以下のとおり。

- ・ 「附属資料」：仙台市地域防災計画共通附属資料をいう。
- ・ 「市政のしおり」：市政のしおり（令和4年1月版）をいう。

○ 避難対象者の把握及び避難者数の算定における主な基礎資料

必要な情報	基礎資料	所管等
町丁目別の住民数・世帯数	戸籍システム、住民情報システム	市民局戸籍住民課 (214-6155)
要避難地域内の要援護者数	災害時要援護者情報登録者	健康福祉局社会課 (214-8158)
要避難地域内の障害者数	身体障害者手帳保持者 精神障害者保健福祉手帳保持者	健康福祉局障害者総合支援センター（771-6511）
要避難地域内の障害・福祉施設利用者の状況	指定事業者管理システム 障害児施設管理システム	健康福祉局障害者支援課 (214-6141)

○ 避難施設及び一時集合場所の検討における主な基礎資料

必要な情報	基礎資料	所管等	
災害時避難施設	指定緊急避難場所	指定緊急避難場所一覧表 (附属資料6-6)	危機管理局防災計画課 (214-3046)
	指定避難所	指定避難所一覧表 (附属資料6-7)	
	福祉避難所	福祉避難所一覧表 (附属資料6-8)	
	地域避難場所	地域避難場所一覧表 (附属資料6-9)	
	広域避難場所	広域避難場所一覧表 (附属資料6-10)	
高齢者利用施設	老人福祉センター	老人福祉センター一覧 (市政のしおり P132~133)	健康福祉局高齢企画課 (214-8167)
	老人憩の家	老人憩の家一覧 (市政のしおり P133~135)	
区文化拠点施設等	区文化拠点施設	区文化拠点施設一覧 (市政のしおり P91)	市民局地域政策課 (214-6130)
	コミュニティ・センター	コミュニティ・センター一覧 (市政のしおり P91~96)	
	市民センター	市民センター一覧 (市政のしおり P399~405)	各市民センター

○ 避難者の輸送力の見積りや避難手段の検討における主な基礎資料

必要な情報		基礎資料	所管等
本市が保有する車両等の数	公用自動車	公用自動車一覧 (附属資料8-1)	財政局庁舎管理課 (214-8120)
	市営バス	運輸成績 (市政のしお P427~428)	交通局輸送課 (712-8320)
	市営地下鉄保有車両数・定員	南北線営業設備、東西線営業設備 (市政のしおり P432)	交通局営業課 (712-8329)
災害時等に使用する臨時ヘリポートの場所		飛行場外離着陸場適地一覧 (附属資料8-5)	市消防局消防航空隊 (0223-23-7850(代))

※ 関係する運送事業者の連絡先

運送事業者	連絡先
国土交通省東北運輸局	総務部総務課 (791-7504)
JR東日本	仙台支社総務課 (266-9611)
東日本高速道路	仙台管理事務所 (226-0631) 仙台東管理事務所 (390-0741)
宮城県トラック協会	仙台支部 (237-5962)
宮城県バス協会	295-9894

○ 避難経路の検討及び道路管理者との連携における主な基礎資料

必要な情報	基礎資料	所管等
一般国道(指定区間)の対象路線及び道路管理者	道路種別毎の道路管理者及び路線一覧表 (宮城県ホームページ「道路種別と道路管理者」)	国土交通省仙台河川国道事務所 (248-4131(代))
一般国道(指定区間外)の対象路線及び道路管理者		建設局道路管理課 (214-8369) ※ 仙台市内の区間に限る
主要地方道の対象路線及び道路管理者		
県道の対象路線及び道路管理者		
市道の対象路線及び道路管理者	仙台市市道路線認定網図 (市HP「くらしの情報」>せんだい くらしのマップ)	建設局道路管理課 (214-8369)

○ 避難誘導時の連携における主な基礎資料

必要な情報	基礎資料	所管等
町内会の結成状況	連合町内会・単位町内会一覧 (市ホームページ「くらしの情報」)	市民局地域政策課 (214-6130)

○ 主な情報伝達手段一覧

情報伝達手段	所 管 等
市ホームページ	総務局広報課 (214-1143)
危機管理局 Twitter	危機管理局危機管理課 (214-8519)
仙台市避難情報ウェブサイト	
仙台市危機管理局 Twitter【多言語版】	危機管理局危機対策課 (214-3049)
緊急速報メール	危機管理局危機対策課 (214-3049)
せんだい避難情報電話サービス	
杜の都防災メール・杜の都防災 Web	市消防局管理課 (234-1111(代))
屋外拡声装置 ※ 屋外拡声装置の設置場所は市 HP（「くらしの情報」>せんだいくらしのマップ）参 照	危機管理局防災計画課 (214-3046)

8 特異な状況に関する留意事項

(1) 放射能・生物剤・化学剤等による攻撃（NBC攻撃）が行われた場合

武力攻撃事態等に核・生物・化学兵器等が用いられた場合は、通常の対応に加えて放射能、生物剤、化学剤等からの防護や除染といった特別の対応をとらなければならない。NBC剤は通常、五感で覚知することができないため、防護等の対応が遅れた場合は被害の拡大に繋がる。このため、避難実施要領を定める場合で、NBC攻撃が行われた場合は、その対応について避難実施要領時における付加事項として、その対応を反映させ、被害の発生防止を図るものとする。

① 共通の留意事項

ア 政府の避難措置の指示及び宮城県の避難指示に基づき対応することを基本とする。

イ 避難措置の指示等の通知を受ける前にNBC攻撃が行われた場合は、応急措置を実施する。

政府対策本部の設置前又は事態認定前に突発的にNBC攻撃が行われた場合は、市長は、関係機関の意見を聴取して、直ちに警戒区域を設定するとともに、現場からの退避を指示する。

退避を指示すべき範囲を決定するに当たっては、関係機関の意見を聴取し、助言を受ける。

ウ 汚染の拡大防止

放射性物質、細菌・ウイルス、化学剤は、風や気流に流され拡散する。これらの物質が屋内に入り込むことを防ぐため、窓を閉めるとともに、目張りを行い室内の気密性を保つよう住民に周知する。

また、空調を使用することにより、これらの汚染された空気が室内に取り込まれるおそれがあるため、空調の使用は避けることが望ましいが、夏季は熱中症防止にも併せ留意することが必要である。

エ 汚染の拡大防止に関する市長の権限

市長は、国民保護法第107条第3項に基づき、宮城県知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、関係機関と調整しつつ、下表の権限を行使する。

【汚染拡大防止に関する市長の権限】

号	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し移動の制限、移動の禁止、廃棄を命ずる。
2号	生活の用に供する水	管理者に対し使用の制限又は禁止、給水の制限又は禁止を命ずる。
3号	死体	移動の制限、移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	廃棄
5号	建物	立入りの制限、立入りの禁止、封鎖
6号	場所	交通の制限、交通の遮断

オ 関連計画の参照

事態の態様や推移若しくは、対応の体制等に応じ、仙台市地域防災計画【原子力災害対策編】等の関連計画も参照する。

② 核物質が使用された可能性がある場合における住民等への周知事項

ア 核物質の使用が疑われる事象例

核兵器を用いた攻撃を受けた場合、当初は核爆発に伴う熱線、爆風などによる物質の燃焼、建物の破壊、放射能汚染などの被害が生じ、その後は放射性降下物が拡散、降下することにより放射線障害などの被害が生じる。

ダーティボムの爆発による被害は、核爆発ほど大きくはないが、爆薬による被害と放射能による被害をもたらす。

＜爆心地より遠い場所にいる場合の覚知の例＞

- ・ 閃光、火球、きのこ雲の発生に続く地鳴りのような大音響
- ・ 上空を覆う不自然な雲の発生

＜ダーティボム攻撃に曝露したおそれのある者の症状＞

- ・ 急性放射線症の症状が起こり、被曝後数分から数週間以内に嘔吐、下痢等の兆候が現れる。その後一時的に体調は回復するが、再び食欲減退、疲労感、熱、吐き気等の症状があらわれる。
- ・ 皮膚はやけどをしたような状態となり、脱毛が起こる場合もある。

イ 核物質が使用された可能性があると判断された場合における住民等への周知事項

- ・ 核爆発による閃光を直視すると失明する可能性があるため、核爆発が起こった方向には顔を向けず、遮蔽物の陰に身を隠す。近隣に建物があればその中へ避難する。その際、できるだけ地下施設やコンクリート建物を使用する。
- ・ 上着を頭から被り、口と鼻をハンカチで覆うなどにより、皮膚の露出をなるべく少なくしながら、爆発地点からなるべく遠く離れる。その際、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難する。
- ・ 屋内では、窓閉め・目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。
- ・ 屋内に地下施設があれば地下へ移動する。
- ・ 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉する。その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。
- ・ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避ける。
- ・ 被ばくや汚染のおそれがある場合は、医師の診断を受けるよう求める。

③ 生物剤が使用された可能性がある場合における住民等への周知事項等

ア 生物剤の使用が疑われる事象例

生物剤には潜伏期（剤の種類によって異なる）があるため、生物剤が使用された時期とその効果が現れる時期には、かなりの日数差が生じる。このため、発生源の解明や汚染範囲を解明するには専門機関による調査が必要となるが、下記の事象が出現した場合は、生物剤の使用が疑われる。

- ・ 地域的に通常はみられない疫病等の発生
- ・ 患者集団の異常な分布
- ・ 建物の中にいた人と外にいた人で大きく異なる発病率

- ・ 地理的に異なる地域での別々の疫病が流行
 - ・ 同じ集団で異なる病気の複数同時又は連続的な流行
 - ・ 通常は動物に発生する病気に罹患
 - ・ 通常は動物に発生する病気が、通常その動物種がいない地域で発生
 - ・ 稀な重症度
 - ・ 感染因子のまれな菌株
 - ・ 標準治療で効果が得られない病気の発生
- イ 生物剤の使用が疑われる兆候例
- ・ 生物剤の使用に関する確度の高い情報の入手
 - ・ 生物剤の散布が疑われる行動の目撃
 - ・ 化学剤の使用時に類似した各種現象の発生
- ウ 上記兆候から生物剤が使用された可能性があるとは判断された場合における住民等への周知事項
- ・ 口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。
 - ・ 屋内では、窓を閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。
 - ・ 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉する。また、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。

④ 化学剤が使用された可能性がある場合における住民等への周知事項等

ア 化学剤の使用が疑われる兆候例（サリン等の神経剤の場合）

<曝露したおそれのある者の症状>

- ・ 即効性があり蒸気を顔面に曝露すると、数秒以内に瞳孔収縮、鼻水、胸部圧迫感が出現する。
- ・ 剤の濃度にもよるが蒸気を吸入した場合、数秒以内に昏倒する。
- ・ 液体の場合は、よりゆっくりと作用し、皮膚が曝露すると、まず曝露した部位がピクピクと動き発汗が生じる。次に、全身に及ぶ作用が遅れて現れ、致死量でも通常は症状や徴候が現れるのに最大で20～30分かかり、前兆なく突然倒れることや、けいれん発作が起こることがある。
- ・ 神経剤は脳の神経細胞を刺激するため、興奮状態や錯乱状態になり、けいれん発作が起こったり意識を失ったりすることがある。
- ・ 脳以外の神経細胞が刺激されることで、吐き気や嘔吐が生じ、涙、鼻の分泌物、よだれ、肺の分泌物、発汗が過剰になる。
 - ・ 筋肉細胞が刺激されることで、けいれんとその後の筋力低下および麻痺が生じる。

<周囲の状況から判断できる事項>

- ・ 突然、複数の人々が倒れたり、しゃがみこんだりする。
- ・ 川、路上等で魚や小動物等が複数死んでいる様子が確認される。
- ・ 不自然な白煙が立ち上る。

イ 上記兆候から、化学剤が使用された可能性があるとは判断された場合における住民への周知事項

- ・ 口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難する。

- ・ 屋内では、窓を閉め、目張り等により室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。
- ・ 2階建て以上の建物であれば、なるべく上の階へ避難する。
- ・ 汚染された服、時計、コンタクトレンズなどは速やかに処分する必要があるが、汚染された衣服などを迂闊に脱ぐと、露出している皮膚に衣服の汚染された部分が触れるおそれがある。このため、頭からかぶる服を着ている場合には、はさみを使用して切り裂いてから、ビニール袋に密閉し、その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。
- ・ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避ける。
- ・ 化学剤傷病者への治療は一刻を争うため、化学剤に曝露した兆候を感じたら、速やかに消防等に通報するといった迅速な対応をとる。

⑤ 天候・気象状況に応じた避難実施上の留意事項

- ア 化学剤は、風に乗って拡散するため、風力が強い場合は、より遠方までの離隔が必要となる。また、避難する際は、風向と垂直方向に避難する。
- イ 風力が弱い場合は、高濃度の化学剤が窪地などに滞留するおそれがあるため、避難の際は、なるべく高い経路を選定する。
- ウ 雨天の場合は、汚染された雨水が水道水等に混入するおそれがあるため、地下水や川の水は摂取しない。
- エ 気温が低いと化学剤の揮発速度が遅くなり、その影響が長く残存するため、避難時間が長くなる。
- オ 大気の温度が地上付近の空気の温度より高い場合（逆転層）は、化学剤は長く残存し、その影響が長く残存するため、避難時間が長くなる。

(2) 様々な避難環境に応じた配慮について

① 雨天、降雪時の場合

雨天時等は、音声による情報伝達が伝わりにくく、交通機関の運行遅延、避難者の避難速度の低下、着替えや防寒のための荷物の増加等、避難行動を鈍重化させ、更には、心理的な不安感を助長する一因ともなる。このため、不安感を払拭する情報の提供に努めるとともに、通常時よりも時間の余裕を見込んだ計画を作成する。

なお、台風・寒波接近の兆候、急激な気温の変化が予測される場合には、数日先を見越した防暑（防寒）対策、降雨（降雪）対策をあらかじめ講じておく。

② 夜間避難を実施する場合

夜間は避難行動が鈍重化するため、避難の準備や避難のための時間に可能な限り余裕を持って計画する。特に深夜・早朝における情報の伝達は、困難性が增大する。

このため、あらゆる手段を活用して、反復して情報の伝達を試みる。この際、自治組織等による人づての情報伝達は、確実性が高く組織の力を最大限活用する。

また、日中に比べ夜間は恐怖心がより高まり、襲撃等の可能性がある場合は、その傾向が一層強くなる。夜間避難における避難者の不安軽減に向け、複数での行動を推奨するとともに、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト）の配備や避難経路への誘導員の配置の増員等を検討する。なお、夜間における照明の使用は、攻撃目標となる可能性もあるため、関係機関の助言等を受け、避難行動と攻撃からの防護のバランスを考慮した計画を作成しなければならないことに留意する。

③ 季節（夏季・冬季）の特性を踏まえた対応

夏季においては、避難所生活での熱中症予防として扇風機、クーラー等の設置、食中毒の防止策としての食事の適切な管理、衛生環境を維持するための入浴機会の提供等可能な措置を講じる。

冬季においては、毛布の提供、暖房器材の設置、努めて温かい食事の提供等可能な措置を講じる。

(3) 観光地等地域の特性を踏まえた対応

駅（周辺）、市街地、観光地（観光施設）は、時期又は時間帯によって滞在人口の数が大きく変動する。このため、当該地域が要避難地域、避難経路に含まれている場合は、災害時要援護者数の算定、配置する職員の数・場所、避難経路の選定、警備等について、時期的・時間的特性を考慮することが必要になる。

9 情報の伝達・提供に関する留意事項

(1) 一般的な留意事項

情報の伝達はその過程において錯誤や誤解を伴う場合が多く、特に緊急時等の混乱の中では一層、正確な伝達が困難となる。このため、市対策本部等から関係機関やマスコミに情報を提供する場合などは、口頭のみならず、できるだけ文書（FAX 含む）を併用するとともに、以下の事項にも留意することが必要である。

- ① 必要な情報に絞って伝達する。特に初動時においては優先して共有する情報を明確にし、他の情報は時期をみて伝達する。
- ② 口頭伝達と文書配布（配信）等、複数の手段を併用して伝達する。
- ③ 町内会、学校、事業者組織等を活用して伝達する。

(2) 避難開始後に追加情報を提供する場合の留意事項

避難者に対して逐次、最新の情報を提供することは不安感を払拭し、落ち着いて行動するために必要であるが、提供した情報の内容が不正確であったり、矛盾する複数の情報が提供された場合は、混乱を助長する結果となる。このため、追加情報の提供に当たっては下記事項を考慮しつつ行う。

- ① 追加情報を伝達する適切な手段の有無
- ② 追加情報を伝達する時期（タイミング）

(3) 報道関係者等に対する情報の提供

報道関係者に情報を提供する場合は、提供すべき情報の内容、提供の時期、提供の要領について、関係機関も含めた調整が必要である。

10 動物の保護等に関する配慮

市長は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」に基づき、危険動物等の逸走対策等を行うよう努める。

第6章 避難のパターンの考え方とその特徴

1 避難のパターンの考え方

(1) 対象とする事態の類型 (P51 再掲)

対象とする事態に関しては、市国民保護計画第1編第5章において、基本指針第2章第1節及び第5章第1節を踏まえ下記の8類型（武力攻撃事態4類型、緊急対処事態4類型）を規定している。

【対象とする事態の類型等】

対象とする事態の類型		事 態 例
武力攻撃事態	① 着上陸侵攻	・ 宮城県沖からの軍隊の侵攻による市全域の戦場化
	② 弾道ミサイル攻撃	・ 弾道ミサイル攻撃 ・ 巡航ミサイル攻撃
	③ ゲリラや特殊部隊による攻撃	・ ゲリラ等における爆破テロ ・ 特殊部隊等の潜伏・立てこもり
	④ 航空攻撃	・ 攻撃機による市内の目標への攻撃
緊急対処事態	⑤ 危険物内在施設等への攻撃	・ 原子力発電所に対する攻撃 ・ 石油コンビナート等に対する攻撃 ・ 危険物積載船への攻撃
	⑥ 大規模集客施設等への攻撃	・ 大規模集客施設等での爆破 ・ 列車等の爆破
	⑦ 大量殺傷兵器等を使用した攻撃	・ 炭疽菌等の散布 ・ 病原体等の水源等への混入 ・ 化学剤等の大量散布 ・ ダーティボムの使用
	⑧ 交通機関等を用いた攻撃	・ 航空機等による自爆テロ ・ トラックによる群衆への突入

(2) 避難のパターンに関する考え方

基本的な避難のパターンとして、「時間的余裕」や「避難先」の観点から、以下の3つのパターンが考えられる。どのパターンを使用するかについては、発生した事態に応じて、適切に判断する必要がある。

避難のパターン1：時間的余裕がなく、緊急に屋内避難させる必要がある事態
 避難のパターン2：屋内避難が基本となるが、状況により、域内避難させる必要がある事態
 避難のパターン3：域外避難を行うと考えられる事態

上記3つの避難のパターンを基本に、更に「避難指示の対象」、「避難指示の期間」を考慮して下記の区分による「避難実施要領の作成例」を作成する。

【作成する「避難実施要領の作成例」】

避難のパターン		想定事態	判断方法	避難指示の対象
<u>避難のパターン1</u> 「時間的余裕がなく、緊急に屋内避難させる必要がある事態」(※1)		【事態類型②】 弾道ミサイル攻撃 (着弾前) 【事態類型④】 航空攻撃 【事態類型⑧】 交通機関等を用いた攻撃 (航空機ハイジャックによる自爆テロ)	兆候から判断	全市
<u>避難のパターン2</u> 「屋内避難が基本となるが、状況により、域内避難させる必要がある事態」(※1)	<u>避難のパターン2-1</u> 屋内避難のみの場合	【事態類型⑥】 大規模集客施設等への攻撃 【事態類型⑧】 交通機関等を用いた攻撃 (トラックによる群衆への突入)	被害状況から判断	限定地域
	<u>避難のパターン2-2</u> 屋内避難後、域内避難を短期間行う場合	【事態類型②】 弾道ミサイル攻撃 (着弾後) 【事態類型⑤】 危険物内在施設等への攻撃 【事態類型⑦】 大量殺傷兵器等を使用した攻撃 (※2)		
	<u>避難のパターン2-3</u> 屋内避難後、域内避難を長期間行う場合	【事態類型③】 ゲリラや特殊部隊による攻撃 【事態類型⑦】 大量殺傷兵器等を使用した攻撃 (※2)		
<u>避難のパターン3</u> 「域外避難を行うと考えられる事態」		【事態類型①】 着上陸侵攻 【事態類型②】 弾道ミサイル攻撃 (着弾後) 【事態類型④】 航空攻撃	兆候から判断	全市

※1 事態の状況によっては、「屋内避難までの指示を想定しているケースであっても域内避難を指示するケース」、「限定地域のみ避難指示を想定しているケースであっても、全市を対象に避難指示を行うケース」なども考えられる。この場合には、ほかの避難のパターンを参考に避難実施要領を作成する。

※2 「大量殺傷兵器等を使用した攻撃」に係る避難実施要領を作成する場合は、「避難のパターン2-2 (短期間の域内避難)」又は「避難のパターン2-3 (長期間の域内避難)」の基本的な内容に加え、第5章第8項「特異な状況に関する留意事項」に記載された内容についても追記する。

2 各避難のパターンの特徴と避難上の留意点

(1) 避難のパターン1「時間的余裕がなく、緊急に屋内避難させる必要がある事態」

① 特徴

- ア この避難のパターンは、本市又は市の隣接地域にある攻撃目標に対して、弾道ミサイル攻撃や航空攻撃が予測される事態において、政府対策本部長が兆候から要避難地域を判断し、本市の全市域を対象に屋内避難を措置する避難のパターンである。
- イ 弾道ミサイル攻撃や航空攻撃等では、攻撃が奇襲的に行われることから攻撃目標や発射時刻の予測が難しい。
- ウ 兆候が把握できた場合でも、発射・離陸から着弾までの時間が短いことなどから避難の準備や実施に十分な時間的余裕がない。
- エ 使用される弾頭の種類は着弾するまで判別できないため、化学弾頭等が使用された場合を想定し、当初は屋内避難することが考えられる。
- オ 上記の特性を踏まえ、避難実施要領の内容は、あらかじめ発出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階、又は航空攻撃が察知された段階で、迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

※ なお、この避難のパターンについては発射・離陸から着弾までの時間が短いことなどから避難の準備や実施に十分な時間的余裕がないため、常日頃からJアラートによる緊急情報が配信された直後に取りべき避難行動の周知が重要である。

② 避難上の留意点

【事態類型②】弾道ミサイル攻撃（着弾前）

【事態類型④】航空攻撃

【事態類型⑧】交通機関を破壊手段とする攻撃（航空機ハイジャックによる自爆テロ）

- ア 短時間での着弾等が予想されるため、迅速な情報伝達等により被害の最小化を図る。
- イ 当初は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下鉄駅舎等の地下施設への避難を指示する。
- ウ 着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾道の種類に応じ、更なる必要な措置（安全な地域への避難等）を講じる。

(2) 避難のパターン2「屋内避難が基本となるが、状況により、域内避難させる必要がある事態」

① 特徴

- ア 「ゲリラや特殊部隊による攻撃」や緊急処理事態は、一般に兆候の把握が困難であり、突発的に事態が発生する可能性が高い。
- イ 攻撃の対象は、航空攻撃やミサイル攻撃と比べ限定された範囲の目標となり、これら攻撃に伴う災害発生的地域的な範囲も限定される特徴がある。従って、事態発生直後の要避難地域は、全市域ではなく、標的となったものの周辺に限定される。
- ウ 攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における宮城県警察、自衛隊及び宮城海上保安部等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には避難対象者を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまきに行われており、住民等に危害が及びおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、

適当な避難先に移動させることが必要である。なお、攻撃目標となりうる施設や地域、被害を受ける範囲等は様々なケースが考えられる。よって、避難指示の対象地域の判断や、避難実施要領をあらかじめ標準化することは困難であり、あらかじめ作成された「避難実施要領の作成例」を参考にしながら、事態や被害の様相等を踏まえながら臨機応変に避難実施要領を作成することが必要である。

② 避難上の留意点

【事態類型⑥】大規模集客施設（映画館、劇場、大規模商業施設等）への攻撃

- ア 一義的には施設内の客を施設外に避難誘導する。
- イ 以後、規模に応じて避難所等を開設する。

【事態類型②】弾道ミサイル攻撃（着弾後）

【事態類型③】ゲリラや特殊部隊による攻撃

【事態類型⑤】危険物施設等への攻撃

【事態類型⑦】大量殺傷兵器等を使用した攻撃

【事態類型⑧】交通機関等を用いた攻撃（走行中の鉄道、バス、トラック等の爆破）

- ア 当該地域の滞在する市民を、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な場所に避難させる。
- イ 状況により、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等、時宜に適した対処が必要である。

(3) 避難のパターン3「域外避難を行うと考えられる事態」

① 特徴

- ア この避難のパターンは、着上陸侵攻事態において、政府対策本部長が兆候から要避難地域を判断し、本市の全市域を対象に、本市以外の地域に避難を行う避難のパターンである。
- イ 着上陸侵攻は、大規模な艦船や航空機を用いて行われることから、着上陸地域やそれに引き続く内陸部の戦闘地域をある程度予測することが可能であり、また、本格的な地上戦闘が行われる地域や、それらを支援する地域も作戦計画の策定に合わせてあらかじめ設定することが可能なことから、要避難地域の指定は着上陸侵攻に先立ち、広域にわたって行われる可能性があり、本市においては、市全域が対象となる可能性がある。更に避難先の地域が県内外に指定される可能性がある。また、避難は武力攻撃に先立ち、地域別、避難者の特性別（入院患者、災害時要援護者、学童、健常者等）に区分して、段階的に行われると考えられる。

② 避難上の留意点

【事態類型①】着上陸侵攻

【事態類型②】弾道ミサイル攻撃（着弾後）

【事態類型④】航空攻撃

- ア 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して広域的に避難させる。

(4) 各避難のパターンに追記が必要となる事態への対処

避難実施要領の作成時には、各避難のパターンを基本としながらも、「NBC剤が使用され

た場合」、「周辺にゲリラ等の脅威がある場合」、「夜間に避難を行う場合」、「悪天候の中で避難を行う場合」等の状況に応じて追記を行うことが必要である。具体的な追記要領はP80 右図に記載のとおり。

第7章 避難実施要領の作成における基本事項

第1節 避難実施要領の構成等

1 避難実施要領の構成

(1) 避難実施要領の構成

① 国民保護法の規定

避難実施要領に定める事項は、国民保護法第61条第2項により下記のとおり定められている。

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

イ 避難住民の避難の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

ウ その他避難の実施に関し必要な事項

② 避難実施要領の構成基準

関係規定等を踏まえ、「屋内避難」、「域内避難・域外避難」の別に、以下の項目に沿って避難実施要領を作成することを基本とする。

なお、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に実施できるよう策定するものであり、県国民保護計画や市国民保護計画の規定等も踏まえた、後述する留意事項等も踏まえ作成する。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、国民保護法第61条第2項（上記（1）①参照）に示す法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする場合もあることに留意する。

【避難の態様に応じた避難実施要領の項目】

項 目	屋内避難	域内避難 域外避難
1 宮城県からの避難の指示の内容	○	○
2 事態の状況、関係機関の措置		
2-1 事態の状況 (発生日時、場所、事案の概要、被害状況、気象状況、今後の予測等)	○	○
2-2 避難住民の誘導の概要 (要避難地域、避難先、避難開始・完了予定日時等)		
2-3 関係機関等の措置等 (県、宮城県警察の対応状況、連絡調整所の開設状況等)		
3 事態の特性で留意すべき事項	○	○
4 避難者数	—	○
5 避難施設		
5-1 避難施設（施設名、所在地等）	—	○
5-2 一時集合場所（施設名、所在地等）		
6 避難手段等	—	○

7 避難経路	—	○
8 避難誘導方法		
8-1 避難（輸送）方法		
8-2 職員の配置方法	—	○
8-3 残留者の確認方法		
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法		
8-5 追加情報の伝達方法		
9 避難時の留意事項（主に住民）	○	○
10 誘導に際しての留意事項（職員）	—	○
11 情報伝達	○	○
12 緊急時の連絡先	○	○

2 避難実施要領の様式

(1) 定型様式の活用上の留意事項

避難実施要領については法定の様式はなく、事態に応じて必要となる事項を記載するものであるが、あらかじめ、必要になると思われる項目を様式として準備しておき、事案によって不明又は不必要な部分は空欄として残し、不足する項目等については追加するという手法が迅速な作成に向けて有効なことから、避難の実施に際して必要となる基本的な項目を盛り込んだ様式として下記の2例（「屋内避難用」及び「域内・域外避難用」）を示す。

なお、作成に時間的猶予がない場合等においては、この様式に拘らず、最小限の項目に絞って避難実施要領を作成することも可能であることに留意する。

(2) 様式例

① 「屋内避難用」様式例

避 難 実 施 要 領	
仙 台 市 長 月 日 時 分現在	
1 宮城県からの避難の指示の内容	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	
発生場所	
実行の主体	
事案の概要 と被害状況	
今後の予測 ・影響と措 置	
気象の状況	天候： 気温： 風向： 風速：
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	

避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	
避難完了予定日時	
2-3 関係機関等の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	
3 事態の特性で留意すべき事項	
4 住民の行動（基本事項）	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
6 緊急時の連絡先（※）	
市対策本部	電話： FAX： メール：

※ 緊急時の連絡先とは、現地で活動している職員等が不測事態又は緊急事態に遭遇した場合に、各部署等を通さずに速報すべき連絡先を指す。原則として、市対策本部となる。（市対策本部が設置されていない場合は、市危機対策本部等）

② 「域内避難及び域外避難用」様式例

避 難 実 施 要 領	
仙 台 市 長 月 日 時 分現在	
1 宮城県からの避難の指示の内容	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	

今後の予測 ・影響と措置				
気象の状況	天候： 気温： 風向： 風速：			
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域				
避難先と避難誘導の方針				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
2-3 関係機関等の措置等				
措置の概要				
連絡調整先				
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)				
地域の特性				
時期による特性				
4 避難者数 (単位：人)				
地区名				合計
避難者数 (計)				
うち災害時 要援護者数				
うち外国人 等の数				
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域				
避難施設名				
所在地				
収容可能人数 (人)				
連絡先 (電話等)				
連絡担当者				
その他の留				

意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名				
所在地				
連絡先 (電話等)				
連絡担当者				
その他の留意事項				
6 避難手段等				
避難手段				
輸送手段の詳細	種類(車種等)			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力配分の考え方				
その他の輸送手段	災害時要援護者			
	その他(入院患者等)			
7 避難経路				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認			
	規制に当たる人数			
	規制場所			
警備体制	実施者の確認			
	規制に当たる人数			
	規制場所			
8 避難誘導方法				
8-1 避難(輸送)方法				
地区				
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難先			
	集合時間			
	その他(誘導)			

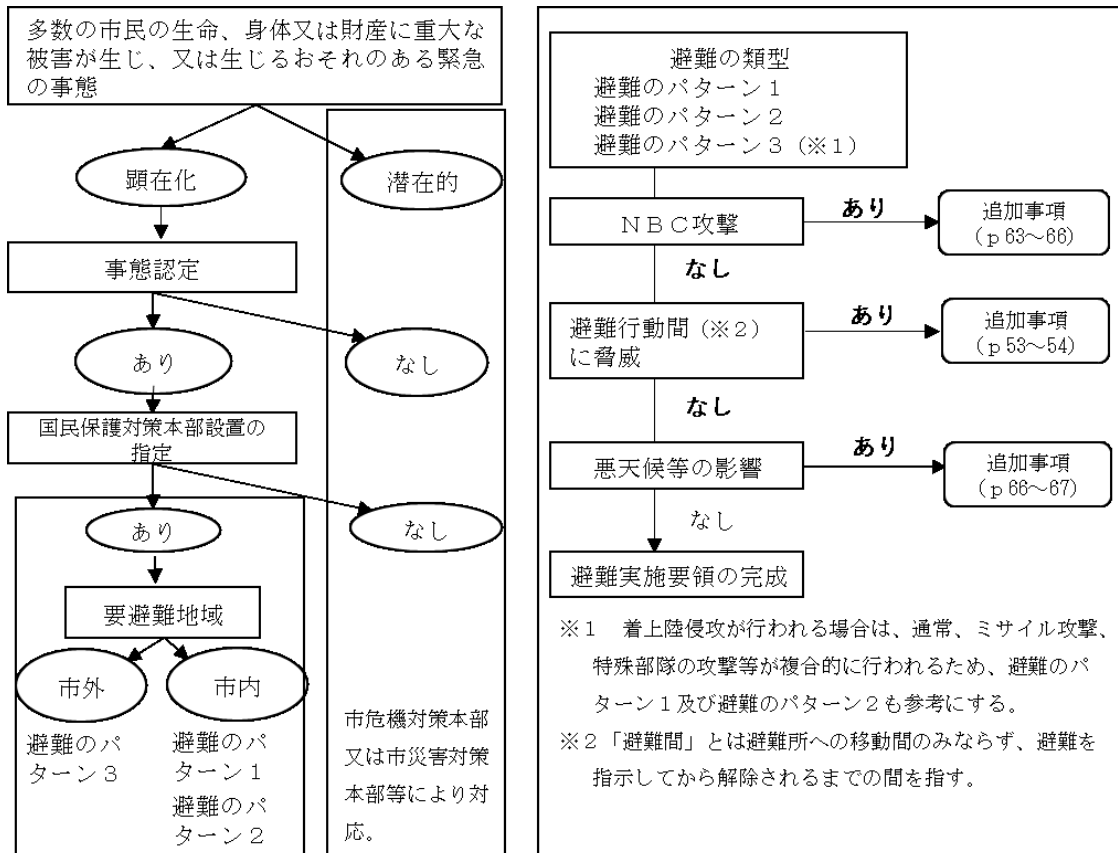
	責任者等)				
避難施設への避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難完了予定日時				
	その他（誘導責任者等）				
災害時要援護者等の避難方法	誘導の実施単位				
	災害時要援護者への支援事項				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
8-2 職員の配置方法					
配置場所					
人数					
現地調整所					
8-3 残留者の確認方法					
確認者					
時期					
場所					
方法					
措置					
終了予定日時					
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					
食事時期					
食事場所					
提供する食事の種類					
実施担当部署					
8-5 追加情報の伝達方法					

9 避難時の留意事項（主に住民）	
基本事項	
事態の特性	
時期の特性	
一時集合場所・避難所での対応	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
職員間の連絡手段	
12 緊急時の連絡先	
市対策本部	電話： FAX： メール：

3 避難実施要領の作成の流れ

避難実施要領の作成に当たっての基本的な流れは下記のとおり。

【避難実施要領の作成に当たっての基本的な流れ】



第2節 避難実施要領への記載要領

前節で示した様式例の各項目への記載の考え方、留意事項等は下記のとおり。

1 宮城県からの避難の指示の内容

政府対策本部の避難措置の指示及び県知事の避難の指示において示された事項を記載する。記載に当たって、本文が短い場合は転記するが、記載の省略や表現の変更は、誤解や認識の相違の原因となるので、本文が長い場合は、別添として指示内容が示された宮城県からの通知文書を添付する。

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

① 「発生時期」、「発生場所」、「実行の主体」

政府が事態対処法第9条による「対処基本方針」を定める際、文中で政府の見解が示されるため、それを参考に概要を記載する。

② 「事案の概要と被害状況」

ア 政府が事態対処法第9条に基づき、対処基本方針を定める際、文中で政府の見解が示されるため、それを参考に概要を記載する。

イ 「被害状況」は、全体の規模がわかる程度に包括的に記載する。被害が大規模な場合は人的被害、物的被害に区分して記載する。

ウ 詳細が判明していない場合は、判明分のみを記載する。全く不明の場合は、その旨を記載する。

③ 「今後の予測・影響と措置」

市対策本部の対応の方向性を包括的に記載する。例えば、「市は、○月○日○時に○○の住民を○○に避難させる。」「市は、○月○日○時に○○の住民に対して屋内避難を指示する。」等である。

④ 「気象の状況」

市対策本部が活動すると予想される期間の気象状況を記載する。気象に関する情報は、直近の精度の高い気象情報、避難準備開始から避難の解除・帰還までを見通した中長期的な気象の傾向のうち、必要な事項を記載する。通常とは異なる気象の傾向（台風、降雪、長雨、熱波、寒気等）が予測される場合は、確実に記載する。

2-2 避難住民の誘導の概要

① 「要避難地域」、「避難先と避難誘導の方針」

政府国民保護対策本部の避難措置の指示（県を通じて通知される）に基づき記載する。必要に応じて市長は、避難措置の指示の範囲で内容を補足する。要避難地域は要図も併せて添付する。

② 「避難開始日時」

政府国民保護対策本部の避難措置の指示（県を通じて通知される）に基づき記載する。

③ 「避難完了予定日時」

避難完了の予定日時を記載するが、避難先が複数ありそれぞれ避難完了予定日時が異なる場合は、最も遅い日時を記載する。

2-3 関係機関等の措置等

① 「措置の概要」

住民避難を行う上で、本市と関係のある機関、団体等が「何をする（している）」かを簡潔に記載する。例えば、「宮城県警察は、警戒区域を設定し、周辺道路を規制中。」「自衛隊は国民保護等派遣を準備中」等である。関係機関が複数あり、記載量が増える場合は、別紙として作成し添付する。

② 「連絡調整先」

別紙とし、関係者のみに限定配布することを基本とする。連絡先を文書として記載・配布することについて、事前に当該機関の了解を得る。

3 事態の特性で留意すべき事項

① 「事態の特性（除染の必要性等）」

事実を羅列するのではなく、それらの事実から避難を特徴づけている点を簡潔に記載する。何を記載すべきかについて定型はないが、一例として「化学剤が使用され、避難・救助を行うに当たって化学剤からの防護要領を周知する必要がある。また、除染に関する事項が業務として加わる。」「同時多発的な攻撃であり、更なる攻撃について、市内に注意喚起を行う。特に集客施設、イベント会場、ターミナル駅等は警戒が必要である。」「事態の長期化が予想され、長期避難が予想されるため避難先については、長期間使用できる施設を選定することが必要である。」等の記述となる。

② 「地域の特性」

地域そのもの（広さ、地形等）、人口、施設、交通等に目し、それらが事案とどのように関係するのかを記載する。一例として、「攻撃場所は人口密集地であり、避難者数が極めて多くなる。」「攻撃を受けた〇〇発電所は重要なインフラ施設であり、市民の生活に大きな影響を及ぼす。」等の記述となる。

③ 「時期による特性」

記載の考え方は上記②と同様である。一例として、「前日からの積雪は、避難の輸送手段としての交通機関の運行に制限を受ける。」「大型の台風が〇〇付近にあり、避難開始日時と台風の最接近が重なるおそれがある。」等の記述となる。

4 避難者数

① 「地区名」

避難者数を地区、町内会、町丁目、校区等適宜の単位ごとにグループ化し、そのグループごとに、地区名、避難者数、避難者数の内の災害時要援護者数、避難者数の内の外国人人数等を記載する。

グループの大きさに定型はないが、要避難地域の広狭、避難者数、避難の態様、従事する職員数、避難開始までの時間的な余裕等を考慮し、グループごとの効率的な避難が行え

ることに留意する。グループが多数となり記載の分量が多くなる場合は、総数のみを記載し、全文は別紙として作成し添付する。

② 「避難者数（計）」

①で区分した単位ごとの避難者数を記載する。

③ 「うち避難行動要支援者数」

避難行動要支援者数を避難者数の内数として記載する。

④ 「うち外国人等の数」

外国人等の数を避難者数の内数として記載する。

5 避難施設

5-1 避難施設

避難先地域ごとに「避難施設名」、「所在地」、「収容可能人数」、「連絡先」、「連絡担当者」、「その他の留意事項」を記載するが、記載量が多い場合は別紙として作成する。別紙として作成する場合も、避難施設の概要（開設地域、開設数、総収容可能数等）は記載する。

① 「避難先地域」

避難先地域を記載する。避難先地域は、避難の実情に応じて町名、町丁目、地区名等適宜の規模で記載する。

② 「避難施設名」

避難施設名を記載する。この際、正式な名称が長い場合、正式な名称と通称が異なる場合なども考えられるが、できるだけ共通的に理解できる名称を記載することに留意する。

③ 「所在地」

避難施設の住所を記載する。

④ 「収容可能人数」

施設の収容可能人数を記載する。

⑤ 「連絡先」、「連絡担当者」

避難施設との連絡手段を確保し、その連絡要領及び担当者を記載する。

⑥ 「その他の留意事項」

上記以外に必要な事項があれば記載する。

5-2 一時集合場所

一時集合場所を開設する場合は、「一時集合場所名」、「所在地」、「連絡先」、「連絡担当者」、「その他の留意事項」を記載するが、記載量が多い場合は別紙として作成し添付する。

① 一時集合場所名

一時集合場所名を記載する。この際、正式な名称が長い場合、正式な名称と通称が異なる場合なども考えられるが、できるだけ共通的に理解できる名称を記載することに留意する。また、一時集合場所を公園、広場等施設以外の場所に設定した場合は要図を添付するなど、誤解を生じない工夫をする。

② 「所在地」

設置した一時集合場所の住所を記載する。

③ 「連絡先」、「連絡担当者」

一時集合場所との連絡手段を確保し、その連絡要領及び担当者を記載する。

④ 「その他の留意事項」

上記以外に必要な事項があれば記載する。

6 避難手段等

① 避難手段

該当する避難手段を囲む。複数手段を併用する場合は、使用する手段をすべて囲む。記載の避難手段以外の輸送手段としては、自家用車、市有車、福祉車両、自衛隊車両等が考えられる。

② 輸送手段の詳細

輸送手段として使用する交通機関等の種類、使用数（台数・便数等）、延べ輸送可能人数等を記載する。

③ 輸送力配分の考え方

避難先が市内の場合の輸送手段はバス等の車両の活用が中心になるものと考えられるが、市外かつ遠方に避難する場合は、バス等の車両に加え航空機、鉄道、船舶等の活用が輸送支援を受けることも考えられる。また、市からの要請に基づき国から避難に活用可能な輸送手段の総座席数が配分され、市はその枠内で避難者を順次避難させる計画を策定することも考えられる。このような場合は、どのような対象に、どのような輸送手段を配分するのかを記載する。例えば、「航空機は移動時間が短いため長時間を要する避難が難しい災害時要援護者や入院患者を優先させる。特別に認められている私有車での避難を許可する場合は、船舶を使用する。その他の避難者は鉄道とする。」等である。

④ その他の輸送手段

避難行動要支援者の輸送手段について記載する。また、避難行動要支援者以外に輸送上の配慮が必要となる者として、入院患者、特別な事情により避難の時期が通常の避難と異なる者等が考えられる。

7 避難経路

① 「避難に使用する経路」

避難に使用する経路は県知事から通知される「避難の指示」において示された経路を転

記する。この際、地図を添付すると理解が容易となる。また、避難の指示に記載の事項では十分ではない場合は、補足して記載する。

当該欄には、避難経路の概要がわかるよう、使用する代表的な経路を記載し、避難するグループごとの具体的な経路は「8 避難誘導方法」の欄に記載する。

② 「交通規制」

交通規制を行う機関(宮城県警察が考えられる。)から情報の提供を受け、実施者の確認、規制に当たる人数、規制場所を記載する。具体的な記載要領は、交通規制実施機関と調整を行う。

③ 「警備体制」

警備を担当している機関(宮城県警察、宮城海上保安部、自衛隊のいずれか又は複数機関による共同警備が考えられる。)からの情報の提供を受け、実施者の確認、規制に当たる人数、規制場所を記載する。具体的な記載要領は、警備担当機関と調整を行う。

8 避難誘導方法

8-1 避難(輸送)方法

下記の各項目を記載するが、当該欄に全てを記載することができない場合は、別紙として作成し、添付する。

① 「地区」

避難元となる地区等を記載する。

② 「一時集合場所への避難方法」

自宅等から一時集合場所への移動について、「誘導の実施単位」、「輸送手段」、「避難先」、「集合時間」、「その他(誘導責任者等)」を記載する。

③ 「避難施設への避難方法」

自宅等又は一時集合場所から避難施設への移動について、「誘導の実施単位」、「避難行動要支援者への支援事項」、「輸送手段」、「避難経路」、「避難先」、「避難開始日時」、「避難完了予定日時」を記載する。

8-2 職員の配置方法

職員を配置する場所、人数を記載する。

① 配置する職員に示す事項

- ・ 職員を配置する場所
- ・ 配置する職員の氏名・所属
- ・ 配置場所への移動要領
- ・ 配置場所での勤務要領(任務・役割)
- ・ 配置完了時間
- ・ 交代に関する事項
- ・ 食事、休憩
- ・ 市対策本部への連絡要領等

② 現地調整所

現地調整所を設置する場合は、以下の項目を記載する。

- ・ 現地調整所の場所・施設名
- ・ 開設時期（時刻）
- ・ 現地調整所長
- ・ 現地調整所勤務員及び職名
- ・ 参集機関
- ・ 主要調整事項
- ・ 市対策本部との連絡手段
- ・ その他必要な事項

8-3 残留者の確認方法

① 「確認者」

確認を行う者の所属・数を記載する。例えば「市職員〇名、宮城県警察〇名」等である。

② 「時期」

残留者の確認を開始する時刻を記載する。

③ 「場所」

確認の対象となる地区・地域等を記載する。

④ 「方法」

確認の方法を記載するが、確認の方法として、戸別訪問、広報車等による呼びかけ等が考えられる。

⑤ 「措置」

残留者を覚知した場合の対応を記載する。措置を決定する際、政府からの方針が示されていない場合は、事前に県を通じて国の指導を受ける必要がある。

⑥ 「終了予定日時」

残留者の確認を終了する予定を記載するが、確認が遅れた場合の対応を併せて記載する。

8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法

① 「食事の時期」

食事を提供する時間、時期等を記載する。

② 「食事場所」

食事を提供する場所、提供方法等を記載する。

③ 「提供する食事の種類」

提供可能な食事の種類について、記載する。

④ 「実施担当部署」

食糧の支援に係る担当部署を記載する。

8-5 追加情報の伝達方法

伝達すべき情報の内容、伝達すべき対象を勘案して伝達方法を選定し、記載する。避難開始後から避難施設に到着するまでの間は、同行又は配置されている職員から伝達することが考えられる。避難施設到着後は、施設内に設置した「掲示板」等を使用して伝達することが考えられる。

なお、避難開始後の追加情報の提供は、提供した情報の内容が不正確であったり、矛盾する複数の情報が提供された場合には混乱を助長する結果となるため、追加情報を伝達する適切な手段の有無や追加情報を伝達する時期（タイミング）を考慮の上で行う。

9 避難時の留意事項（主に住民）

① 「基本事項」

一般的に携行品、服装、家を離れる際の留意事項を記載する。事態の態様に関わらず最小限、携行すべきものとして、現金、身分証明書（運転免許証等、マイナンバーカード等）、常備薬、日用品、マスク等が考えられるが、予想される避難期間を考慮しつつ必要な最小限の量を携行することに心がける。

② 「事態の特性」

事態の特性に由来する注意喚起事項を記載する。例えば、周囲に武装工作員等が潜伏している可能性がある事態であれば、「なるべく外出を控える」、「単独行動は避ける」、「夜間の外出は避ける」等の注意喚起を行うことが考えられる。

③ 「時期の特性」

時期的な特性に由来する注意喚起事項を記載する。避難の長期化が予想される場合又は季節の変わり目等の時期における避難では、気候の変化の影響があることも考えられる。

④ 「一時集合場所での対応」

一時集合場所を実施すべき事項を記載する。一般的には、避難者の把握、避難者名簿等の作成、バス等への誘導が考えられる。

10 誘導に際しての留意事項（職員）

事態の態様、避難の要領、避難対象者の特質等を踏まえて記載する。

11 情報伝達

① 避難実施要領の住民への伝達方法

全文を伝達するのではなく、必要な事項を抽出して伝達する。伝達すべき事項、伝達する時期、緊急度等に応じて適切な伝達方法を選択する。時間的に余裕がある場合は、住民説明会の開催、避難実施要領等を元に避難者用に作成した資料の配布等の方法も考えられるが、時間的余裕がない場合は、当面必要な情報に絞って、繰り返し伝達した方が効果的である。

② 避難実施要領の伝達先

避難実施要領を通知すべき関係機関等を記載する。通知先が多数となる場合は、通知先を別紙として作成し添付する。

③ 職員間の連絡手段の確保

職員間の連絡の方法を記載する。具体的な連絡手段としては、公用携帯（公用携帯を媒体として行う通信要領含む。）、携帯電話、無線機、トランシーバ等が考えられる。

12 緊急時の連絡先

緊急時の連絡先を記載する。この際、内線番号等は「内線 1234～6」のように複数記載するか、又は繋がらない場合の予備の連絡先を記載する。

第8章 避難実施要領の作成例

(避難実施要領のパターン)

第6章において「時間的余裕」や「避難先」の観点を踏まえて検討した避難のパターン1～3の3つのパターンを基本とし、更に「避難指示の対象」、「避難指示の期間」も考慮して、8種類の「避難実施要領の作成例」を作成する。

8種類の「避難実施要領の作成例」の作成に当たって想定した事態は、下表のとおり。

【作成した避難実施要領の作成例】

避難のパターン	「避難実施要領の作成例」の作成に当たって想定した事態	避難先	作成番号
<u>避難のパターン1</u> 「時間的余裕がなく、緊急に屋内避難させる必要がある事態」	弾道ミサイル攻撃（着弾前）	屋内避難	1
<u>避難のパターン2</u> 「屋内避難が基本となるが、状況により域内避難させる必要がある事態」	<u>避難のパターン2-1</u> 屋内避難のみの場合	交通機関等を用いた攻撃（トラックによる群衆への突入）	屋内避難 2
	<u>避難のパターン2-2</u> 屋内避難後、域内避難を短期間行う場合	弾道ミサイル攻撃（着弾後） 危険物内在施設等への攻撃	域内避難 3
			①屋内避難 4
	<u>避難のパターン2-3</u> 屋内避難後、域内避難を長期間行う場合	ゲリラや特殊部隊による攻撃	②域内避難 5
			①屋内避難 6
②域内避難 7			
<u>避難のパターン3</u> 「域外避難を行うと考えられる事態」	着上陸侵攻	域外避難	8

1 避難実施要領の作成例 1

【想定事態：弾道ミサイル攻撃（着弾前）】

避難実施要領の概要

避難のパターン	避難のパターン 1： 時間的余裕がなく、緊急に屋内避難させる必要がある事態
避難先	屋内
場面設定	弾道ミサイルが発射される可能性が高いことが判明した状況
政府の体制等	政府対策本部体制であり、宮城県に対して避難措置の指示を通知
市の体制	市対策本部体制
避難指示の根拠	宮城県の避難の指示
避難規模	全市域
避難期間	1～2時間

※ 特に留意が必要な環境下における避難に際しては、必要な事項を避難実施要領に盛り込むことに留意すること。

<特に留意が必要な環境下において避難を行う場合の留意事項の参照先>

- NBC攻撃が行われた場合 …P63～66
- 避難間にゲリラ等の脅威が考えられる場合 …P53～54
- その他避難環境（悪天候、夜間避難等）を考慮する必要がある場合 …P66～67

避 難 実 施 要 領

仙 台 市 長

11月11日9:40 現在

1 宮城県からの避難の指示の内容	
政府対策本部の避難措置の指示及び宮城県からの避難指示の概要は以下のとおり。	
(1) 要避難地域 仙台市全域	
(2) 避難先地域 屋内避難	
(3) 住民避難に関して関係機関等が講ずべき措置の概要	
① 宮城県警察：警戒区域の設定	
② 宮城海上保安部：警戒区域の設定、救助の準備、船舶内に在る者へ警報伝達及び避難指示	
③ 自衛隊：化学弾頭が使用された場合の除染等の準備	
④ 消防機関：消火・救急・救助の準備	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	—

発生場所	—
実行の主体	某国
事案の概要と被害状況	<p>(1) 政府は10月30日、安全保障会議を開催し、「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った」と判断し、事態対処法に基づく対処基本方針を決定するとともに、政府対策本部を設置した。</p> <p>(2) 11月11日、弾道ミサイルの発射準備が進められていることが確認された。</p> <p>(3) 同日、政府対策本部は全国の都道府県に対して警報を発令するとともに、避難措置の指示を通知した。</p> <p>(4) 市は危機対策本部を設置して対応中である。</p>
今後の予測・影響と措置	<p>(1) 実際に弾道ミサイルが発射されたときに迅速に対応できるよう、市民に対して、警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、市民のとりべき行動について周知する。</p> <p>(2) 弾道ミサイル発射が本市内に着弾した場合に備えて、市対策本部を設置する手順を確認するとともに、必要な資料等を準備する。</p>
気象の状況	天候：曇り 気温：15度 風向：北 風速：2m
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	全市域
避難先と避難誘導の方針	<p>(1) 宮城県知事の避難指示を踏まえた対処を基本とし、弾道ミサイル発射前には、それぞれ市民のいる場所の直近の堅牢な建物、建物の地階等の屋内への避難、屋内の窓から離れた部屋に移動することを原則とする。</p> <p>(2) 車を運転している者は、安全に停車できる位置に車を停車させ、近傍の堅牢な建物等に避難する。堅牢な建物等がない場所に停車させた場合は、車内で身を低くする。</p>
避難開始日時	—
避難完了予定日時	—
2-3 関係機関等の措置等	
措置の概要	<p>弾道ミサイルが本市域に着弾した場合に備え、関係機関の現在の行動を確認するとともに、連携要領について再確認する。市対策本部及び関係機関等の現在の状況は下記のとおり。</p> <p>(1) 市対策本部 災害情報センターに仙台市国民保護対策本部を開設し、情報収集及び状況の把握を実施中</p> <p>(2) 宮城県 県国民保護計画に基づき、宮城県国民保護対策本部を設置して対応中</p> <p>(3) 宮城県警察 各警察署管内の情報収集中</p> <p>(4) 宮城海上保安部 情報収集中</p> <p>(5) 自衛隊 情報収集中</p>

	(6) 市消防局 情報収集中
連絡調整先	(1) 宮城県国民保護対策本部事務局 (2) 宮城県警察（警備部警備課） (3) 宮城海上保安部（管理課） (4) 自衛隊（第22即応機動連隊） (5) 日本赤十字社宮城県支部（事業推進課）
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性	(1) 事態の特性 ① 弾道ミサイル攻撃の時期と場所は特定できない。 ② 化学弾頭が使用された場合は、避難の際、化学剤の拡散方向の考慮、化学剤に曝露することを防護するための処置等の特別な対応が必要となるとともに、除染等が必要となる。 ③ 弾道ミサイル攻撃の攻撃は複数回行われる可能性がある。 (2) 事態の特性を踏まえた避難実施上の留意事項 ① 全市域を対象とした避難を行う必要がある。 ② 市域に着弾が確認された場合は、化学剤の有無を検知する必要がある。 ③ 第1弾発射後も継続的に新たな弾道ミサイル攻撃を警戒する必要がある。
地域の特性	(1) 地域の特性 ① 中心市街地は人口密度が高く、市街地に攻撃を受けた場合は、相当多数の死傷者が発生する可能性がある。 ② 人口密度は区部により大きな差異がある。 (2) 地域の特性を踏まえた避難実施上の留意事項 ① 中心市街地に着弾した場合は、救助・医療等に関して広域の応援を調整する必要がある。 ② 市街地以外の山間部等に着弾した場合は、着弾場所を特定するため広域の捜索が必要となる可能性がある。
時期による特性	(1) 時期による特性 ① 気候は温暖であるが、朝夕の寒暖差が大きい。 ② 数日間雨が降っておらず、乾燥している。 (2) 時期の特性を踏まえた避難実施上の留意事項 ① 山間部に着弾した場合は、山火事が発生する可能性がある。 ② 避難所への避難を行う場合は、ほかの時期に比べ、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の感染予防により細かい配慮が必要。また、高齢者等の体調管理に留意する必要がある。
4 住民の行動（基本事項）	
<p>弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、ミサイル発射情報に最大限警戒するよう注意喚起するとともに、市域にミサイルが着弾した場合に備え、必要な事項を周知する。周知すべき事項は以下のとおり。</p> <p>(1) 着弾時、屋内にいる市民に対する周知事項</p> <p>① ドアや窓を閉め、窓やドアからは離れる。</p> <p>② 家等の中では、咄嗟に家具等の落下、飛散から身を守るよう、テーブル等による防護</p>	

<p>のできる場所に避難する。</p> <p>③ 火災の発生を防止する。このため使用中の火気は消し、ガスの元栓を閉める。</p> <p>④ 化学弾頭の使用を想定した留意事項 近傍に着弾を覚知した場合は、化学剤等の侵入を防ぐため、換気扇を止め、口鼻に当てるタオル等を準備するとともに、自らの体調の変化に注意を払うこと。この際、慌てて、屋外に飛び出さない。</p> <p>⑤ 情報の収集 テレビ、ラジオ、インターネット、スマートフォン等により情報を収集する。</p> <p>(2) 着弾時、屋外にいる市民に対する周知事項</p> <p>① Jアラートを受信時に、近傍に避難施設、堅牢な構築物がある場合は、当該施設に避難する。</p> <p>② 近傍に避難施設等がない場合は、構築物、低地、樹林等で利用し爆風、飛散物からの遮蔽を払う。</p> <p>③ 遮蔽を払うことが困難な場合は、その場で低い姿勢を取り、頭部を保護する。</p> <p>④ 近傍に避難に利用できる堅牢な建築物等がない場合は、地形・地物・人工物等の物陰に身を隠す等、爆風を避けることを目的として身の安全を確保する。</p> <p>⑤ 車を運転している間にJアラートを受信した場合は、車を道路外の安全な場所に停止させる。 道路外の安全な場所がない場合は、車を道路の左端に寄せて停車させる。その後、近傍に避難施設等の堅牢な建築物等がある場合は、車の鍵をつけたまま車を離れ当該施設等に避難する。近傍に避難施設等がない場合は、車内に留まり車内で姿勢を低くする。</p> <p>⑥ 地下施設に避難する場合は、落ち着いて行動し転倒等による避難中の怪我防止に留意する。</p>	
---	--

5 情報伝達

避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 以下の手段により情報を伝達する。</p> <p>① 緊急速報メールの配信</p> <p>② テレビによるLアラートの配信</p> <p>③ 本市と各放送事業者との協定に基づく、ラジオによる情報配信の依頼</p> <p>④ 携帯電話等（せんだい避難情報電話サービス含む）による配信</p> <p>⑤ SNS（ツイッター等）による配信</p> <p>⑥ 防災行政無線による配信</p> <p>⑦ 市ホームページ</p> <p>(2) 情報伝達に関して市民に周知する事項 テレビ、ラジオ、SNS等からの情報を得る。</p>
避難実施要領の伝達先	<p>(1) 市民（住民の避難行動に関係する内容のみ）</p> <p>(2) 関係機関</p> <p>① 宮城県国民保護対策本部事務局</p> <p>② 宮城県警察（警備部警備課）</p> <p>③ 宮城海上保安部（管理課）</p> <p>④ 自衛隊（第22即応機動連隊）</p> <p>⑤ 日本赤十字社宮城県支部（事業推進課）</p>

6 緊急時の連絡先

市対策本部	電話：
-------	-----

	FAX : メール :
--	----------------

2 避難実施要領の作成例2

【想定事態：交通機関等を用いた攻撃（トラックによる群衆への突入）】

避難実施要領の概要

避難のパターン	避難のパターン2-1： 「屋内避難が基本となるが、状況により、域内避難させる必要がある事態」のうち、屋内避難のみを行う場合
避難先	屋内避難
場面設定	テロ組織が市中でトラックを暴走させるテロを計画していることが判明した状況
政府の体制等	政府対策本部体制であり、宮城県に対して避難措置の指示を通知
市の体制	市対策本部体制
避難指示の根拠	宮城県の避難の指示
避難規模	比較的広範な市中の範囲
避難期間	数時間程度と想定

※ 特に留意が必要な環境下における避難に際しては、必要な事項を避難実施要領に盛り込むことに留意すること。

<特に留意が必要な環境下において避難を行う場合の留意事項の参照先>

- NBC攻撃が行われた場合 …P63～66
- 避難間にゲリラ等の脅威が考えられる場合 …P53～54
- その他避難環境（悪天候、夜間避難等）を考慮する必要がある場合 …P66～67

避 難 実 施 要 領

仙 台 市 長
6月1日 14:50 現在

1 宮城県からの避難の指示の内容	
政府対策本部の避難措置の指示及び宮城県からの避難指示の概要は以下のとおり。	
(1) 要避難地域 仙台市A区全域、B区全域、C区〇町	
(2) 避難先地域 屋内避難	
(3) 住民避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要 宮城県警察：警戒区域の設定	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	6月1日 14:30
発生場所	仙台市A区全域、B区全域、C区〇町
実行の主体	某国際テロリスト集団

事案の概要と被害状況	<p>(1) 政府は各種情報を分析した結果、6月1日、仙台市内の繁華街、通学路、通勤経路等多数の往来がある場所で、某国際テロリスト集団が、トラックを暴走させるテロを計画していると断定し、政府対策本部を設置するとともに、警報を発令した。</p> <p>(2) 政府対策本部は、仙台市の一部地域を、国民保護法第25条に基づき国民保護対策本部を設置すべき自治体に指定し、その後、避難措置の指示を宮城県に通知した。</p> <p>(3) 市は、直ちに災害情報センター内に市長を本部長とする、市対策本部を設置し、避難指示に基づき避難実施要領を作成した。</p>
今後の予測・影響と措置	<p>(1) 当面の処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 要避難地域の住民に対して、屋内避難を指示する。 ② 不特定多数が集まる場所を中心として、警察に対して警戒の強化を要請する。 ③ 攻撃を未然に防ぐため、政府対策本部からの指示に基づいて情報提供等の協力を行う。 ④ 現在の状況について、市民に周知する。 <p>(2) 当面の処置と並行的に行う事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関等との連携体制の確認・強化 宮城県を通じて政府から最新の情報を入手 ② 攻撃が未然に防止できなかった場合の対応の検討 関係機関の対応の確認 現地調整所設置の要件の検討 ③ 域内避難に移行する場合の検討 域内避難に移行する場合の避難実施要領素案の検討・作成 ④ 市対策本部の強化の検討 ⑤ マスコミ等に対する情報提供の時期、要領等の検討（市長会見の検討含む）
気象の状況	天候：晴れ 気温：20度 風向：南西 風速：4m
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	<p>仙台市A区全域、B区全域、C区〇町</p> <p>別紙：要避難地域の要図（略）</p>
避難先と避難誘導の方針	<p>宮城県知事の避難指示を踏まえた対処を基本とし、テロによる被害の未然防止を図るとともに、被害が発生した場合はこれを最小限に留めるため、以下の区分ごとに屋内避難を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自宅等の近傍に所在する市民 (2) 自宅等から離れている滞在者、通過者等 (3) 要避難地域内の事業者 (4) 要避難地域内にある小中学校の生徒等 (5) 要避難地域内に所在するその他の市民
避難開始日時	6月1日 15:30
避難完了予定日時	6月1日 16:00

2-3 関係機関等の措置等	
措置の概要	<p>迅速な屋内避難を行うため、関係機関等が連携して対処する。市対策本部及び関係機関等の現在の状況は下記のとおり。</p> <p>(1) 市対策本部</p> <p>① 災害情報センターに仙台市国民保護対策本部を開設し、情報収集及び状況の把握を行っている。また、宮城県、宮城県警察、自衛隊からリエゾンの派遣を受け、緊密な連携と情報の共有を図る。</p> <p>② 関係機関等の協力を得て、住民避難の全般統制を行う。</p> <p>(2) 宮城県</p> <p>① 初動連絡体制を確立し、初動措置を実施中</p> <p>② 県国民保護対策本部を設置し、体制構築中</p> <p>③ 医療救護活動の構築に向け関係機関と調整中</p> <p>(3) 宮城県警察</p> <p>① 要避難地域内の警備を増強して、不審車の監視等を実施中</p> <p>② 各警察署管内の情報収集中</p> <p>③ 市対策本部にリエゾンを派遣</p> <p>(4) 自衛隊 市対策本部にリエゾンを派遣</p> <p>(5) 日本赤十字社宮城県支部 日赤救護班の派遣の要件、時期、期間等について調整中</p> <p>(6) 市消防局 テロによる大規模な被害が発生した場合に備え、宮城県内消防機関、消防関係機関との情報共有を密にしている。</p>
連絡調整先	<p>(1) 本避難実施要領の伝達 市対策本部から各部等、宮城県、市消防局、宮城県警察、自衛隊及び関係機関に電子メール及び FAX で伝達する。伝達に先立って、概要を電話で伝達する。</p> <p>(2) 職員の派遣</p> <p>① 宮城県対策本部（宮城県庁内）に職員〇名を派遣する。</p> <p>② 国の現地対策本部が設置された場合の派遣職員〇名をあらかじめ選定する。</p> <p>(3) その他関係機関の連絡調整先</p> <p>① 宮城県警察（警備部警備課）</p> <p>② 自衛隊（第 22 即応機動連隊）</p> <p>③ 日本赤十字社宮城県支部（事業推進課）</p> <p>(4) 状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡を取る必要が生じたときは、別に定めた緊急連絡先に従い連絡調整を図る。</p>
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性	<p>(1) 事態の特性</p> <p>① 政府及び関係機関からの情報によると、テロはトラックによる暴走ではなく、トラックに爆薬を積載した自爆テロの形で実行される可能性もある。</p> <p>② 攻撃の時期は、人流の多くなる夕方頃と推定されている。</p> <p>③ テロに化学剤又はダーティボムが使用される可能性はない。</p>

	<p>(2) 事態の特性を踏まえた避難実施上の留意事項</p> <p>① 攻撃の時期・場所が特定できていないため、屋内避難を基本とした避難を行う。</p> <p>② 要避難地域の中でも、大規模集客施設、商店街、駅周辺、学校周辺等の人々が多数集合する地区は攻撃の対象となる可能性があるため、特に注意する必要がある。</p> <p>③ 化学剤等が使用される情報は無いものの、テロが行われた場合は化学剤の有無を確認し、被害の拡大を防止しなければならない。</p>
地域の特性	<p>(1) 地域の特性</p> <p>要避難地域内でテロの標的となる可能性が高い施設等としては以下のものが考えられる。</p> <p>① 大型ショッピングセンター○店舗</p> <p>② スタジアム○ケ所</p> <p>③ 観光施設及びその周辺地域○ケ所</p> <p>④ 鉄道駅及びその周辺地域○ケ所</p> <p>⑤ 各種学校○校</p> <p>⑥ 行政機関○ケ所</p> <p>(2) 地域の特性を踏まえた避難実施上の留意事項</p> <p>① 上記施設の管理者等に対して情報を早期に提供して協力を求める。</p> <p>② 各種情報伝達手段を使用して、全市民に注意喚起を図る。</p>
時期による特性	<p>(1) 時期の特性</p> <p>① 人流が最も多くなる時間帯は16:00～19:00である。</p> <p>② 日没(18:54)後は、テロに使用されると考えられている車両(トラック)を見分けにくくなる。</p> <p>(2) 時期の特性を踏まえた避難実施上の留意事項</p> <p>夕方は人流が増えることへの対策を中心として避難を行い、夜間はテロの実行が容易になることへの対策を中心とした避難を行う。</p>
4 住民の行動(基本事項)	
<p>テロからの被害を未然防止するための留意事項を中心とした広報(周知)を行うとともに、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等を通じて情報を入手するよう促す。周知すべき事項は、以下のとおり。</p> <p>(1) 人が多数集まるような場所を避け、テロの脅威がなくなるまでは、できる限り屋内に留まる。</p> <p>(2) 勤務先、学校等からの帰宅はできるだけ混む時間帯・場所を避ける。</p> <p>(3) 近傍で爆発等を覚知した場合は、速やかに現場を離れる。(最初の爆発は、人々を集めるための「おとり」の可能性があるので)。</p>	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 緊急速報メールによる伝達を基本とし、並行的にSNS、テレビ(Lアラート)、ラジオを活用する。</p> <p>(2) ヘリコプターによる情報伝達を検討する。</p> <p>(3) 商工団体、学校連絡網、自主防災組織等を通じた情報伝達を行う。</p>
避難実施要領の伝達先	<p>(1) 市民(住民の避難行動に関係する内容のみ)</p> <p>(2) 関係機関</p>

	① 宮城県国民保護対策本部事務局 ② 宮城県警察（警備部警備課） ③ 宮城海上保安部（管理課） ④ 自衛隊（第22即応機動連隊） ⑤ 日本赤十字社宮城県支部（事業推進課）
6 緊急時の連絡先	
市対策本部	電話： FAX： メール：

3 避難実施要領の作成例3

【想定事態：弾道ミサイル攻撃（着弾後）】

避難実施要領の概要

避難のパターン	避難のパターン2-2： 「屋内避難が基本となるが、状況により、域内避難させる必要がある事態」のうち、屋内避難後、域内避難を短期間行う場合
避難先	域内避難
場面設定	某国から発射された弾道ミサイルの一部が市域に落下し、物体から有毒ガスが漏出した状況
政府の体制等	政府対策本部体制であり、宮城県に対して避難措置の指示を通知
市の体制	市対策本部体制
避難指示の根拠	宮城県の避難の指示
避難規模	比較的限定された地域
避難期間	数時間～数日と想定

※ 特に留意が必要な環境下における避難に際しては、必要な事項を避難実施要領に盛り込むことに留意すること。

<特に留意が必要な環境下において避難を行う場合の留意事項の参照先>

- NBC攻撃が行われた場合 …P63～66
- 避難間にゲリラ等の脅威が考えられる場合 …P53～54
- その他避難環境（悪天候、夜間避難等）を考慮する必要がある場合 …P66～67

避 難 実 施 要 領

仙 台 市 長
11月11日10:30現在

1 宮城県からの避難の指示の内容

政府対策本部の避難措置の指示及び宮城県からの避難指示の概要は以下のとおり。

- (1) 11月11日9:50に某国から発射されたミサイルが11月11日10:00に仙台港沖に着弾した。
- (2) 着弾の直前、仙台市A町〇丁目〇号に弾道ミサイルの一部と思われる物体がビルに落下し、更に、落下現場からは何らかの有毒ガスが発生している模様。
- (3) 政府対策本部長は、国民保護法第44条に基づき警報を発令し、物体落下地点周辺及びその風下地域を要避難地域として、避難措置の指示を行った。

※ 落下地点周辺を「A地区」と略称する。なお、A地区は地名A1、A2の2ブロックに区分される。

※ A地区風下地域を「B地区」と略称する。なお、B地区は地名B1、B2、B3の3ブロックに区分される。

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	11月11日10:00
発生場所	仙台市A町〇丁目〇号
実行の主体	某国による弾道ミサイル
事案の概要と被害状況	<p>(1) 仙台市A地区に弾道ミサイルから落下した物体がAビルを直撃し、負傷者が発生している模様。</p> <p>(2) 種類不明の気体の発生 消防からの情報によると、物体が落下したビル周辺の住民数名が体調不良を訴えて、病院に搬送中。住民は、落下物が直撃したAビルの様子を見ていたところ、ビルより白い煙が流れているのを確認していた模様。 これらの状況から、落下物から有害な気体が漏洩しているか、又は、弾道ミサイルが化学弾頭でありその一部が落下した可能性が考えられる。</p>
今後の予測・影響と措置	<p>(1) 負傷者等の救助 現地で活動している宮城県警察、市消防局等による救助活動を継続する。この際、有毒ガスが発生している可能性があるため、不用意に現場に近づかないよう、関係機関に徹底する。</p> <p>(2) 漏洩物の種類の特定 市消防局のBC災害対応消防部隊が編成され、現場に急行している。また、宮城県を通じ自衛隊に対し化学剤の検知等について支援を要請している。 併せて、自衛隊に対しては有毒ガスの検知能力をもつ部隊の必要に応じた増援についても宮城県を通じて打診している。</p> <p>(3) 現場周辺からの避難 物体落下地点周辺のA地区及びその風下となるB地区を要避難地域として、要避難地域内の住民を域内避難させる。この際、自衛隊との間で避難所付近に除染所を開設することを調整する。自衛隊が対応できない場合は、有毒物質の取扱いに詳しい専門機関の指導のもと、応急除染所を避難所近傍に開設する。</p> <p>(4) Aビル周辺の除染 除染の知見を有する関係機関等又は有毒物質の取扱いに詳しい専門機関の意見を踏まえ、除染の要領を決定し住民にも周知する。</p>
気象の状況	天候：曇り 気温：15度 風向：北 風速：2m
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	〇地区
避難先と避難誘導の方針	<p>(1) 域内避難 A地区（地名A1、A2）の住民約200人に対して、直ちに周辺地域から離れ、11月11日12:30までに災害時避難所A1小学校（以下「避難施設A1」という。）及び、A2中学校（同A2）に一時避難させる。 更に、物体落下地点の風下となり要避難地域に該当するB地区（地名B1、B2、B3）の住民約300人に対して11月11日13:00までにB1小学校（避難施設B1）、B2小学校（同B2）及びB3E小学校（同B3）に一時避難させる。 各避難所への避難者が想定を超えて多くなった場合は、11月11日12:00以降、バス等の車両を調整のうえ、C中学校（同C）に移動させる。 また、近航行船舶へ着弾した海域には近づかないことの周知を徹底する。</p>

	<p>(2) 屋内避難の継続 A地区北側の地名Xの住民に対しては、不要不急の外出を避け、できるだけ屋内避難を継続するよう呼びかける。</p>
避難開始日時	11月11日12:00
避難完了予定日時	11月11日13:00
2-3 関係機関等の措置等	
措置の概要	<p>(1) 市対策本部</p> <p>① 災害情報センターに仙台市国民保護対策本部を開設し、情報収集及び状況の把握を行っている。また、宮城県、宮城県警察、自衛隊からリエゾンの派遣を受け、緊密な連携と情報の共有を図る。</p> <p>② 宮城県警察、自衛隊等の関係機関協力を得て、住民避難の全般統制を行う。</p> <p>③ 町内会組織と市対策本部との連絡体制を確立。相互に情報を提供するとともに、町内会ができる協力・支援について確認中</p> <p>(2) 現地調整所 現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるように、現地調整所を設け、宮城県警察、市消防局、自衛隊等にも参集を依頼する。</p> <p>(3) 宮城県</p> <p>① 県内各市町村から情報収集中</p> <p>② 医療救護活動の構築に向け関係機関と調整中</p> <p>(4) 宮城県警察 A地区及びB地区に通ずる道路（国道A号線、県道A号線、市道A）を通行止めにするるとともに回路を設定し、交通規制を行っている。</p> <p>(5) 宮城海上保安部 仙台塩釜港〇〇区〇〇から〇〇周辺海域を警戒区域に設定し、付近航行船舶の航泊を禁止している。 加えて、巡視船艇及び航空機で現場周辺海域を調査中</p> <p>(6) 自衛隊 国民保護等派遣が命じられ、活動の内容について宮城県他関係機関と調整中</p> <p>(7) 日本赤十字社宮城県支部 日赤救護班の派遣の要件、時期、期間等について調整中</p> <p>(8) 市消防局</p> <p>① BC災害対応消防部隊を編成し、指揮本部長の指揮により活動している。現在、消防警戒区域を設定するとともに、剤の検知等を行っている。</p> <p>② 被害が拡大した場合に備え、宮城県内消防機関、消防関係機関との情報共有を密にしている。</p> <p>(9) A地区自治組織（A1班、A2班） A1班長〇氏及びA2副班長〇氏を窓口として、市対策本部との間に連絡体制を確立</p> <p>(10) B地区自治組織（B1班、B2班、B3班）</p>

	B 1 班長○氏、B 2 班長○氏、B 3 班長○氏等を窓口として、市対策本部との間に連絡体制を確立					
連絡調整先	(1) 本避難実施要領の伝達 市対策本部から各部等、宮城県、市消防局、宮城県警察、自衛隊及び関係機関に電子メール及び FAX で伝達する。伝達に先立って、概要を電話で伝達する。 (2) 職員の派遣 ① 宮城県対策本部（宮城県庁内）に職員 1 名を派遣する。 ② 仙台市現地調整所の開設及び運営のため、職員 5 名を現地調整所予定位置に派遣する。 ③ 国の現地対策本部が設置された場合の派遣職員 1 名をあらかじめ選定する。 (3) その他関係機関の連絡調整先 ① 宮城県警察（警備部警備課） ② 宮城海上保安部（管理課） ③ 自衛隊（第 22 即応機動連隊） (4) 状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡を取る必要が生じたときは、別に定めた緊急連絡先に従い連絡調整を図る。					
3 事態の特性で留意すべき事項						
事態の特性 （除染の必要性等）	(1) 弾道ミサイル落下物から発生していると思われる有毒ガスの種類により除染方法、曝露時の処置、残留時間等が異なる。 (2) 有毒ガスが漏洩している地域で活動できるのは、自衛隊、市消防局等の防護装備を保有している機関に限られるが、有毒ガスの種類によっては、防護装備が対応していないため活動できないことも考えられる。					
地域の特性	地域の結びつきが強く町内会単位の行動が期待できる。また、町内会では、災害時要援護者リストを作成・把握しており、災害時の基本的な支援要領についても定められている。					
時期による特性	低気圧の影響により降雨の可能性がある。					
4 避難者数（単位：人）						
地区名	落下地域		風下区域			合計
	A地区		B地区			
地名	A 1	A 2	B 1	B 2	B 3	
避難者数 （計）	1 5 0	1 0 0	1 5 0	1 0 0	5 0	5 5 0
うち災害時 要援護者	3	2	4	1	1	1 1
うち外国人 等の数	2	0	1	1	0	4
備考	(1) 避難者数の数は、住民基本台帳等を参考とした概数。自主避難者（避難所以外に自主的に避難する者）及び居宅外にいる者を含んだ数である。 (2) 災害時要援護者数は、町内会班長等からの聞き取りによる。					
5 避難施設						

5-1 避難施設					
避難先地域	A1地区	A2地区	B1地区	B2地区	B3地区
避難施設名	避難施設A1	避難施設A2	避難施設B1	避難施設B2	避難施設B3
所在地	○区○丁目○番	○区○丁目○番	○区○丁目○番	○区○丁目○番	○区○丁目○番
収容可能人数(人)	200	200	200	150	300
連絡先(電話等)	避難施設A1 電話:	避難施設A2 電話:	避難施設B1 電話:	避難施設B2 電話:	避難施設B3 電話:
連絡担当者	氏名: 連絡先:	氏名: 連絡先:	氏名: 連絡先:	氏名: 連絡先:	氏名: 連絡先:
その他の留意事項等	○日以後使用不可	体育館のみ使用可			空調故障中
5-2 一時集合場所					
一時集合場所名	-	-	-	-	-
所在地	-	-	-	-	-
連絡先(電話等)	-	-	-	-	-
連絡担当者	-	-	-	-	-
その他の留意事項	-	-	-	-	-
6 避難手段等					
避難手段	<p>(1) 集合場所への移動は徒歩により行う。ただし、災害時要援護者の移動に使用する場合は、自家用車避難を可とする。</p> <p>(2) 各避難地区担当職員等は、町内会班(A1～B3)代表者と常時連絡体制を維持する。</p> <p>(3) 避難場所には、できるだけ世帯単位で移動する。</p> <p>(4) 災害時要援護者や日本語の理解が不十分な外国人の避難については、町内会代表者と支援内容について個別に調整する。</p> <p>(5) 市民以外の滞在者については、避難所以外に避難することができる滞在者は、個別に避難させ、それ以外の滞在者は住民と同様に避難所に避難させる。</p>				
輸送手段の詳細	種類(車種等)	-			
	台数	-			
	輸送可能人数	-			
	連絡先	-			
輸送力の配分の考え方	-				
その他の輸送手段	要援護者	災害時要援護者用として、市有車、救急車、福祉車両(介護事業者)を使用する。			
	その他(入)	(1) 要避難地域に入院者はいない。			

	院患者等)	(2) 有毒ガス等による被害が急激に拡大した場合の対応について、関係機関等と調整する。	
7 避難経路			
避難に使用する経路		主要な避難経路は、「市道A線」、「市道B線」、「市道C線」、「市道D線」、「市道E線」とする。	
交通規制	実施者の確認	A警察署	
	規制に当たる人数	警察官等〇人を主要な地点に配置する他、地域内の巡回を実施する。細部計画は宮城県警察の定めるところによる。	
	規制場所	〇通りを主体として要避難地域外周での交通を規制する。細部計画は宮城県警察の定めるところによる。	
警備体制	実施者の確認	A警察署	
	規制に当たる人数	警察官等〇人。細部計画は宮城県警察の定めるところによる。	
	規制場所	交通規制箇所周辺での警備を実施する。細部計画は宮城県警察の定めるところによる。	
8 避難誘導方法			
8-1 避難（輸送）方法			
地区		A地区	B地区
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	—	—
	輸送手段	—	—
	避難先	—	—
	集合時間	—	—
	その他（誘導責任者等）	—	—
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	地名A 1、A 2	地名B 1、B 2、B 3
	輸送手段	徒歩	徒歩
	避難経路	「市道A線」、「市道E線」	「市道B線」、「市道C線」、「市道D線」
	避難先	避難施設A 1、A 2	避難施設B 1、B 2、B 3
	避難完了予定日時	11月11日12:30	11月11日13:00
	その他（誘導責任者等）	—	—
災害時要援護者の避難方法	誘導の実施単位	個別に対応	個別に対応
	要援護者への支援事項	身体状況に応じ個別に対応	身体状況に応じ個別に対応

	輸送手段	市有車及び介護事業者へ協力を依頼	市有車及び介護事業者へ協力を依頼
	避難経路	国道A号線ほか（徒歩避難経路との重複に留意）	国道A号線ほか（徒歩避難経路との重複に留意）
	避難先	避難施設A、B 市内医療機関	避難施設C、D、E 市内医療機関
	避難開始日時	11月11日12:00	11月11日12:00
	避難完了予定日時	11月11日12:20	11月11日12:45

8-2 職員の配置方法

配置場所	<p>市対策本部は関係機関と調整し、要避難地域から避難所にわたる間の職員の配置場所及び配置数を決定する。</p> <p>(1) 要避難地域 有毒ガスの発生及び拡散の危険があるため、防護装備を有している市消防局、自衛隊等の関係機関が、警戒区域の設定及び周辺の警戒を行う。細部の配置場所は、関係機関間の調整による。</p> <p>(2) 避難経路 市職員を市道A～E線の主要な地点に配置する。細部の配置場所は、配置図（略）のとおり。避難誘導員は、現地調整所との避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行う。</p> <p>(3) 避難所 市職員を各避難所に配置する。</p> <p>(4) 現地調整所 市職員を配置するとともに、関係機関に参集を依頼する。現地調整所は、市対策本部との連絡を行う。</p> <p>(5) 医療支援 救護所は設置せず、体調不良者等が発生した場合は、消防機関に病院への搬送を依頼する。消防機関が対応困難な場合は、関係機関等と搬送の調整を行う。</p>
人数	<p>(1) 要避難地域 要避難地域内で活動する関係機関との調整に基づき所要の人数を配置する。</p> <p>(2) 避難経路 市職員を各誘導地点に2名1組で配置する。</p> <p>(3) 避難所 市職員を各避難所に○名配置する。</p> <p>(4) 現地調整所 市職員3名を配置する。</p>
現地調整所	<p>(1) 設置の目的</p> <p>① 関係機関との現場レベルでの迅速な調整</p> <p>② 関係機関との情報共有</p> <p>(2) 現地調整所に参加（依頼）する機関等</p> <p>① 宮城県警察</p>

現地調整所	<ul style="list-style-type: none"> ② 宮城海上保安部 ③ 自衛隊 ④ 日本赤十字社宮城県支部 ⑤ 市消防局 (3) 設置場所 仙台市〇区A町〇丁目〇番地××ビル2階会議室A (4) 設置時期 11月11日11:00 (5) 設置準備 <ul style="list-style-type: none"> ① 11月11日10:40に市対策本部を出発、市有車1台で移動。移動経路は国道〇号～県道〇号～市道〇を使用する。 ② 準備資器材 <ul style="list-style-type: none"> ア 個人作業場所の構成に必要な資器材 個人用作業机、長机、椅子、パソコン、電気スタンド等 イ 通信環境の構成に必要な資器材 公用携帯電話、IP無線機、Web会議用端末、リモートワーク用端末、モバイル・ルーター、携帯型無線装置、半固定型無線装置、電源ケーブル、配線ケーブル、市役所電話番号簿、職員録等 ウ 現地調整所内の情報共有環境の構成に必要な資器材 テレビ(テレビ用アンテナ含む)、携帯ラジオ、ホワイトボード(壁掛け式)、ホワイトボード(自立式)、スピーカー・マイク、ICレコーダー、道路地図(全国版、宮城県版)、仙台市住宅地図、仙台市地図等 エ 現地調整所内の作業環境の構成に必要な資器材 プリンター、コピー機、シュレッダー等 オ 事務用品等 文房具(ペン、ボードマーカー、のり、ハサミ、ホチキス等)、印刷用紙、バインダー、紙ファイル、机上札、パンチ、電卓、コンテナボックス等 カ その他 ビブス、消毒用アルコール、ゴミ箱、地域防災計画等関係文書又は参考資料等、掛け時計、暖房具(ヒーター等)、簡易ベッド、毛布、ポット、保存食・水等 <p>※ それぞれの所要数は、既存施設の状況、設置先での借用の可能性を踏まえて調整する。</p> (6) 調整事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 避難誘導に関する事項 ② 被災者の救助に関する事項 ③ 警戒区域等の設定・解除に関する事項 ④ 関係機関に対する支援要望に関する事項 ⑤ 除染に関する事項 ⑥ マスコミ等に提供する情報に関する事項 (7) 市対策本部への報告等 <ul style="list-style-type: none"> ① 開設(閉鎖)時 ② 重要な情報を入手した都度
-------	--

	③ 関係機関との調整内容については適宜
8-3 残留者の確認方法	
確認者	<p>(1) Aビル内 最も有毒ガスの濃度が高いことが想定されるため、最も高い防護装備をもつ機関に依頼する（現地調整所で調整を行う。）。</p> <p>(2) A地区 有毒ガスの影響が懸念される地域であり、防護装備をもつ機関に依頼する。（現地調整所で調整を行う。）。</p> <p>(3) B地区 B地区の危険度は、有毒ガスの発生状況によるため現段階では不明である。危険と判断された場合は、防護装備をもつ機関に依頼する。安全が確保されている場合は、市職員が行う。</p>
時期	11月11日13:00開始
場所	地名A1、A2、B1、B2、B3
方法	<p>(1) Aビル内 防護装備を備えたチームがビル内を戸別に確認する。</p> <p>(2) A地区 防護装備を備えた機関が地区内を巡回して戸別確認を行う。有毒ガスの濃度が一定以上確認された場合は、車両による巡回広報のみとする。</p> <p>(3) B地区 戸別訪問により確認する。</p>
措置	<p>(1) 以下の事項を説明して、緊急性について理解を求め避難を促す。</p> <p>① 化学剤が使用されている場合は、それを五感で感知することができないため、危険が切迫していることを実感しにくい。化学剤（神経剤）に曝露した場合の顕著な症例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 瞳孔が収縮するため、周囲が暗くなったように感じる。 ・ 吐き気や嘔吐が生じ、涙、鼻の分泌物、よだれ、肺の分泌物、発汗が過剰になる。 <p>② 化学剤の場合は死亡する可能性や、重度の後遺症が出現する可能性もある。</p> <p>③ 落下地点から離れている場所でも、風向、風速によっては有毒ガスの影響を受けることが考えられる。</p> <p>④ 有毒ガスの影響には個人差があり、人によっては微量の曝露であっても強く影響が出る場合がある。</p> <p>(2) 再三の説得にも応じない場合は、残留者確認全体の進行を見極めながら対応する。</p>
終了予定日時	11月11日14:00まで終了するよう活動を実施する。
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	徒歩避難時には提供せず、避難施設において提供する。
食事場所	—
提供する食事の種類	—

実施担当部 署	—
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
基本事項	<p>(1) 避難の前提として周知すべき事項</p> <p>① 1日～2日程度の避難を想定した準備をする。</p> <p>② 自宅等にある保存食をできるだけ携行するように促す。</p> <p>(2) 携行品</p> <p>① 最小限の現金及びクレジットカード等の貴重品、身分証明書等（マイナンバーカード、運転免許証等の公的なものが望ましいが、ない場合は学生証、社員証等の顔写真付きの証明書等）、常備薬、着替え、マスク、日用品等</p> <p>② 有毒ガス等に曝露した場合、着用していた衣服はその後使用できないため、通常の着替えの他、服装一式を予備として携行することが望ましい。</p> <p>(3) 服装 動きやすい服装が望ましい。冷え込むことも予想されるため防寒には特に留意する。</p> <p>(4) 居宅等の処置 出火防止対策を行い、施錠する。</p>
事態の特性	<p>(1) 皮膚の露出を極力控える。このため、手袋、帽子、マスクは有効である。</p> <p>(2) なるべく屋外で行動する時間を短くする。</p>
時期の特性	<p>(1) 防寒対策に留意する。</p> <p>(2) 乾燥する時期であり、季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症への罹患防止に留意する。</p>
避難所での 対応	<p>(1) 避難所到着時、体調不良者は確実に申告させる。体調不良の原因が有毒ガス等である可能性がある場合は、直ちに市対策本部（又は現地調整所）に連絡して専門医の助言を受けて対応する。</p> <p>(2) 避難所の運営等については、仙台市避難所運営マニュアルに準ずる。なお、以下の事項について可能な限り実施する。</p> <p>① なるべく建物等の中央に誘導するとともに、地階を有する建物等では、なるべく地階に誘導する。</p> <p>② NBC剤が使用された場合に備え、建物等の内部においては、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープ等で目張りを行い、外気から遮断された状態にする。</p>
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>(1) 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるため、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つことに心がけなければならない。</p> <p>(2) 誘導に当たる職員は、防災服等や腕章等を装着して、誘導員であることの立場や役割を明確にするとともに、避難者からその活動に理解・協力を求める。</p> <p>(3) 誘導に当たる職員は、避難者の求めに応じて正確な情報提供を行い、安心感の付与と混乱の防止に努める。</p> <p>(4) 誘導に当たる職員は、避難中に負傷した者や気分が悪くなった者等に対応するため、応急</p>	

<p>手当てに必要な最小限の医薬品等を携行することが望ましい。</p> <p>(5) 誘導に当たる職員は、避難者に情報等を伝達するための拡声器を携行することが望ましい。</p> <p>(6) 屋外で活動する職員は、自らの安全を確保するため、特殊標章を装着する。</p> <p>(7) 屋外で活動する職員は、常に自らの健康状態を確認し、体調に異変を感じたら直ちに市対策本部に連絡するとともに、医療機関の指示を受ける。</p> <p>(8) 屋外で活動する職員は、IP 無線機、公用携帯電話等を携行し、市対策本部からの情報に絶えず注意する。</p>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) SNSによる伝達を行うとともに、テレビ（Lアラート）、ラジオ、広報車による情報伝達を行う。</p> <p>(2) ヘリコプターによる情報伝達を検討する。</p> <p>(3) 各自治組織を通じた情報伝達を依頼する。</p>
避難実施要領の伝達先	<p>(1) 市民（住民の避難行動に関係する内容のみ）</p> <p>(2) 関係機関</p> <p>① 宮城県国民保護対策本部事務局</p> <p>② 宮城県警察（警備部警備課）</p> <p>③ 宮城海上保安部（管理課）</p> <p>④ 自衛隊（第 22 即応機動連隊）</p> <p>⑤ 日本赤十字社宮城県支部（事業推進課）</p>
職員間の連絡手段	電話番号表（略）による。
12 緊急時の連絡先	
市対策本部	<p>電話：</p> <p>FAX：</p> <p>メール：</p>

4 避難実施要領の作成例 4

【想定事態：危険物内在施設等への攻撃 ①屋内避難】

避難実施要領の概要

避難のパターン	避難のパターン 2-2： 「屋内避難が基本となるが、状況により、域内避難させる必要がある事態」のうち、屋内避難後、域内避難を短期間行う場合
避難先	屋内避難
場面設定	武装工作員の攻撃により工場から A という種類の化学物質が漏洩する可能性が生じた状況
政府の体制等	政府対策本部体制
市の体制	市対策本部体制
避難指示の根拠	国民保護法第 112 条に基づく市長の退避の指示
避難規模	限定された地域
避難期間	数時間～数日と想定

※ 特に留意が必要な環境下における避難に際しては、必要な事項を避難実施要領に盛り込むことに留意すること。

<特に留意が必要な環境下において避難を行う場合の留意事項の参照先>

- NBC 攻撃が行われた場合 …P63～66
- 避難間にゲリラ等の脅威が考えられる場合 …P53～54
- その他避難環境（悪天候、夜間避難等）を考慮する必要がある場合 …P66～67

避 難 実 施 要 領

仙 台 市 長
4 月 22 日 6:00 時現在

1 宮城県からの避難の指示の内容

【本事案の発生に関する政府対策本部の避難措置の指示及び宮城県からの避難指示は行われていない。市対策本部長は、政府対策本部からの避難措置の指示を待つ暇がないと判断し、国民保護法第 112 条に基づき要避難地域を指定して、退避を指示した。】

- (1) 要避難地域
仙台市△区△町 3 丁目 2 番地～5 番地、同 4 丁目 1 番地～4 番地（以下「A 地区」という。）。
- (2) 避難先地域
屋内避難
- (3) 住民避難に関する関係機関等の措置の概要
 - ① 宮城県警察：警戒区域の設定
 - ② 宮城海上保安部：海上における不審船等に対する警戒監視
 - ③ 自衛隊：国民保護等派遣における活動

④ 市消防局：負傷者の救助、化学物質Aの検知	
(4) 避難すべき住民の数 250人	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	4月22日5:00
発生場所	A工場（仙台市△区△1丁目5番4号）
実行の主体	武装作業員チーム（4～5人と推定される）
事案の概要と被害状況	<p>(1) 政府は、4月21日、某海岸で発見された不審船及び周辺住民からの目撃情報等から、某国武装作業員チームが仙台市内に潜入したと断定し、政府対策本部を設置した。</p> <p>(2) 4月22日5:00、A工場が武装作業員の攻撃を受け、施設の一部が損傷した。</p> <p>(3) 施設の損傷の程度は不明であるが、化学物質Aが漏洩した可能性がある。</p> <p>(4) 人的被害はない。</p> <p>(5) 武装作業員の攻撃を受けたA工場から化学物質Aの漏洩拡散のおそれがあるため、市対策本部長は、4月22日5:30、国民保護法第112条に基づき、仙台市△区△町3丁目及び4丁目の一部地域に対し屋内退避を指示した。</p> <p>(6) 屋内退避は、現時点では予防的な避難であり、化学物質Aの漏洩が確認された場合、あるいは施設の爆発の危険が差し迫った場合は、政府対策本部の避難措置の指示等に基づき対応を行う。</p> <p>(7) 4月22日6:00、宮城海上保安部巡視艇が宮城県沖で漁船に扮した不審船を発見し、臨検した結果、A工場の攻撃実行グループであることが判明した。</p>
今後の予測・影響と措置	<p>(1) 当面の処置</p> <p>① A地区（要避難地域）の住民に、屋内退避を指示する。</p> <p>② 現場に到着した警察、消防等が、A地区滞在者を速やかに、域外に移動させるとともにA地区への立入を規制する。</p> <p>③ 化学物質Aの漏洩に関する検知を行い、必要に応じ除染を行う。</p> <p>④ 現在の状況について、市民に周知する。</p> <p>⑤ 現場指揮を行うため、現地対策本部を設置する。</p> <p>(2) 当面の処置と並行的に行う事項</p> <p>① 化学物質Aの漏洩が拡大した場合の対応の検討 救助、医療、搬送等の要領及び宮城県等に対する応援の要請等</p> <p>② 域内避難に移行する場合の検討 ア 避難の要否、避難に関する事項についての検討及び政府（宮城県）との連携 イ 域内避難に移行する場合の避難実施要領素案の検討・作成</p> <p>③ 市対策本部の強化の検討</p> <p>④ マスコミ等に対する情報提供の時期、要領等の検討（市長会見の検討含む。）</p>
気象の状況	天候：雨 気温：18度 風向：北北西 風速：4m
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	A地区

	別紙：要避難地域の要図（略）
避難先と避難誘導の方針	<p>市対策本部長の権限に基づき、化学物質Aの漏洩時の被害を最小限に留めるため、以下の区分に従い退避を指示する。</p> <p>(1) A地区内の住民の退避 屋内への退避を指示する。A地区の住民は、自宅等に入りできるだけ外気に触れない状態を保つ。</p> <p>(2) A地区内の住民以外の滞在者の避難 直ちに、要避難地域外に移動するよう促す。</p> <p>(3) A地区内の事業者等の退避 事業所ごとに、屋内施設に退避するよう促す。</p>
避難開始日時	4月22日6:30
避難完了予定日時	—
2-3 関係機関等の措置等	
措置の概要	<p>化学物質Aの漏洩に備え、関係機関の現在の行動を確認するとともに、連携要領について再確認する。市対策本部及び関係機関等の現在の状況は下記のとおり。</p> <p>(1) 市対策本部</p> <p>① 化学物質Aの漏洩という浮動状況のなかで迅速な意思決定を行うことが、被害発生（拡大）防止上重要であることから、市現地対策本部を設置し、要避難地域が拡大するおそれがある場合における、新たな要避難地域の決定に係る権限を付与することを決定した。</p> <p>② 関係機関等の協力を得て、住民避難の全般統制を行う。</p> <p>(2) 宮城県</p> <p>① 初動連絡体制を確立し、初動措置を実施中</p> <p>② 県国民保護対策本部を設置し、体制構築中</p> <p>③ 医療救護活動の構築に向け関係機関と調整中</p> <p>(3) 宮城県警察</p> <p>① A地区に警戒区域を設定し区域内への立入を規制するとともに、区域内の滞在者を区域外に誘導中</p> <p>② 市現地対策本部にリエゾンを派遣予定</p> <p>(4) 宮城海上保安部</p> <p>① 警戒区域の設定</p> <p>② 海上における不審船等に対する警戒監視</p> <p>③ 船舶内に在る者への避難指示</p> <p>(5) 自衛隊</p> <p>① 国民保護等派遣が命じられ、活動の内容について宮城県他関係機関と調整中</p> <p>② 市現地対策本部にリエゾンを派遣予定</p> <p>(6) 日本赤十字社宮城県支部 日赤救護班の派遣の要件、時期、期間等について調整中</p> <p>(7) 市消防局</p>

	BC災害対応消防部隊を編成し、その活動について関係機関と調整中
連絡調整先	<p>(1) 本避難実施要領の伝達 市対策本部から各部等、宮城県、市消防、宮城県警察、自衛隊及び関係機関に電子メール及びFAXで伝達する。伝達に先立って、概要を電話で伝達する。</p> <p>(2) 職員の派遣 ① A工場周辺で安全性が確認できている場所に、市現地対策本部を設置する。 ② 国の現地対策本部が設置された場合の派遣職員〇名を、あらかじめ選定する。</p> <p>(3) その他関係機関の連絡調整先 ① 宮城県警察（警備部警備課） ② 宮城海上保安部（管理課） ③ 自衛隊（第22即応機動連隊） ④ A工場管理者</p> <p>(4) 状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡を取る必要が生じたときは、別に定めた緊急連絡先に従い連絡調整を図る。</p>
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性	<p>(1) 事態の特性 ① 政府対策本部の避難措置の指示等発出前の対応である。 ② 漏洩の可能性がある物質の種類、除染、防護要領は判明している。 ③ 攻撃による施設破壊の程度は調査中であり、今後、新たな損傷等が判明する可能性もある。</p> <p>(2) 事態の特性を踏まえた避難実施上の留意事項 ① 政府対策本部の避難措置の指示等が発出された場合は、政府・県からの指示に基づく対応に切り替える。 ② 化学物質Aの検知、防護、除染は、専門の資器材・装備が必要となるため、有毒物質の取扱いに詳しい関係機関等との協力・連携を一層密にする必要がある。</p>
地域の特性	<p>(1) 地域の特性 ① A地区は、工場・倉庫群が大部分を占めており、観光施設、大規模集客施設、病院、介護施設はない。 ② A地区の通行は、工場の大型トラックが大部分を占めている。また、道路は広く、地区内は整然と区画化されている。</p> <p>(2) 地域の特性を踏まえた避難実施上の留意事項 ① A地区の大部分を占める工場等管理者を通じた指示等が最も有効な手段となる。 ② A地区内の通行規制等は、比較的行いやすい。</p>
時期による特性	<p>(1) 時期の特性 早朝であるため、市民の通行は少ないが、昼夜操業の工場については、夜間労働者の退社時刻となっている。</p> <p>(2) 時期の特性を踏まえた避難実施上の留意事項 A地区内にある工場管理者等に連絡し、状況を伝えるとともに、安全が確認されるまで屋内に留まるよう依頼する。</p>

4 住民の行動（基本事項）	
<p>(1) A地区内の住民に対する周知事項</p> <p>① 化学物質Aの漏洩に対する防護要領 屋内に留まるとともに、ドア、窓を閉め換気扇は使用しない。時間に余裕があれば、ドアや窓をテープ等で目張りする。また、長袖の衣服、マフラー、マスク、手袋等を着用して皮膚の露出を極力抑える。</p> <p>② 化学物質Aに曝露した場合の症状 ア 皮膚や目などに刺激を感じる。 イ 動悸が早くなり、息苦しさを感ずる。更に症状が強まった場合は意識を失う。</p> <p>③ 情報の収集 テレビ、ラジオ、インターネット、スマートフォン等により情報を収集する。</p> <p>(2) A地区内に滞在している住民以外の市民等に対する周知事項 直ちに要避難地域として指定されたA地区から離れる。</p> <p>(3) A地区内の事業者等 安全が確認されるまで、屋内に留まる。</p> <p>(4) その他の共通の周知事項</p> <p>① 汚染された疑いのある水や食物の摂取は避ける。 ② 避難間、周囲の状況（動物、魚、昆虫等の死骸の発見等）に異常を感じた場合は、直ちに市、消防等の関係機関に連絡するとともに、速やかに現場周辺から離れる。</p>	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 事案の発生及び概要を市ホームページで広報するとともに、Lアラート、ツイッター等を使用する。</p> <p>(2) A地区及びB地区の住民に対しては、化学物質Aに曝露する可能性がないことを確認した上で、広報車による巡回広報を行う。巡回広報を行う間は、市対策本部と通信を確保し、化学物質Aの拡散状況を常時把握する。</p> <p>(3) 上記と併用し、避難実施要領について、要避難地域に所在する町内会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。</p> <p>(4) 災害時災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護福祉関係者、障害者団体等への伝達を行う。</p> <p>(5) 担当職員は、報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。</p>
避難実施要領の伝達先	<p>(1) 市民（住民の避難行動に関係する内容のみ）</p> <p>(2) 関係機関</p> <p>① 宮城県国民保護対策本部事務局 ② 宮城県警察（警備部警備課） ③ 宮城海上保安部（管理課） ④ 自衛隊（第22即応機動連隊） ⑤ 日本赤十字社宮城県支部（事業推進課）</p>
6 緊急時の連絡先	
市対策本部	<p>電話：</p> <p>FAX：</p> <p>メール：</p>

5 避難実施要領の作成例 5

【想定事態：危険物内在施設等への攻撃 ②域内避難】

避難実施要領の概要

避難のパターン	避難のパターン 2-2： 「屋内避難が基本となるが、状況により、域内避難させる必要がある事態」のうち、屋内避難後、域内避難を短期間行う場合
避難先	域内避難
場面設定	工場から化学物質 A の漏洩が拡大した状況
政府の体制等	政府対策本部体制であり、宮城県に対して避難措置の指示を通知
市の体制	市対策本部体制
避難指示の根拠	宮城県の避難の指示
避難規模	比較的限定的された地域
避難期間	数時間～数日と想定

※ 特に留意が必要な環境下における避難に際しては、必要な事項を避難実施要領に盛り込むことに留意すること。

<特に留意が必要な環境下において避難を行う場合の留意事項の参照先>

- NBC 攻撃が行われた場合 …P63～66
- 避難間にゲリラ等の脅威が考えられる場合 …P53～54
- その他避難環境（悪天候、夜間避難等）を考慮する必要がある場合 …P66～67

避 難 実 施 要 領

仙 台 市 長

4 月 22 日 10:00 現在

1 宮城県からの避難の指示の内容

政府対策本部の避難措置の指示及び宮城県からの避難指示の概要は以下のとおり。

(1) 要避難地域

仙台市 A 町 1 丁目地名 A 1、A 2（以下「A 地区」という。）及び仙台市 B 町 4 丁目地名 B 1、B 2（以下「B 地区」という。）。

(2) 避難先地域

仙台市 A 町 2 丁目 2 番地 A 1 小学校、仙台市 A 町 3 丁目 1 番地 A 2 小学校、仙台市 B 町 1 丁目 B 1 小学校、仙台市 B 町 2 丁目 B 2 小学校

(3) 住民避難に関して関係機関等が講ずべき措置の概要

- ① 宮城県警察：警戒区域の設定
- ② 宮城海上保安部：海上における不審船等に対する警戒監視
- ③ 自衛隊：国民保護等派遣における活動
- ④ 市消防局：負傷者の救助、化学物質 A の検知

(4) 避難すべき住民の数

500 人	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	—
発生場所	—
実行の主体	武装作業員チーム（4～5人と推定される）
事案の概要と被害状況	(1) 工場施設を点検した結果、化学物質Aの漏洩が確認され、現在も抑止できていない状態である。 (2) 漏洩を抑止するまでには4～6時間を要する見込み。 (3) 現在まで、化学物質Aの漏洩に係る被害等の通報はない。
今後の予測・影響と措置	(1) 政府対策本部の避難措置の指示及び宮城県の避難指示に基づき行動する。 (2) 国民保護法第112条に基づき緊急一時的に屋内退避を行っていたA地区の避難を政府対策本部の避難措置の指示及び宮城県の避難指示に基づく域内避難に切り替える。 (3) A地区の風下地域に当たるB地区の住民250人に対して、政府対策本部の避難措置の指示及び宮城県の避難指示に基づき、域内避難させる。
気象の状況	天候：雨 気温：10度 風向：北北西 風速：4m
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	A地区及びB地区
避難先と避難誘導の方針	(1) A地区（地名A1、A2）の住民約250人に対して、屋内避難から域内避難に切り替え、4月22日12:30までに災害時避難所A1小学校（以下「避難施設A1」という。）及び、A2小学校（同A2）に域内避難させる。 更に、A地区の風下となっているB地区（地名B1、B2）の住民約250人に対して4月22日12:30までにB1小学校（避難施設B1）、B2小学校（同B2）に域内避難させる。 (2) 一時集合場所は設けず、直接、避難施設に避難する。 (3) 一般避難所での滞在が困難な災害時要援護者については、避難先の調整・選定に一定の時間を要することから、まずは、迅速に危険な地域から離隔することを優先し、一般避難所到着後に、福祉避難所の開設、高齢者施設への再移動等を検討する。 (4) 各避難施設に、職員を派遣して、避難住民の受入れ及び避難所の運営を行う。当面、避難所の滞在を2日間と想定して、物資、食糧等の準備を進める。 (5) 避難者が化学物質Aに曝露する事態が発生した場合には、〇〇病院に搬送する。このため、救急車を常時、〇に待機させる。 (6) 工場周辺の各所で化学物質Aの検知を行っている工場職員からの情報提供を受け、避難経路上で化学物質Aが検知されたとの情報を得た場合は、直ちに避難経路を変更する。 (7) 関係機関からの情報は現地対策本部に集約して、状況の変化に即応した迅速な判断を行う。
避難開始日時	4月22日10:30
避難完了予定日時	4月22日12:30

2-3 関係機関等の措置等

措置の概要	<p>(1) 市対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 活動を継続中である。関係機関等の協力を得て、住民避難の全般統制を行う。 ② 関係機関との間で連携体制を確立している。 ③ 町内会組織と市対策本部との連絡体制を確立している。相互に情報を提供する。 <p>(2) 現地対策本部</p> <p>化学物質Aの影響を受けない仙台市C町6丁目に設置し、化学物質Aの漏洩が拡大した場合の要避難地域の拡大等に関する対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 設置場所 仙台市C町6丁目〇〇ビル3階A会議室内 ② 設置時期 4月22日10:10 ③ 現地対策本部の構成 <ul style="list-style-type: none"> ア 現地対策本部長は、〇〇をもって充てる。 イ 現地対策本部員は、〇〇をもって充てる。 ウ 現地対策本部の庶務は、現地対策本部長が所属する〇部の職員で行う。 ④ 準備資器材 <ul style="list-style-type: none"> ア 個人作業場所の構成に必要な資器材 個人用作業机、長机、椅子、パソコン、電気スタンド等 イ 通信環境の構成に必要な資器材 公用携帯電話、IP無線機、Web会議用端末、リモートワーク用端末、モバイル・ルーター、携帯型無線装置、半固定型無線装置、電源ケーブル、配線ケーブル、市役所電話番号簿、職員録等 ウ 現地調整所内の情報共有環境の構成に必要な資器材 テレビ（テレビ用アンテナ含む）、携帯ラジオ、ホワイトボード（壁掛け式）、ホワイトボード（自立式）、スピーカー・マイク、ICレコーダー、道路地図（全国版、宮城県版）、仙台市住宅地図、仙台市地図等 エ 現地調整所内の作業環境の構成に必要な資器材 プリンター、コピー機、シュレッダー等 オ 事務用品等 文房具（ペン、ボードマーカー、のり、ハサミ、ホチキス等）、印刷用紙、バインダー、紙ファイル、机上札、パンチ、電卓、コンテナボックス等 カ その他 ビブス、消毒用アルコール、ゴミ箱、地域防災計画等関係文書又は参考資料、掛け時計、暖房具（ヒーター等）、簡易ベッド、毛布、ポット、保存食・水等 <p>※ それぞれの所要数は、既存施設の状況、設置先での借用の可能性を踏まえて調整する。</p> <p>(3) 宮城県</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県国民保護対策本部を設置し、県国民保護計画に基づき対応中
-------	---

措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ② 医療救護活動の構築に向け関係機関と調整中 ③ 県内市町村から情報収集中 (4) 宮城県警察 <ul style="list-style-type: none"> A地区及びB地区の市道A線、B線を通行止めにするとともに、う回路を設定し、交通規制を行っている。 (5) 宮城海上保安部 <ul style="list-style-type: none"> ① 警戒区域の設定 ② 海上における不審船等に対する警戒監視 ③ 船舶内に在る者への避難指示 (6) 自衛隊 <ul style="list-style-type: none"> 国民保護等派遣が命じられ、活動の内容について宮城県他関係機関と調整中 (7) 日本赤十字社宮城県支部 <ul style="list-style-type: none"> 日赤救護班の派遣の要件、時期、期間等について調整中 (8) 市消防局 <ul style="list-style-type: none"> ① BC災害対応消防部隊を編成し、指揮本部長の指揮により活動している。現在、消防警戒区域を設定するとともに、気体の検知等を行っている。 ② 被害が拡大した場合に備え、宮城県内消防機関、消防関係機関との情報共有を密にしている。 (9) A地区自治組織（A1班、A2班） <ul style="list-style-type: none"> A1班長○氏及びA2班長○氏を窓口として、市対策本部との間に連絡体制を確立した。 (10) B地区自治組織（B1班、B2班） <ul style="list-style-type: none"> B1、B2班長等を窓口として、市対策本部との間に連絡体制を確立した。
連絡調整先	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本避難実施要領の伝達 <ul style="list-style-type: none"> 市対策本部から各部等、宮城県、市消防、宮城県警察、自衛隊及び関係機関に電子メール及びFAXで伝達する。伝達に先立って、概要を電話で伝達する。 (2) 職員の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ① 宮城県対策本部（宮城県庁内）に職員1名を派遣する。 ② 現地対策本部に、現地対策本部長、現地対策本部員等○名を派遣する。 ③ 国の現地対策本部が設置された場合の派遣職員○名をあらかじめ選定する。 (3) その他関係機関の連絡調整先 <ul style="list-style-type: none"> ① 宮城県警察（警備部警備課） ② 宮城海上保安部（管理課） ③ 自衛隊（第22即応機動連隊） (4) 状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡を取る必要が生じたときは、別に定めた緊急連絡先に従い連絡調整を図る。
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事態の特性 <ul style="list-style-type: none"> ① 化学物質Aの漏洩が判明し、現在も抑止できておらず、漏洩が拡大している。 ② 漏洩している化学物質Aの性質、除染要領、防護要領は判明している。

	<p>(2) 事態の特性を踏まえた避難実施上の留意事項</p> <p>① 漏洩が拡大しているため、新たにA地区の風下にあるB地区まで拡大して避難地域に指定する必要がある。</p> <p>② 気象状況の変化に即応した対応が必要である。</p>
地域の特性	<p>(1) 地域の特性</p> <p>① A地区は、工場・倉庫群が大部分を占めており、観光施設、大規模集客施設、病院、介護施設はない。</p> <p>② B地区は、住宅地であり地域内に病院、高齢者施設がある。</p> <p>(2) 地域の特性を踏まえた避難実施上の留意事項</p> <p>① A地区の大部分を占める工場等の管理者を通じた指示等が最も有効な手段となる。</p> <p>② B地区内の災害時要援護者の避難は、通常の避難よりも時間を要する。</p>
時期による特性	<p>(1) 天候・気象が化学物質Aの拡散に及ぼす影響</p> <p>① 現在の風速は4mであるため、化学物質Aの拡散速度は緩やかであると予測される。</p> <p>② 窪地など低くなっている場所には、化学物質Aが滞留する可能性がある。</p> <p>③ 降雨があれば、化学物質Aは希釈される一方、側溝等を伝って遠方まで拡散する可能性がある。</p> <p>④ 現在の気温は10度であり、化学物質Aの揮発は進みにくい。</p> <p>(2) 時期の特性を踏まえた避難実施上の留意事項</p> <p>避難時は、なるべく高い場所を通る。また、汚染水に接触することを避けるため、水たまり等は避けて通る。</p>

4 避難者数 (単位：人)				
地区名	A地区	B地区	合計	
避難者数	250	250	500	
うち災害時 要援護者	19	10	29	
うち外国人	2	3	5	
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	A1地区	A2地区	B1地区	B2地区
避難施設名	避難施設A1	避難施設A2	避難施設B1	避難施設B2
所在地	○区○丁目○番	○区○丁目○番	○区○丁目○番	○区○丁目○番
収容可能人数 (人)	200	200	200	150
連絡先 (電話等)	避難施設A1 連絡先：	避難施設A2 連絡先：	避難施設B1 連絡先：	避難施設B2 連絡先：
連絡担当者	氏名： 連絡先：	氏名： 連絡先：	氏名： 連絡先：	氏名： 連絡先：
その他の留意事項等	駐車約20台	駐車約30台 体育館のみ	駐車場40台	駐車約20台
5-2 一時集合場所				

一時集合場所名	—	—	—	—
所在地	—	—	—	—
連絡先（電話等）	—	—	—	—
連絡担当者	—	—	—	—
その他の留意事項	—	—	—	—
6 避難手段等				
避難手段	(1) 原則として徒歩で移動する。 (2) 自家用車の使用は、災害時要援護者を有する家族等のみに限定する。 (3) 災害時要援護者の一般避難所からの再移動のための輸送手段は、別途検討・調整する。			
輸送手段の詳細	車種等	—		
	台数	—		
	輸送可能数	—		
	連絡先	—		
輸送力の配分の考え方	—			
その他避難手段	—			
	—			
7 避難経路				
避難に使用する経路	(1) A地区からA1及びA2への避難 市道A1線、市道A2線を使用する。 (2) B地区からB1及びB2への避難 市道B1線、市道B2線を使用する。 (3) 別紙：「避難所への避難経路」（略）			
交通規制	実施者の確認	A警察署		
	規制に当たる人数	警察官等〇人を主要な地点に配置する他、地域内の巡回を実施する。細部計画は宮城県警察の定めるところによる。		
	規制場所	〇通りを主体として要避難地域外周での交通を規制する。細部計画は宮城県警察の定めるところによる。		
警備体制	実施者の確認	A警察署		
	規制に当たる人数	警察官等〇人。細部計画は宮城県警察の定めるところによる。		
	規制場所	交通規制箇所周辺での警備を実施する。細部計画は宮城県警察の定めるところによる。		
8 避難誘導方法				
8-1 避難（輸送）方法				
	地区	A地区	B地区	
一時集合場所	誘導の実施	—	—	

所への避難方法	単位		
	輸送手段	—	—
	避難先	—	—
	集合時間	—	—
	その他（誘導責任者等）	—	—
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	地名A 1、A 2	地名B 1、B 2
	輸送手段	徒歩	徒歩
	避難経路	市道A 1線、市道A 2線使用	市道B 1線、市道B 2線使用
	避難先	避難施設A 1、A 2	避難施設B 1、B 2
	避難完了予定日時	4月22日 12:30	4月22日 12:30
	その他（誘導責任者等）	—	—
災害時要援護者の避難方法	誘導の実施単位	個別に対応	個別に対応
	要援護者への支援事項	身体状況に応じ個別に対応	身体状況に応じ個別に対応
	輸送手段	自家用車等により一般の避難所に移動させ、その後、再移動を要する災害時要援護者については避難先及び輸送手段を調整	自家用車等により一般の避難所に移動させ、その後、再移動を要する災害時要援護者については避難先及び輸送手段を調整
	避難経路	市道A 1線、A 2線	市道B 1線、B 2線
	避難先	当初、A 1又はA 2避難所	当初、A 1又はA 2避難所
	避難開始日時	4月22日 10:30	4月22日 10:30
	避難完了予定日時	4月22日 12:30	4月22日 12:30
	8-2 職員の配置方法		
配置場所	<p>市対策本部は関係機関と調整し、要避難地域から避難所にわたる間の職員の配置場所及び配置数を決定する。</p> <p>(1) 要避難地域（A地区）</p> <p>化学物質Aの漏洩及び拡散の危険があるため、防護装備を有している関係機関が、警戒区域の設定及び周辺の警戒を行う。細部の配置場所は、関係機関間の調整による。</p> <p>(2) 要避難地域（B地区）</p> <p>現在の気象状況の急変がない限りは、当分の間安全性が確保されていることから市職員を配置する。</p> <p>(3) 避難経路</p>		

	<p>市職員を市道A 1線、A 2線、B 1線、B 2線の主要な地点に配置する。細部の配置場所は、配置図（略）のとおり。</p> <p>避難誘導員は、市現地対策本部との避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行う。</p> <p>(4) 避難所 市職員を各避難所に配置する。</p> <p>(5) 市現地対策本部 市現地対策本部員として指名された職員等を配置する。</p> <p>(6) 医療支援 救護所は設置せず、体調不良者等が発生した場合は病院に搬送する。</p>
人数	<p>(1) 要避難地域（A地区） 関係機関間の調整による。</p> <p>(2) 要避難地域（B地区） 市有車（職員2名）で巡回広報を行う。</p> <p>(2) 避難経路 市職員を各誘導地点に2名1組で配置する。</p> <p>(3) 避難所 市職員を各避難所に○名配置する。</p> <p>(4) 市現地対策本部 本部員として指名された職員○名を配置する。</p> <p>(5) 医療支援 医師及び看護師各1人</p>
8-3 残留者の確認方法	
確認者	<p>(1) A地区 化学物質Aに曝露する可能性がある地域であるため、防護装備をもつ機関に依頼して行う。</p> <p>(2) B地区 現段階では安全性が確保されているため、主として市職員で行うこととし、B地区で化学物質Aが検知された場合は、市職員は直ちに退避し、自衛隊等の化学物質Aに対する防護装備を有する関係機関等に引き継ぐ。</p>
時期	4月22日13:00開始
場所	地名A 1、A 2、B 1、B 2
方法	<p>(1) A地区 防護装備を備えた機関の確認者が地区内を戸別に確認する。</p> <p>(2) B地区 市有車による巡回広報を行うとともに、市職員をもって2人1組の○組を編成し、地区内を戸別に確認する。</p>
措置	<p>(1) 緊急性がある旨を説明して避難を促す。</p> <p>① 工場から漏洩した化学物質Aは、無臭であり常温ではわずかに乳白色となるものの、一般的に五感で感知しにくい。化学物質Aに暴露した場合の顕著な症例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 皮膚や目などに刺激を感じる。 ・ 動悸が早くなり、息苦しさをを感じる。更に症状が強まった場合は意識を

	<p>失う。</p> <p>② 高濃度の化学剤に長時間暴露した場合は、死亡する可能性もある。</p> <p>③ 漏洩元の工場から離れている場所でも、風向、風速によっては化学物質Aの影響を受けることがある。</p> <p>④ 化学物質Aの影響には個人差があり、人によっては微量の曝露であっても強く影響が出る場合がある。</p> <p>(2) 再三の説得にも応じない場合は、残留者確認全体の進行を見極めながら対応する。</p>
終了予定日時	4月22日14:00まで終了するよう活動を実施する。
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	避難施設に到着するまでの間の食事の提供は行わない。
食事場所	—
提供する食事の種類	—
実施担当部署	—
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
基本事項	<p>(1) 避難の前提として周知すべき事項</p> <p>① 1日～2日程度の避難を想定した準備をする。</p> <p>② 自宅等にある保存食をできるだけ携行するよう促す。</p> <p>(2) 携行品</p> <p>最小限の現金及びクレジットカード等の貴重品、身分証明証等（マイナンバーカード、運転免許証等の公的なものが望ましいが、ない場合は、学生証、社員証等の顔写真付きの証明証等。）、常備薬、着替え、マスク、日用品等</p> <p>化学物質Aに曝露した場合、着用していた衣服はその後使用できないため、通常の着替えの他、服装一式を予備として携行することが望ましい。</p> <p>(3) 服装</p> <p>動きやすい服装が望ましい。冷え込むことも予想されるため防寒には特に留意する。</p> <p>(4) 居宅等の処置</p> <p>出火防止対策を行い、施錠する。</p>
事態の特性	<p>(1) 曝露した場合の影響には個人差があるため、周囲の人に異常が見られない場合でも、異常を感じたら化学物質Aへの曝露を疑うことが必要である。</p> <p>(2) 避難間は口と鼻をハンカチ等で覆う。</p> <p>(3) 避難間、周囲の状況（動物、魚、昆虫等の死骸の発見等）に異常を感じた場合は、直ちに市、消防等の関係機関に連絡するとともに、速やかに現場周辺から離れる必要がある。</p>
時期の特性	<p>(1) 防寒対策を行う。</p> <p>(2) 乾燥する時期であり、季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症へ</p>

	の罹患防止に留意する。
避難所での対応	<p>(1) 避難所到着時、体調不良者は確実に申告するよう周知する。体調不良の原因が明らかではない場合は、病院等への搬送も検討する。</p> <p>(2) 避難所の運営等は、仙台市避難所運営マニュアルに準じて行う。なお、以下の事項について可能な限り実施する。</p> <p>① なるべく建物等の中央に誘導するとともに、地階を有する建物等では、なるべく地階に誘導する。</p> <p>② NBC剤が使用された場合に備え、建物等の内部においては、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープ等で目張りを行い、外気から遮断された状態にする。</p>
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
	<p>(1) 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるため、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つことに心がけなければならない。</p> <p>(2) 誘導に当たる職員は、防災服等や腕章等を装着して、誘導員であることの立場や役割を明確にするとともに、避難者からその活動に理解・協力を求める。</p> <p>(3) 誘導に当たる職員は、避難者の求めに応じて正確な情報提供を行い、安心感の付与と混乱の防止に努める。</p> <p>(4) 誘導に当たる職員は、避難中に負傷した者や気分が悪くなった者等に対応するため、応急手当てに必要な最小限の医薬品等を携行することが望ましい。</p> <p>(5) 誘導に当たる職員は避難者に情報等を伝達するため拡声器を携行することが望ましい。</p> <p>(6) 屋外で活動する職員は、自らの安全を確保するため、特殊標章を装着する。</p> <p>(7) 屋外で活動する職員は、常に自らの健康状態を確認し、体調に異変を感じたら直ちに市対策本部に連絡するとともに、医療機関の指示を受ける。</p> <p>(8) IP 無線機、公用携帯電話等を携行し、市対策本部からの情報に絶えず注意する。</p>
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) SNSによる伝達を行うとともに、テレビ（Lアラート）、ラジオ、広報車による情報伝達を行う。</p> <p>(2) ヘリコプターによる情報伝達を検討する。</p> <p>(3) 各自治組織を通じた情報伝達を依頼する。</p>
避難実施要領の伝達先	<p>(1) 市民（住民の避難行動に関する内容のみ）</p> <p>(2) 関係機関</p> <p>① 宮城県国民保護対策本部事務局</p> <p>② 宮城県警察（警備部警備課）</p> <p>③ 宮城海上保安部（管理課）</p> <p>④ 自衛隊（第22即応機動連隊）</p> <p>⑤ 日本赤十字社宮城県支部（事業推進課）</p>
職員間の連絡手段	電話番号表（略）による。
12 緊急時の連絡先	
市対策本部 市対策本部	<p>電話：</p> <p>FAX：</p> <p>メール：</p>

6 避難実施要領の作成例6

【想定事態：ゲリラや特殊部隊による攻撃 ①屋内避難】

避難実施要領の概要

避難のパターン	避難のパターン2-3： 「屋内避難が基本となるが、状況により、域内避難させる必要がある事態」のうち、屋内避難後、域内避難を長期間行う場合
避難先	屋内避難
場面設定	武装工作員が集落近傍に潜伏していることが確認された状況
政府の体制等	(1) 政府対策本部体制であり、宮城県に対して避難措置の指示を通知 (2) 政府は、自衛隊に対して国民保護等派遣命令を発出
市の体制	市対策本部体制
避難指示の根拠	宮城県の避難の指示
避難規模	小集落全体
避難期間	1ヶ月以上と想定

※ 特に留意が必要な環境下における避難に際しては、必要な事項を避難実施要領に盛り込むことに留意すること。

<特に留意が必要な環境下において避難を行う場合の留意事項の参照先>

- NBC攻撃が行われた場合 …P63～66
- 避難間にゲリラ等の脅威が考えられる場合 …P53～54
- その他避難環境（悪天候、夜間避難等）を考慮する必要がある場合 …P66～67

避 難 実 施 要 領

仙 台 市 長
1月24日 12:15 現在

1 宮城県からの避難の指示の内容	
政府対策本部の避難措置の指示及び宮城県からの避難指示の概要は以下のとおり。	
(1) 要避難地域：仙台市×区甲乙10番地（以下「W集落」という。）	
(2) 避難先地域：屋内避難	
(3) 住民避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要	
① 宮城県警察：W集落の警戒	
② 自衛隊：国民保護等派遣に基づく行動	
(4) 避難すべき住民の数	
210人	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	1月23日 19:00（市内で武装工作員逃亡事案が発生した時刻）
発生場所	W集落近傍地域

	(※ 甲乙10番地は広大な森林地帯であり、その中にW集落がある。)
実行の主体	某国武装工作員
事案の概要と被害状況	(1) 政府は、1月23日23:00 某国武装工作員が仙台市内に潜入しているとして、宮城県及び仙台市等を国民保護法第25条に基づき国民保護対策本部を設置すべき自治体に指定した。 (2) 武装工作員は、W集落近傍の山岳地帯に潜伏していることが確認された。 (3) 政府は、1月24日12:00 国民保護法第44条に基づき警報を発令するとともにW集落の住民に対して屋内避難を指示した。
今後の予測・影響と措置	(1) 当面の処置 ① 政府対策本部の避難措置の指示及び宮城県の避難指示に従い、W集落の住民を直ちに屋内避難させる。 ② 現在の状況について、市民に周知する。 (2) 当面の処置と並行的に行う事項 ① W集落からの域内避難要領の検討 自衛隊が防衛出動命令を受け、武装工作員の搜索・排除を行うため、明朝以降、W集落の住民を集落から離隔した地域に避難させる。 政府対策本部は、域内避難に関する避難措置の指示について、準備中 ② 政府現地対策本部への職員の派遣準備 ○日○時頃、宮城県庁内に政府現地対策本部が設置される予定であり、派遣する職員を選考する。 ③ 域内避難に移行する場合の避難実施要領素案の検討・作成 ④ マスコミ等に対する情報提供の時期、要領等の検討（市長会見の検討含む。）
気象の状況	天候：曇り 気温：2度 風向：西 風速：5m
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	仙台市×区甲乙10番地
避難先と避難誘導の方針	宮城県知事の避難指示を踏まえ、以下の区分に従い避難誘導を行う。なお、この屋内避難は、域内避難に関する調整等が整うまでの間、緊急一時的に屋内避難を行うものであり、明朝以降、宮城県警察や自衛隊からの助言及び調整に基づき、武装工作員の脅威が少ないと判断される時間に速やかに域外に避難させることを前提とするものである。1月25日早朝、政府対策本部の避難措置の指示等が発出される見込み。 (1) W集落の住民の避難 屋内避難を実施する。 (2) W集落内の住民以外の滞在者の避難 W集落外に速やかに移動するよう促す。
避難開始日時	1月24日12:15
避難完了予定日時	—
2-3 関係機関等の措置等	
措置の概要	直ちにW集落の屋内避難を伝達するとともに、明朝以降の域内避難のための準備・調整を行う。市対策本部及び関係機関の現在の状況は下記のとおり。

措置の概要	<p>(1) 市対策本部</p> <p>① 災害情報センターに仙台市国民保護対策本部を開設し、情報収集及び状況の把握を行っている。また、宮城県、宮城県警察、自衛隊からリエゾンの派遣を受け、緊密な連携と情報の共有を図る。</p> <p>② 関係機関等の協力を得て、W集落屋内避難について全般統制を行う。</p> <p>(2) 宮城県</p> <p>① 初動連絡体制を確立し、初動措置を実施中</p> <p>② 県国民保護対策本部を設置し、体制構築中</p> <p>③ 医療救護活動の構築に向け関係機関と調整中</p> <p>(3) 宮城県警察</p> <p>① W集落への立入を規制するとともに、W集落内の滞在者を集落外に誘導中</p> <p>② 各警察署管内の情報収集中</p> <p>③ 市対策本部にリエゾンを派遣</p> <p>(4) 自衛隊</p> <p>① W集落の住民避難を支援するため、国民保護等派遣が命じられた。</p> <p>② 武装工作員の掃討のため、防衛出動命令を発出する予定。</p> <p>③ 市対策本部にリエゾンを派遣。</p> <p>(5) 市消防局 宮城県内消防機関、消防関係機関との情報共有を密にしている。</p>
連絡調整先	<p>(1) 本避難実施要領の伝達 市対策本部から各部等、宮城県、市消防局、宮城県警察、自衛隊及び関係機関に電子メール及び FAX で伝達する。伝達に先立って、概要を電話で伝達する。</p> <p>(2) 職員の派遣</p> <p>① 宮城県対策本部（宮城県庁内）に職員 1 名を派遣する。</p> <p>② 国の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣する。</p> <p>(3) その他関係機関の連絡調整先</p> <p>① 宮城県警察（警備部警備課）</p> <p>② 自衛隊（第 22 即応機動連隊）</p> <p>③ W集落町内会（〇〇氏）</p> <p>(4) 状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡を取る必要が生じたときは、別に定めた緊急連絡先に従い連絡調整を図る。</p>
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性	<p>(1) 事態の特性</p> <p>① 武装工作員は警察力を上回る武力を保持している。</p> <p>② 住民が武装工作員に遭遇した場合、危害を加えられる可能性がある。また、人質として獲られる可能性もある。</p> <p>③ 武装工作員は特別の訓練を受けた兵士であり、長期間の潜伏に耐える能力、山岳地域を自由に行動できる能力を有している。</p> <p>(2) 事態の特性を踏まえた避難実施上の留意事項</p> <p>① W集落一帯で行動できる機関が限定される。</p> <p>② 住民の域内避難を徹底するとともに、集落内の警戒を厳重にする。</p>

地域の特性	(1) 地域の特性 W集落を含む甲乙地区は広大な森林地帯である。 (2) 事態の特性を踏まえた避難実施上の留意事項 武装工作員の捜索・排除までには長期間を要すると見込まれ、避難の長期化が想定される。
時期による特性	(1) 時期の特性 避難者は、屋内避難の状態での夜間を過ごすこととなるが、夜間は恐怖心が増大し、また、錯誤等が起きやすくなる。一方、武装工作員は、夜間の行動能力に優れている。 (2) 時期の特性を踏まえた避難実施上の留意事項 夜間の外出は極力避ける。
4 住民の行動（基本事項）	
<p>武装工作員は夜間の行動に長けていることを周知した上で、特に以下の点について留意させる。</p> <p>(1) 夜間の外出は極力控える。やむを得ず外出する必要がある場合は、事前に市対策本部に連絡する。連絡を受けた市対策本部は、警察・自衛隊に助言を求め、必要に応じ外出する住民の警護を依頼する。</p> <p>(2) 不審者の発見した場合、又は聞きなれない物音を聞いた場合は、直ちに市対策本部に連絡する。</p> <p>(3) 明朝の域内避難の準備を進めておく。</p> <p>(4) 玄関、窓の施錠を確実にを行う。</p> <p>(5) 屋内のすべての照明をつけておく。</p> <p>(6) テレビ、市ホームページ等で最新の情報収集に努める。</p>	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	(1) 全市民に対しては、事案の発生及び概要を市ホームページで周知するとともに、Lアラート、ツイッター等を使用する。 (2) W集落の住民に対しては、周囲に武装工作員の脅威があること、周囲の状況が確認しにくい夜間となることから、主として電話を使用して、個別に住民に必要な情報（主として翌日の避難に関する事項）を伝達する。この際、町内会の組織力を活用し、情報伝達の支援を依頼する。 (3) 電話で連絡が取れない住民については、防護能力を有する関係機関等に戸別訪問による確認を依頼する。
避難実施要領の伝達先	(1) 市民（住民の避難行動に関係する内容のみ） (2) 関係機関 ① 宮城県国民保護対策本部事務局 ② 宮城県警察（警備部警備課） ③ 宮城海上保安部（管理課） ④ 自衛隊（第22即応機動連隊） ⑤ 日本赤十字社宮城県支部（事業推進課）
6 緊急時の連絡先	
市対策本部	電話： FAX： メール：

7 避難実施要領の作成例7

【想定事態：ゲリラや特殊部隊による攻撃 ②域内避難】

避難実施要領の概要

避難のパターン	避難のパターン2-3： 「屋内避難が基本となるが、状況により、域内避難させる必要がある事態」のうち、屋内避難後、域内避難を長期間行う場合
避難先	域内避難
場面設定	武装工作員が潜伏している集落から速やかに離隔する状況
政府の体制等	(1) 政府対策本部体制であり、宮城県に対して避難措置の指示を通知 (2) 政府は自衛隊に対して、武装工作員の掃討を命じる防衛出動命令を发出。国民保護等派遣により出動している部隊については、引き続き宮城県・仙台市を支援することとされた。
市の体制	市対策本部体制
避難指示の根拠	宮城県の避難の指示
避難規模	小集落全体
避難期間	1ヶ月以上と想定

※ 特に留意が必要な環境下における避難に際しては、必要な事項を避難実施要領に盛り込むことに留意すること。

<特に留意が必要な環境下において避難を行う場合の留意事項の参照先>

- NBC攻撃が行われた場合 …P63～66
- 避難間にゲリラ等の脅威が考えられる場合 …P53～54
- その他避難環境（悪天候、夜間避難等）を考慮する必要がある場合 …P66～67

避 難 実 施 要 領

仙 台 市 長
1月25日7:00 現在

1 宮城県からの避難の指示の内容

政府対策本部の避難措置の指示及び宮城県からの避難指示の概要は以下のとおり。

- (1) 要避難地域
W集落
- (2) 避難先地域
仙台市×区F町
- (3) 住民避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
 - ① 宮城県警察：W集落からW集落入口までの約2kmの間の警戒
 - ② 自衛隊：W集落からW集落入口までの約2kmの間の避難者輸送車両の警護
- (4) 避難のための交通手段
自衛隊装甲車等

(5) 避難すべき住民の数 210人	
(6) 避難のために利用される国道や県道などの主要な避難経路 W街道、県道A号線	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	—
発生場所	W集落近傍
実行の主体	武装工作員
事案の概要と被害状況	(1) 政府対策本部長は、1月25日6:30、仙台市W集落の住民を対象とした域内避難に関する避難措置の指示を通知した。 (2) 現時点では人的、物的被害は発生していない。
今後の予測・影響と措置	(1) 市は、避難措置の指示等を受け、1月25日10:00からW集落の住民約200人を域内避難させる。 (2) 避難誘導の方法については、武装工作員に関する各現場における宮城県警察、宮城海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。
気象の状況	天候：晴れ 気温：7度 風向：西 風速：7m
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	仙台市×区甲乙10番地（W集落全域）
避難先と避難誘導の方針	(1) 市長は、政府国民保護対策本部の避難措置の指示及び県の避難指示に基づき、1月25日10:00以降、W集落の住民210人をF町に避難させる。 (2) 集落外避難は、指定した一時集合場所（東部地区コミュニティセンター、西会館、南集会所）に集合させ、避難者の掌握、避難者情報（健康状態等）の収集を行う。一時集合場所までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定する。 (3) 一時集合場所での避難者の滞留を避けるため、一時集合場所の集合時間を第1グループ、第2グループの2組に分け、時間差を設けて集合させる。 (4) 避難施設への移動は、1月25日10:00以降、自衛隊車両等により行う。 (5) 避難誘導の方法については、各現場において、宮城県警察、市消防局、自衛隊等からの情報や助言により、適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても修正する。 避難先は、F町のホテルを指定する。各ホテルには、避難間、職員を常駐させ、避難住民に対する情報の提供、問い合わせへの対応を行う。 (6) 避難経路における職員の配置 一時集合場所までの要所に警察、自衛隊等防護力を有する者の配置を依頼する。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。
避難開始日時	1月25日10:00（第1グループ）、1月25日11:00（第2グループ）

避難完了予定日時	1月25日12:00
2-3 関係機関等の措置等	
措置の概要	<p>(1) 市対策本部 関係機関等の協力を得て、住民避難の全般統制を行う。</p> <p>(2) 宮城県 ① 県国民保護対策本部を設置し、県国民保護計画に基づき対応中 ② 医療救護活動の構築に向け関係機関と調整中 ③ 県内市町村から情報収集中</p> <p>(3) 宮城県警察 ① 域内避難間のW集落の警戒、避難者の警護 ② 市対策本部にリエゾンを派遣</p> <p>(4) 自衛隊 ① O方面隊は、防衛出動命令を受け行動中 ② 国民保護等派遣により行動中の部隊は、引き続き、宮城県警察と共同して行動中 ③ 市対策本部にリエゾンを派遣予定</p> <p>(5) 市消防局 W集落の災害時要援護者の避難支援について関係機関と調整中</p>
連絡調整先	<p>(1) 本避難実施要領の伝達 市対策本部から各部等、宮城県、市消防局、宮城県警察、自衛隊及び関係機関に電子メール及びFAXで伝達する。伝達に先立って、概要を電話で伝達する。</p> <p>(2) 職員の派遣 国の現地対策本部に職員1名を派遣</p> <p>(3) その他関係機関の連絡調整先 ① 宮城県警察（警備部警備課） ② 自衛隊（第22即応機動連隊） ③ W集落自治組織（OO氏）</p> <p>(4) 状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡を取る必要が生じたときは、別に定めた緊急連絡先に従い連絡調整を図る。</p>
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	<p>(1) 事態の特性 武装工作員が潜伏している広範な地域で搜索・掃討を行うため、1ヶ月以上の期間を要すると考えられる。</p> <p>(2) 事態の特性を踏まえた避難実施上の留意事項 1ヶ月以上の避難期間となることが考えられる。</p>
地域の特性	<p>(1) 地域の特性 ① W集落と市街地を接続する通称「W街道」は、山間部を切り開いた道路である。 ② W集落は、高齢者の割合が高く避難行動に時間を要することが考えられる。 ③ W集落の町内会組織の活動は活発である。</p>

	(2) 地域の特徴を踏まえた避難実施上の留意事項 ① W街道通行時に左右の山林部から攻撃を受ける可能性があるため、輸送間の防護が重要となる。 ② 集落内での情報伝達には町内会内の連絡網を活用する。		
時期による特性	(1) 時期の特性 現在のW街道の積雪は、約5cmであるが、今後、更なる積雪も予想される。 (2) 時期の特徴を踏まえた避難実施上の留意事項 W街道の除雪の準備をしておく必要がある。		
4 避難者数 (単位:人)			
地区名	W集落		
避難者数 (計)	210		
うち災害時要援護者数	10		
うち外国人等の数	0		
5 避難施設			
5-1 避難施設			
避難先地域	仙台市F町		
避難施設名	ホテルA	ホテルB	ホテルC
所在地	F町1丁目・・・	F町2丁目・・・	F町3丁目・・・
収容可能人数 (人)	500	1000	300
連絡先 (電話等)	電話:	電話:	電話:
連絡担当者	氏名: 連絡先:	氏名: 連絡先:	氏名: 連絡先:
その他の留意事項等	(1) 各ホテルに職員を常駐させ、避難者のニーズの把握、要望等への対応、最新の情報提供等を行う。 (2) 避難の長期化が確定的となった場合を想定して、避難生活全般についての避難者説明会を検討する。		
5-2 一時集合場所			
一時集合場所名	東部地区コミュニティーセンター	西地区会館	南地区集会所
所在地	・・・	・・・	・・・
連絡先 (電話等)	電話:	電話:	電話:
連絡担当者	氏名: 連絡先:	氏名: 連絡先:	氏名: 連絡先:
その他の留意事項	潜伏している武装工作員からの脅威があるため、迅速な行動が求められる一方、W集落は高齢者が多く、避難行動に時間を要することが想定される。このため、以下の事項を事前に周知して、少しでも早い域内避難の実現を目指す。 (1) 集合時間を厳守し、早めの行動を心掛けるよう協力を呼び掛ける。ただ		

	し、避難行動に移るのは警備の態勢が整う 8:00 以降とするよう注意喚起する。 (2) 避難に関する問い合わせ先（市対策本部）を周知する。	
6 避難手段等		
避難手段	(1) 輸送間の安全を確保するため、武装作業員からの攻撃に対する防護力がある、自衛隊装甲車等を使用する。 (2) 自衛隊装甲車での移動が困難な障害者等をバス等で輸送する場合は、自衛隊等に輸送間の警護を要請する。	
輸送手段の詳細	種類・車種等	自衛隊の計画するところによる。
	台数	
	輸送可能数	
	連絡先	
輸送力の配分の考え方	—	
その他輸送手段	災害時要援護者	—
	その他（入院患者等）	—
7 避難経路		
避難に使用する経路	W集落～W街道～県道○号線～避難所	
交通規制	実施者の確認	W警察署
	規制に当たる人数	○人
	規制場所	W集落と市街地を結ぶ唯一の道路である、W街道（約2 km）の入口（市街地側）で交通を規制し、許可を受けた車両以外の通行を規制する。
警備体制	実施者の確認	宮城県警察及び自衛隊が共同・連携して行う。
	規制に当たる人数	○人
	規制場所	関係機関と調整した警備要領は以下のとおり。 (1) W集落内 主として自衛隊装甲車で集落内を巡回警備する。 (2) 一時集合場所 各一時集合場所に警察官を配置するとともに、武装した自衛官を待機させる。 (3) W街道通行時 装甲車又は人員輸送用トラックを使用し、所要の車両で車列の同行警護を行う。
8 避難誘導方法		
8-1 避難（輸送）方法		

地区		W集落
一時集合場所への集合	誘導の実施単位	—
	移動手段	一般の避難者は徒歩、災害時要援護者は個別に調整した移動手段による。
	避難先	—
	集合時間	第1グループ：1月25日9:00 第2グループ：1月25日10:00
	その他（誘導責任者等）	—
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	グループ単位
	輸送手段	バス等
	避難経路	W集落～W街道～県道○号線～避難施設
	避難先 避難先	ホテルA（仙台市F町○丁目○番） ホテルB（仙台市F町△丁目○番） ホテルC（仙台市F町×丁目○番）
	避難完了予定日時	1月25日12:00
	その他（誘導責任者等）	手荷物は1人1個とし、その他の荷物は、資材車として使用する自衛隊トラックに積載する。荷物は、1月25日6:00から集落内を巡回しつつ集荷する。
災害時要援護者等の避難方法	誘導の実施単位	個人ごと
	災害時要援護者への支援事項	(1) 要援護の内容に応じて個別に対応する。この際、家族等の同行を依頼し、適切なアドバイスを受ける。また、支援要領について事前に家族等と打ち合わせる。 (2) W集落から離隔することを優先する。
	輸送手段	自衛隊車両
	避難経路	W集落～W街道～各避難先
	避難先	当初、一般避難所に避難し、その後、要援護避難者の状態及び家族等との調整に基づき、避難施設（避難先）を調整する。
	避難開始日時	要援護避難者は通常の避難者よりも避難に時間がかかることから、一般避難者の避難開始日時に関わらず、避難の調整が終了次第、個別に避難を開始する。この際、避難間の警戒・警護の効率化の観点から、できるだけまとまって移動できるよう調整する。
避難完了予定日時	—	
8-2 職員の配置方法		
配置場所	市対策本部は関係機関と調整し、要避難地域から避難所にわたる間の職員の配置場所及び配置数を決定する。	

	<p>(1) 要避難地域（W集落） 武装工作員の脅威が高いため、W集落内での行動は自衛隊、警察等に依頼する。 市職員等がW集落内で行動する場合は、武装した自衛官等の警護を依頼する。</p> <p>(2) 避難経路（W街道） 人の配置は行わず、通行する車両の同行警護とする。</p> <p>(3) 各避難施設 市職員を配置する。</p> <p>(4) 政府現地対策本部（宮城県庁内） 市職員を派遣する。</p>
人数	<p>(1) 避難施設 各〇人</p> <p>(2) 政府現地対策本部 〇人</p>
現地調整所	設置しない。
8-3 残留者の確認方法	
確認者	武装工作員に対する防護力を備えた自衛隊、警察等に依頼する。
時期	—
場所	—
方法	—
措置	—
終了予定日時	1月25日12:00まで終了するように依頼する。
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	避難施設に到着するまでの間の食事の提供は行わない。
食事場所	—
提供する食事の種類	—
実施担当部署	—
8-5 追加情報の伝達方法	
避難の段階に応じて、避難に対応している職員等から伝達する。	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
基本事項	<p>(1) 避難の前提として周知すべき事項</p> <p>① 避難が1ヶ月以上の期間になることを想定した準備をする。</p> <p>② 自宅等にある保存食をできるだけ携行するよう促す。</p> <p>(2) 携行品 最小限の現金及びクレジットカード等の貴重品、身分証明書等（マイナンバーカード、運転免許証等の公的なものが望ましいが、ない場合は、学生証、社員証等の顔写真付きの証明書等）、常備薬、着替え、マスク、日用品等</p> <p>(3) 服装 動きやすい服装が望ましい。寒冷期であるため防寒には特に留意する。</p>

	(4) 居宅等の処置 長期間、居宅を空けるため出火防止、水道の凍結防止、施錠に特に注意する。
事態の特性	空き家を武装工作員が隠れ家として利用することが考えられるため、あらかじめ配布した資料に基づき所要の処置を確実に行った後、避難する。
時期の特性	日出前/日没後の時間が長いため、夜間行動能力に長けている武装工作員が活動する時間が長い。 寒冷期であり、防寒対策を行う。
一時集合場所での対応	人が密集する場所は、攻撃の標的となりやすいので、一時集合場所に留まる時間を最小限とするよう、円滑な手続きが行えるよう協力を求める。
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
(1) 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるため、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つことに心がけなければならない。 (2) 誘導に当たる職員は、防災服等や腕章等を装着して、誘導員であることの立場や役割を明確にするとともに、避難者からその活動に理解・協力を求める。 (3) 誘導に当たる職員は、避難者の求めに応じて正確な情報提供を行い、安心感の付与と混乱の防止に努める。 (4) 屋外で活動する職員は、自らの安全を確保するため、特殊標章を装着する。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	極力、武装工作員に避難情報が漏洩しないような手段（SNS、携帯電話等）を使用して情報伝達を行う。戸別訪問による伝達が必要な場合は、防護能力を有する関係機関等に協力を依頼する。
避難実施要領の伝達先	(1) 市民（住民の避難行動に関係する内容のみ） (2) 関係機関 ① 宮城県国民保護対策本部事務局 ② 宮城県警察（警備部警備課） ③ 宮城海上保安部（管理課） ④ 自衛隊（第22即応機動連隊） ⑤ 日本赤十字社宮城県支部（事業推進課）
職員間の連絡手段	電話番号表（略）による。
12 緊急時の連絡先	
市対策本部	電話： FAX： メール：

8 避難実施要領の作成例 8

【想定事態：着上陸侵攻】

着上陸侵攻が想定される場合は、侵攻の排除、住民の避難、経済社会活動の維持等について国が総合的な計画を作成し、その計画にしたがって自治体及び関係機関が行動するものと考えられる。

域外避難における、避難実施要領を作成するに当たっては、国の全般的な統制に基づいて、その細部事項を市が作成することになると考えられる。市独自に作成することはできない。このため、「避難実施要領の作成例」を記載するに当たっては、具体的な事態を想定した記述とはせず、記載イメージを記述するに留める。

避難実施要領の概要

避難のパターン	避難のパターン 3： 域外避難を行うと考えられる事態
避難先	域外避難
場面設定	宮城沖から某国の軍隊が着上陸侵攻を行う可能性が高いと判明した状況
政府の体制等	政府対策本部の設置
市の体制	市対策本部体制
避難指示の根拠	宮城県の避難の指示を想定した準備
避難規模	仙台市全域
避難期間	数か月に及ぶものと想定

※ 特に留意が必要な環境下における避難に際しては、必要な事項を避難実施要領に盛り込むことに留意すること。

<特に留意が必要な環境下において避難を行う場合の留意事項の参照先>

- NBC攻撃が行われた場合 …P63～66
- 避難間にゲリラ等の脅威が考えられる場合 …P53～54
- その他避難環境（悪天候、夜間避難等）を考慮する必要がある場合 …P66～67

避 難 実 施 要 領

仙 台 市 長
10月1日 12:00 現在

1 宮城県からの避難の指示の内容

避難措置の指示に示す量は、膨大になると考えられる。このため、政府が広域避難についての大枠を計画し、関係自治体は政府作成の計画の枠組みの範囲で細部計画を作成するものと考えられる。

避難実施要領においては、政府が作成した広域避難に関する計画等を添付することが考えられる。

- (1) 要避難地域
仙台市

- (2) 避難先地域
相当多数の自治体への分散避難になると考えられる。
- (3) 住民避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要（例）
- ① 宮城県警察による交通規制
 - ② 宮城海上保安部による警戒区域の設定、船舶内に在る者へ避難指示
 - ③ 交通事業者、運送事業者に対する、避難者輸送に関する政府等からの協力の要請
 - ④ 放送事業者に対する、市民への情報提供や広報等に関する政府等からの協力の要請
- (4) 避難のための交通手段
（侵攻の緊迫度等、移動間の安全を前提として、鉄道、船舶（フェリー等）、航空機（民間航空機）を使用するとともに、状況により自衛隊が保有する輸送手段も使用することが考えられる。また、自家用車による避難についても方針が示されるものと考えられる。）
- (5) 避難すべき住民の数
基本的に要避難地域内の住民全員が避難対象となるが、避難者をどのようにグルーピングし、どのような順序で避難させるのか、避難にかかる業務に従事する者はいつ、どのような要領で避難させるのか等についても示されることが考えられる。
- (6) 避難のために利用される国道や県道などの主要な避難経路
自主的に自家用車で避難する者が使用する経路、行政の指示に基づき行政の計画により避難する者が使用する経路、防衛作戦を行う自衛隊が使用する経路等の使い分けに関する方針が、政府から示されることが考えられる。
- (7) 避難住民の運送を行うこととなるバスや鉄道の主な交通手段
あらゆる輸送手段が使用されることが考えられるが、一般用と避難者用をどのように区分するのかについて、政府から方針が示されることが考えられる。

2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	—
発生場所	—
実行の主体	某国
事案の概要と被害状況	<p>対処基本方針の内容等を踏まえ、必要な事項を補足して記載する。 そのイメージは下記のとおり。</p> <p>(1) 8月以降、某国との関係は悪化しており、双方の経済制裁、要人の入国禁止等の行われ対立がエスカレートしている。</p> <p>(2) 同年9月1日、某国とは事実上の国交断絶状態に至った。</p> <p>(3) 政府は、某国の着上陸侵攻要領について専門家による検討を踏まえ、3つの地域をその予想地域として指定した。宮城沖は、着上陸侵攻が予想される地域の1つとして挙げられた。</p> <p>(4) 政府は9月20日、Z軍の大規模な集結が確認されているとして、安全保障会議を開催し、事態対処法に基づく対処基本方針を決定するとともに、政府国民保護対策本部を設置した。</p> <p>(5) 政府対策本部は9月22日、全国の都道府県に対して警報を発令するとともに、すべての自治体を国民保護対策本部を設置すべき自治体に指定することを通知した。</p> <p>(6) 政府対策本部は、9月22日、避難に関する全般的な構想を決定し、関係自治体に示した。</p>

	(7) 政府対策本部は、9月25日、1週間～10日後に某国の着上陸侵攻が開始されると判断し、関係自治体に対し避難措置の指示を通知した。
今後の予測・影響と措置	政府対策本部の避難措置の指示、宮城県の避難の指示に基づいて記載することとなる。 「仙台市は政府対策本部の避難措置の指示及び宮城県の避難の指示に基づき9月26日以降、域外避難を行う。」等の記載が考えられる。
気象の状況	－
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	仙台市
避難先と避難誘導の方針	政府対策本部の避難措置の指示、宮城県の避難の指示に基づいて記載することとなる。そのイメージは下記のとおり。 (1) 市長は、政府国民保護対策本部の避難措置の指示及び県の避難指示に基づき、9月26日以降、〇つの自治体に分散して避難する。 (2) 避難期間を段階区分し、優先順を設けて避難を行う。災害時要援護者は避難に時間を要することから最も早い段階で避難を開始する。 (3) 輸送手段はあらかじめ指定した航空機、船舶、鉄道によるものとする。10月5日以降の自家用車等による自主避難は指定した経路を使用する。 (4) 避難先駅（空港、港湾）到着後の移動は、各受入先自治体の計画による。 (5) 誘導を行う職員に対して、特殊標章を交付し装着させる。
避難開始日時	9月26日
避難完了予定日時	10月10日
2-3 関係機関等の措置等	
措置の概要	市対策本部及び関係機関は、国民保護計画、国民保護業務計画等に基づく措置を行っている。
連絡調整先	(1) 宮城県国民保護対策本部事務局 (2) 宮城県警察（警備部警備課） (3) 宮城海上保安部（管理課） (4) 自衛隊（第22即応機動連隊） (5) 日本赤十字社宮城県支部（事業推進課）
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性（除染の必要性等）	避難措置の指示等を受け、避難を具体化する上で特徴的な事項を記載する。想定される特性の一例は以下のとおり。 (1) 着上陸が行われる場所は、直前まで不明である。 (2) 侵攻地域には、侵攻に先立って弾道ミサイル、航空攻撃、特殊部隊の攻撃等が行われることが考えられる。 (3) インフラ施設等に対するサイバー攻撃が併用される可能性がある。
地域の特性	(1) 仙台市は、陸・海・空路を併用した大規模な避難が可能である。 (2) 仙台市は、他自治体からの避難者の通過点として、避難開始以後は相当数の人流が予想される。
時期による特性	(1) 避難が長期化すれば避難間に季節が変わる。 (2) 仙台とは天候の異なる地域への避難となる。

4 避難者数 (単位：人)	
地区名	<p>政府対策本部の避難措置の指示、宮城県の避難の指示に基づいて記載することとなる。この際、平時に準備した町丁目ごとの住民数、災害時要援護者情報登録制度利用者等の資料を活用するとともに、避難情報提供システムなども活用する。</p>
避難者数 (計)	
うち災害時要援護者数	
うち外国人等の数	
5 避難施設	
5-1 避難施設	
避難先地域	<p>政府対策本部の避難措置の指示、宮城県の避難の指示に基づいて記載することとなる。以下の点について考慮する。</p> <p>(1) 宮城県に着上陸侵攻が行われる場合は、仙台市を中心として南北約 200 km にわたる地域が戦場になると仮定すれば、岩手県南部から福島県北部までが要避難地域に指定されることとなり、避難者数は数百万人以上になると考えられる。</p> <p>(2) 数百万人以上の避難者の受け入れ先は、多数の自治体に分散されることが考えられる。</p> <p>(3) 避難期間は数ヶ月以上に及ぶことも考えられる。</p>
避難施設名	
所在地	
収容可能人数 (人)	
連絡先 (電話等)	
連絡担当者	
その他の留意事項等	
5-2 一時集合場所	
一時集合場所名	<p>政府対策本部の避難措置の指示、宮城県の避難の指示に基づいて作成した輸送計画において、一時集合場所を設定する場合は記載する。</p>
所在地	
連絡先 (電話等)	
連絡担当者	
その他の留意事項	
6 避難手段等	
避難手段	<p>政府対策本部の避難措置の指示、宮城県の避難の指示に基づいて記載する。</p> <p>定員の目安は、新幹線（東北新幹線 E 5 系 10 両編成）約 700 人、航空機 150～500 人、船舶（フェリー）500～3000 人である。この際、目的の自治体までは複数の交通機関を使用することや、途中で乗り換えが必要となる場合、移動の途中で宿泊を伴う場合も考えられる。また、各交通機関は、持ち込める手荷物の大きさ、個数に制限がある。</p>
輸送手段の詳細	
輸送力の配分の考え方	
その他輸送手段	
7 避難経路	
避難に使用する経路	<p>政府対策本部の避難措置の指示、宮城県の避難の指示に基づいて記載する。</p> <p>避難者が膨大な数であることに加え、避難者以外の利用者、公用車等が、それぞれの目的に応じて、円滑な交通の流れを確保するために、国が道路の使用要領を統制することが考えられる。</p>

交通規制	広域避難開始後は、交通量が激増する。円滑な移動の流れを確保するため、一方通行の指定や時間帯に応じた優先通行等を行うことが考えられる。
警備体制	避難開始後は人流が増え、また、侵攻国が着上陸侵攻に先立って市中でゲリラ攻撃やテロを行うことや、避難者を輸送する交通機関を標的とした攻撃も考えられる。このような状況のなかで、計画的な避難を行うためには、警備が極めて重要となる。 関係機関が行う警備について、協力を求められた場合には、対応できる範囲で応じることが考えられる。
8 避難誘導方法	
8-1 避難（輸送）方法	
上記「6 避難手段等」に記載	
8-2 職員の配置方法	
(1) 職員の配置先を決定するに当たっての前提	
① 避難に関する業務以外の多様な業務の発生 着上陸侵攻が予想される場合、広域避難の実施に係る業務以外にも、通常行わない様々な業務が発生する。一例として、自衛隊が防衛作戦準備のため必要と認める時は土地や家屋を収容することが可能となるが、私有財産の管理に関する業務や手続きについても極めて多くの業務が発生すると考えられる。	
② 業務の優先順位 広域避難を行う際には、避難に関する業務のみならず、上記に係る業務も含め、通常にはない業務が激増する。その中で優先順位の高い業務を定め、職員を割り当てることになる。	
(2) 職員の配置先	
① 輸送端末における職員の配置 仙台駅、仙台港、仙台空港等の主要な輸送端末地に、避難連絡所を設置して、各種の問い合わせへの対応、連絡調整、避難者リストによる避難住民の確認を行う。	
② 避難先自治体 避難先が比較的近傍かつ少数であれば、避難先自治体に職員を派遣し、避難先自治体と連携して避難者の円滑な受け入れ体制を構築する。	
③ 臨時の相談窓口等 広域避難を行うに当たっては、専用の窓口を開設し、広範多岐にわたる市民からの問い合わせに対応する。	
8-3 残留者の確認方法	
政府対策本部等の示す要領にしたがって、残留者の確認を行う。	
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
政府対策本部等の示す要領にしたがって、避難誘導時の食糧の支援及び提供を行う。	
8-5 追加情報の伝達方法	
避難者が全国規模で移動し、行政機関の移転も伴うなかでの情報伝達は、国、県、市が放送事業者の協力を得ながら一体的に行うことになると考えられる。	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
(1) 着上陸侵攻を前提とした避難は、①帰還についての見通しが立たない、②相当長期間の避難が予想される、③要避難地域が戦場となるなど、ほかの事態における避難とは異なる。	

<p>(2) 避難時の留意事項は、国がまとめ、政府ホームページに公開されるとともに、関係自治体を通じて対象者に伝達されるものと考えられる。</p> <p>示される内容として想定されるのは、①避難前の留意事項（避難間の留守宅等の管理、保全、補償等に関して事前に行っておくべき手続き等）、②避難時の留意事項（服装、携行品、手荷物制限、移動中の食事、宿泊等）、③避難先での留意事項（生活、学校、仕事、医療、福祉等）等が考えられる。</p>	
<p>10 誘導に際しての留意事項（職員）</p>	
<p>(1) 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるため、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つことに心がけなければならない。</p> <p>(2) 誘導に当たる職員は、防災服等や腕章等を装着して、誘導員であることの立場や役割を明確にするとともに、避難者からその活動に理解・協力を求める。</p> <p>(3) 誘導に当たる職員は、避難者の求めに応じて正確な情報提供を行い、安心感の付与と混乱の防止に努める。</p> <p>(4) 屋外で活動する職員は、自らの安全を確保するため、特殊標章を装着する。</p>	
<p>11 情報伝達</p> <p>避難者が全国規模で移動し、行政機関の移転も伴うなかでの情報伝達は、国、県、市が放送事業者の協力を得ながら一体的に行うことになると考えられる。</p>	
<p>12 緊急時の連絡先</p>	
市対策本部	<p>電話：</p> <p>FAX：</p> <p>メール：</p>